

安 来 市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

（ 第 3 期 計 画 ）

人と地域で支え、助け合う、共生社会のまちづくり



令和2年3月

安 来 市

安来市社会福祉協議会

第3期安来市地域福祉計画・地域活動計画

【目次】

第1章 地域福祉計画の策定について

第1節 地域福祉計画策定の趣旨……………	P	1
第2節 地域福祉計画の策定について……………	P	1
第3節 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について……………	P	7

第2章 安来市の現状と課題

第1節 統計からみる安来市の現状……………	P	8
第2節 生活支援に関するアンケート調査からみる安来市の現状と課題…	P	1 9
第3節 第2期計画の評価・見直しについて……………	P	5 1

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1節 基本理念（スローガン）……………	P	5 5
第2節 基本目標……………	P	5 5
第3節 計画の体系……………	P	5 7

第4章 目標に向けた取り組み

基本目標1 人と地域を支える体制を目指す

1. 地域福祉活動の促進……………	P	5 8
2. 地域での居場所づくりの推進……………	P	6 1
3. 自死を防ぐ社会づくり……………	P	6 3
4. 地域福祉活動の啓発……………	P	6 5
5. 福祉関係に従事する人材の確保……………	P	6 7

基本目標 2 総合的な相談支援を推進する

1. 地域包括支援センターの充実強化…………… P 6 8
2. 成年後見制度の充実…………… P 7 0
3. 虐待や DV から守るための支援…………… P 7 2
4. 生活支援事業と権利擁護センターの運営…………… P 7 4

基本目標 3 安心して住み続けられるまちづくりをめざす

1. 災害に備えた支え合い体制の構築…………… P 7 6
2. 防犯・見守り活動…………… P 7 8
3. 福祉環境の整備…………… P 8 0

基本目標 4 地域の福祉課題に取り組む

1. 介護予防・認知症対策…………… P 8 2
2. 子育て支援…………… P 8 4
3. 障がい者福祉…………… P 8 6
4. 生活困窮者支援…………… P 8 8
5. 高齢者と生きがい対策…………… P 9 0
6. 健康づくりと食育の推進…………… P 9 2
7. 再犯防止施策の推進…………… P 9 4

第 5 章 資料編

1. 用語解説…………… P 9 6
2. 第 2 期計画以降の行政（健康福祉部・社協）の動き…………… P 1 0 4
3. 第 2 期計画以降の検討委員会の経過…………… P 1 0 7
4. 安来市地域福祉計画検討委員会設置要綱…………… P 1 0 8
5. 安来市地域福祉計画検討委員会委員名簿…………… P 1 1 0
6. 安来市地域福祉計画検討委員会事務局名簿…………… P 1 1 1
7. あとがき…………… P 1 1 2

第1章 地域福祉計画の策定について

第1節 地域福祉計画策定の趣旨

(1) 地域共生社会の理念

超高齢社会、人口減少、複合的な支援を必要とする人が増加する中、「地域共生社会」では、こうした社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を『我が事』として主体的にとらえて、包括的に『丸ごと』受け止めて課題解決に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

(2) 社会福祉法改正の概要

社会福祉法が改正（平成29年6月2日交付・平成30年4月1日施行）され、地域福祉計画及び地域福祉支援計画の策定について、任意とされていたものが努力義務とされ、福祉の各分野における共通事項を定めた「上位計画」として位置づけられました。（第107条、第108条）

(3) 本市の地域福祉を取り巻く環境

本市においても、人口減少、少子高齢化が進行し、人口減少が続いており、この傾向は今後も続く予想されています。子どもの出生数は、年によって偏りが見られますが、概ね280人前後で推移し、緩やかな減少傾向にあります。合計特殊出生率は、全国平均より高いものの、人口維持に必要な数値を下回っています。高齢化率も36パーセントで、世帯構造においては、高齢世帯・単身世帯の一般世帯に占める割合が高くなっている状況です。

地域福祉を取り巻く課題は年々多様化・複雑化してきており、何らかの支援を必要とする人を地域全体で支えることの必要性はますます高まっています。

第2節 地域福祉計画の策定について

(1) 地域福祉計画の性格・役割

地域福祉計画は、地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決を図るための具体的な仕組みや取組みを定めるものであり、住民ニーズや地域の現状を踏まえた住民本位の施策が構築できます。また、福祉各分野の共通事項が記載されることから、福祉分野の「上位計画」として位置づけられており、他の福祉計画等と調和を図り、かつ福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定する必要があります。

（２）地域福祉計画の組み立て

・地域福祉計画に盛り込む事項

- ①地域における高齢者、障害者、児童、その他の福祉に関し、共通して取り組む事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（包括的な支援体制整備事業を実施する場合）

・厚生労働省通知に示され、盛り込む必要があるもの

- ①要援護者の支援方策
- ②高齢者等の孤立防止対策等
- ③生活困窮者自立支援方策

その他、福祉教育、福祉人材確保、防災・減災対策への取り組みなど、安来市の現状を踏まえて第３期計画として盛り込む部分を設定します。

（３）地域福祉計画の目標の設定

計画に掲げる個別施策については、可能な限り数値目標を設定し、可能な限り具体的に目標を示すことが望ましいとされており、第３期計画では、それぞれの施策に対する既存の関連計画の目標数値を掲載するものとします。

（４）社会福祉協議会との連携

地域福祉の取組みは、いかにして地域住民の声を反映させ、福祉活動推進の担い手として参加を得るかが重要で、行政と民間（社協）の二つの福祉計画が車の両輪のように同調して策定・実践されることが望まれます。

第３期安来市地域福祉計画は、安来市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定を行い、計画に統一性を持たせ、施策の推進を図るものとします。

（５）計画の評価

計画の進行管理にあたっては、ＰＤＣＡサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））に基づき、「安来市地域福祉計画検討委員会」において、地域福祉施策の実施状況を毎年度点検・評価します。また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行うものとします。

改正社会福祉法【抜粋】

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

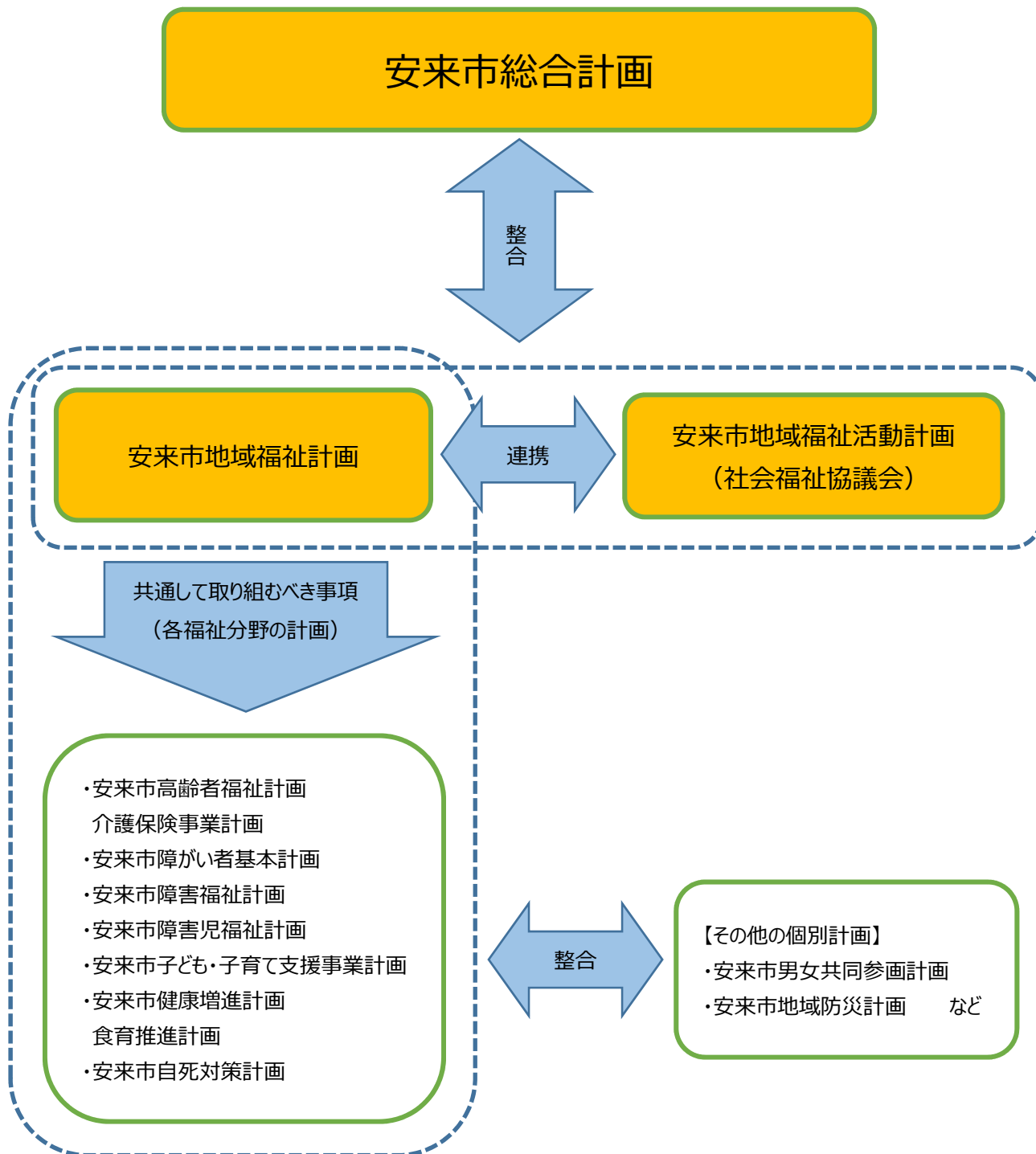
（市町村地域福祉計画）

第 1 0 7 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通してと取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(6) 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である安来市総合計画に基づく福祉分野の上位計画として、高齢者、障がい者、子ども・子育て、その他の各分野について、共通して取り組むべき事項を定めます。



(7) 計画期間

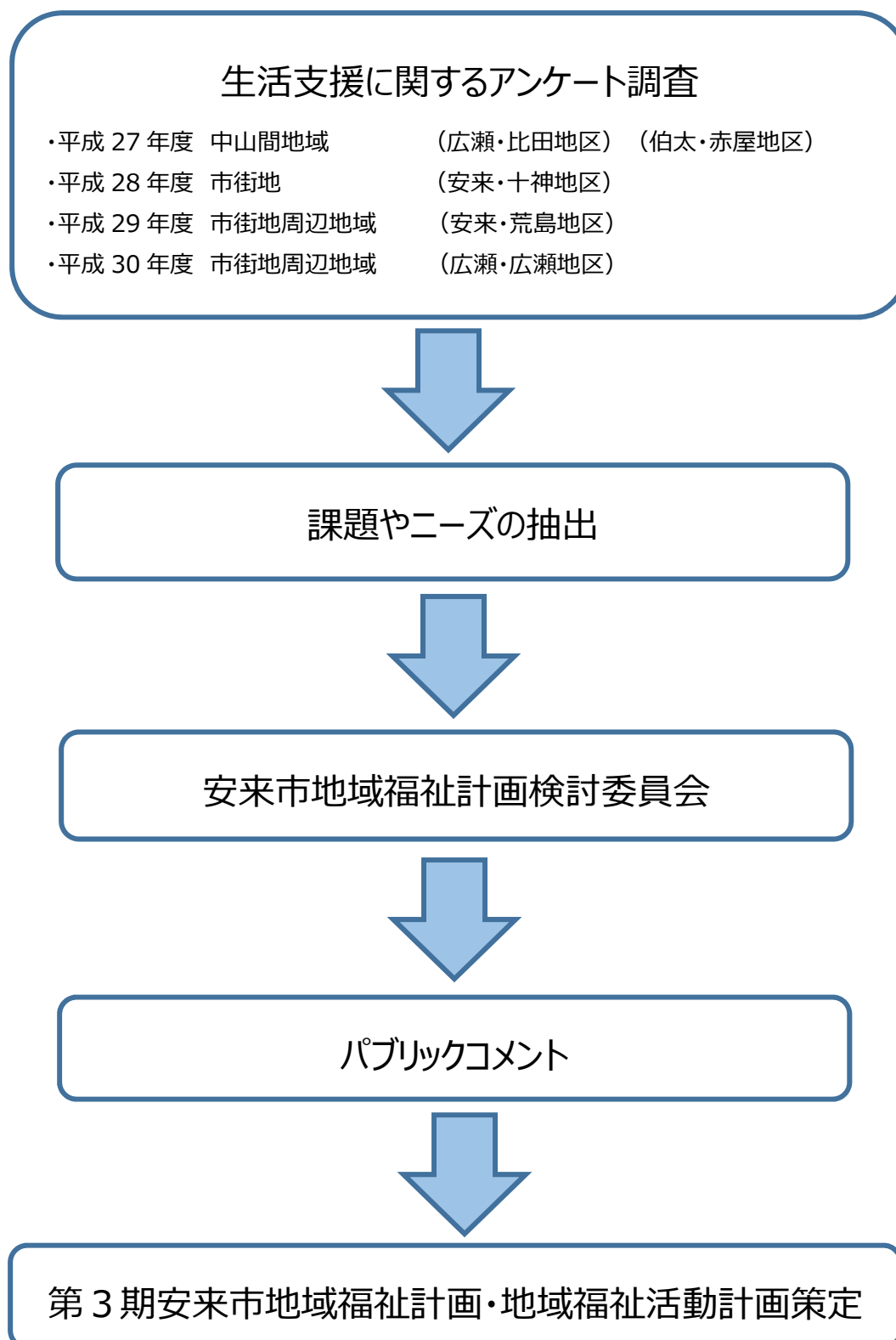
本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

今後、本計画の計画期間中に、関連法の改正や社会情勢の変化等が生じたときは、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総合計画		第2次 (H28～R7)									
地域福祉計画	第2期 (H27～R1)					第3期 (R2～R6)					
地域福祉活動計画		第2期 (H28～R1)				第3期 (R2～R6)					
高齢者福祉計画 介護保険事業計画				第7期 (H30～R2)			第8期 (R3～R5)				
障がい者基本計画				第3期 (H30～R5)							
障害福祉計画				第5期 (H30～R2)			第6期 (R3～R5)				
障害児福祉計画				第1期 (H30～R2)			第2期 (R3～R5)				
子ども・子育て支援 事業計画	第1期 (H27～R1)					第2期 (R2～R6)					

(8) 計画策定の体制

本計画は、平成27年度から平成30年度に実施した生活支援に関するアンケート調査をベースに、地域福祉活動の実践者、福祉関係団体、福祉事業所の意見等を取り入れ、安来市地域福祉計画検討（策定）委員会における検討を経て、策定を行いました。



第3節 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条及び108条に基づき策定される行政計画で、「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」があります。「市町村地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」といいます。）は、地域福祉推進の主体である地域住民や住民組織、関係団体の参加を得て、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となるサービスの内容や量、体制等を検討し、計画的に整備していくことを目的として策定するものです。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

安来市では、平成22年度に、第1期計画（平成22年度から平成26年度）を策定後、平成27年度に第2期計画（平成27年度から平成31年度（令和元年度））を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は市町村社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営む者が相互に協力し、地域福祉の推進を目的として策定する民間の活動・行動計画です。行政計画である「地域福祉計画」とは、理念や内容の一部を共有するなど、相互に連携を図りながら策定されます。

市社協では、平成28年度に第1期計画（平成28年度から令和2年度）を策定し、住民、民間、団体、市社協の協働による地域福祉実践に取り組んできました。

(3) 一体的な計画策定について

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の両計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、いわば車の両輪のような関係といえます。そこで、計画の理念や目的を共有して、施策や活動のより効率的・効果的な実施を目指して、安来市と市社協が協力して、両計画の一体的な策定を行います。

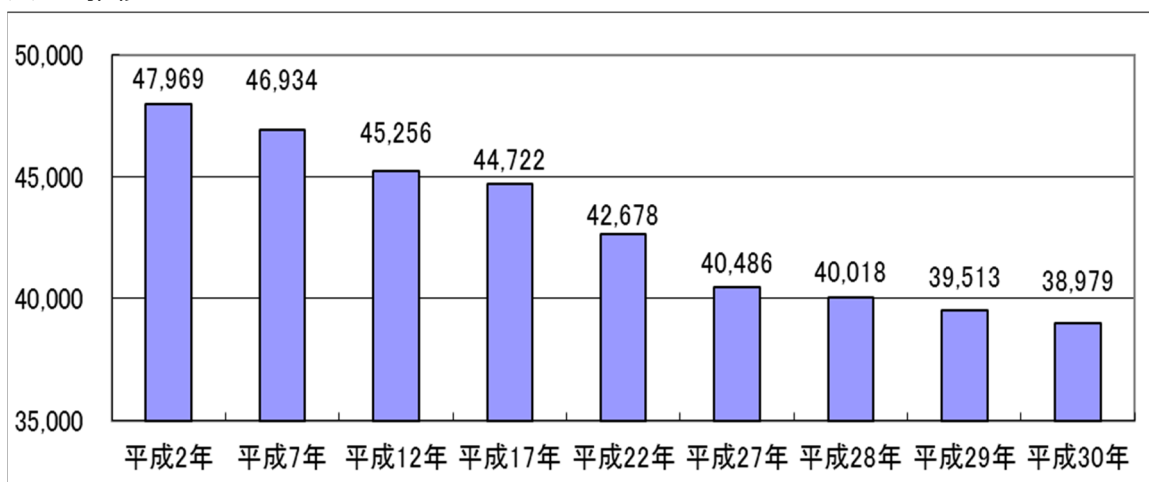
第2章 安来市の現状と課題

第1節 統計からみる安来市の現状

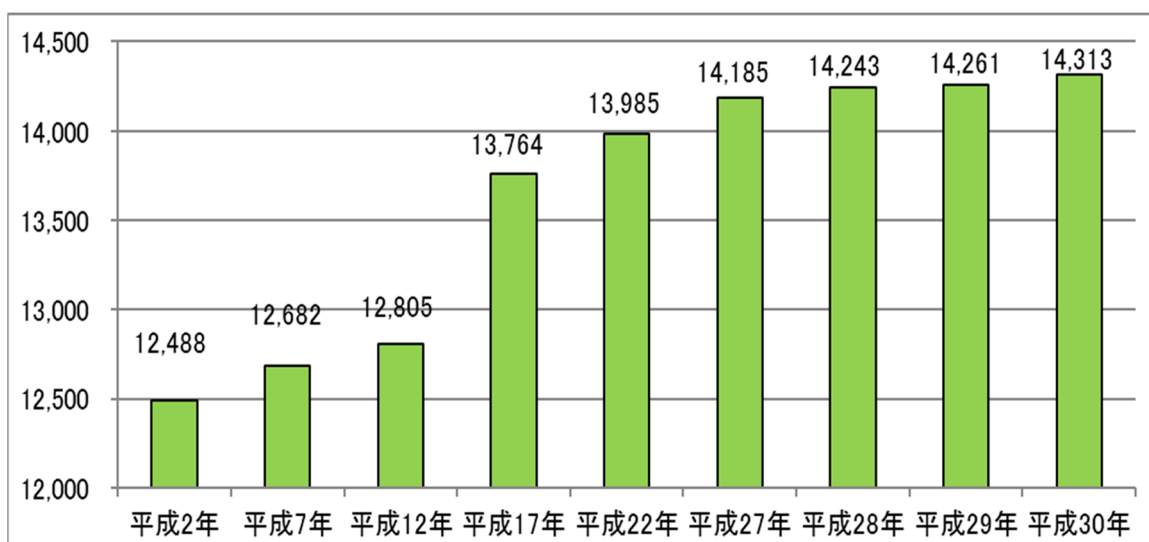
1. 人口・世帯数の年次推移

本市の人口は、平成30年では38,979人、世帯数は14,313世帯となっており、平成2年と比較すると人口は8,990人の減少、世帯数は1,825世帯の増加となっております。平均世帯人員については平成2年では3.84人ですが、平成30年では2.72人であり、単身世帯の増加、夫婦世帯の増加、子ども人数の減少が要因としてあげられます。

人口の推移



世帯数の推移



地区別人口と世帯数

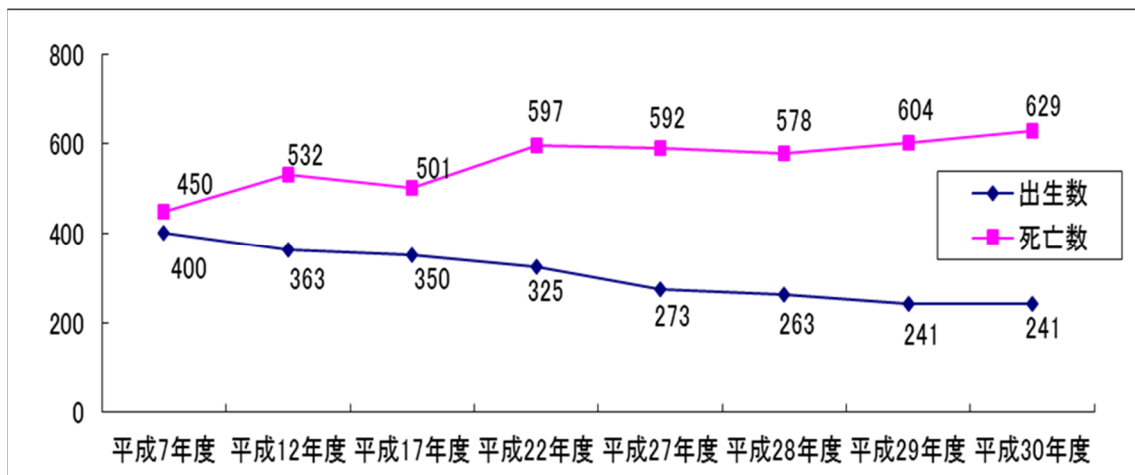
地区名	世帯数	人口	地区名	世帯数	人口	地区名	世帯数	人口
十神	2,798	6,754	広瀬	1,259	3,593	安田	506	1,507
社日	1,673	4,078	下山佐	200	492	母里	457	1,434
赤江	1,375	4,100	菅原	62	191	井尻	288	844
荒島	1,369	3,742	西比田	284	745	赤屋	286	723
飯梨	516	1,407	東比田	136	319	伯太地域	1,537	4,508
能義	434	1,421	上山佐	133	388			
大塚	337	937	奥田原	72	202			
吉田	148	463	布部	240	658			
宇賀荘	524	1,676	西谷	68	195			
島田	1,050	2,860	宇波	98	250			
安来地域	10,224	27,438	広瀬地域	2,552	7,033			

*人口、世帯数、地区別人口・世帯数 平成30年9月末現在（住民基本台帳より）

2. 出生と死亡の状況

出生と死亡による人口の動きをみると、死亡者数が出生者数を上回っており、出生、死亡の差からみる「自然動態」は近年マイナスで推移しています。

平成30年度では、自然動態がマイナス388人となっています。この人口減少数は、平成27年度から300人を超えて推移しています。



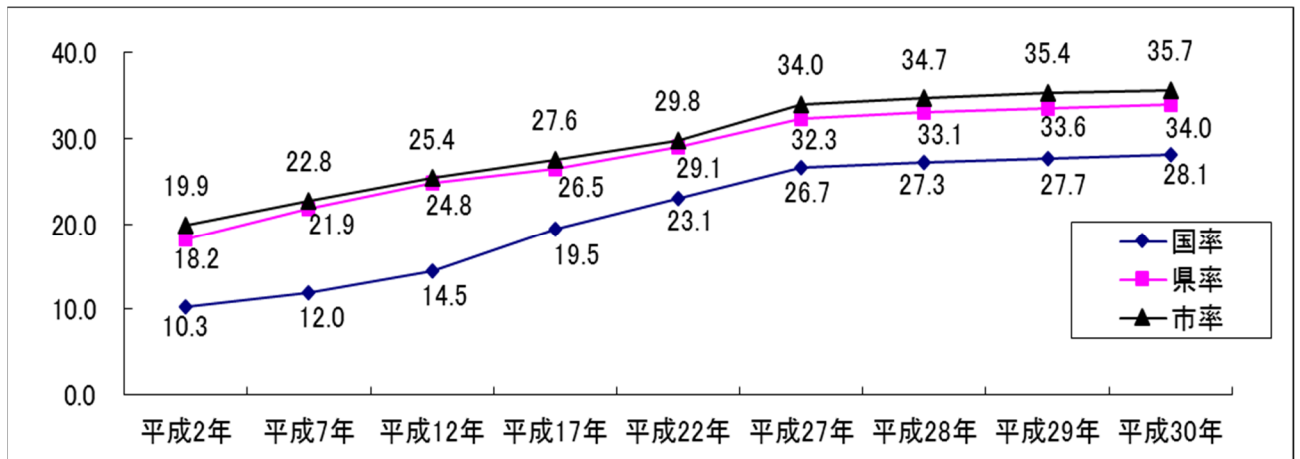
資料：安来市市民課調べ

3. 高齢化の状況

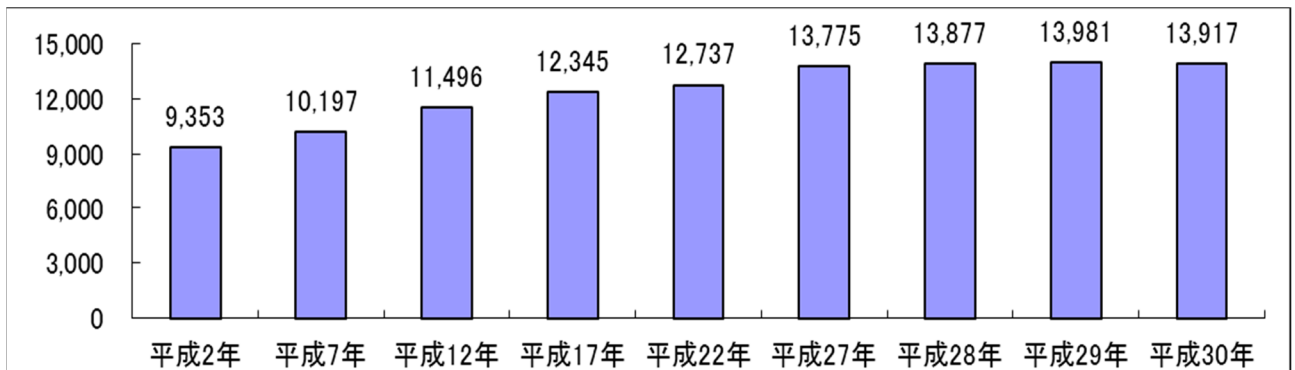
本市の高齢者人口（65歳以上）は年々増加傾向にあり、平成30年9月末現在では高齢化率は35.7%（13,917人）となっており、本市においては超高齢社会に入っている状況です。

地区別高齢化率で最も高い地区は、東比田地区で53.9%、次いで宇波地区が52.0%、奥田原地区が49.0%となっており、全体でも中山間地域での割合が高い傾向となっております。

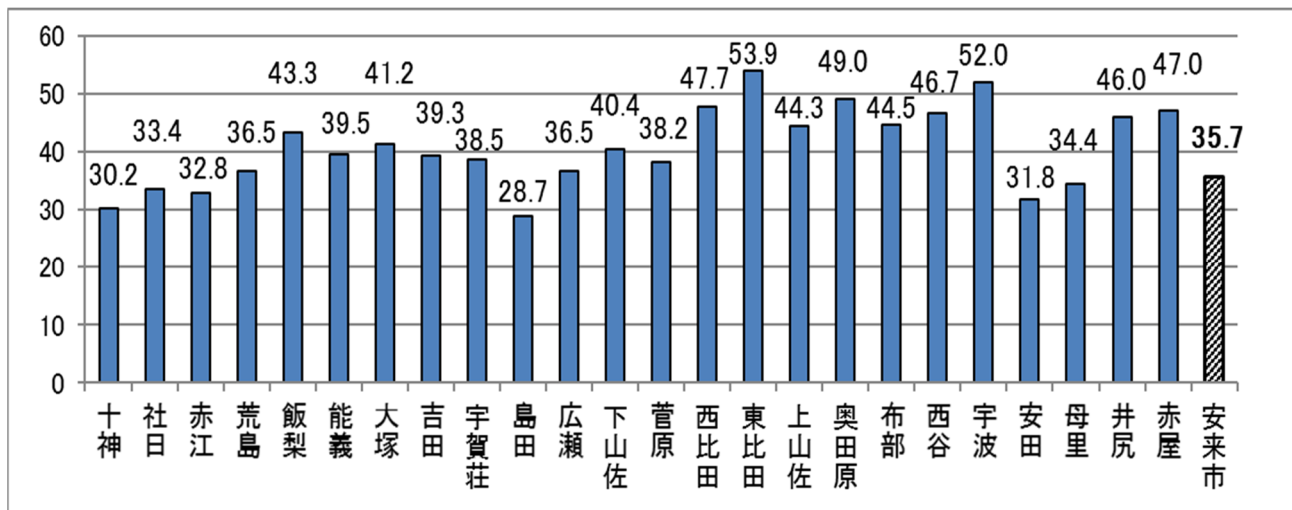
高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）



高齢者数（65歳以上の人口）



地区別高齢化率（地区別人口に占める65歳以上の割合）



*平成30年9月末現在

資料：国・県の率：総務省統計局年齢別人口 市の率：住民基本台帳 ※介護老人福祉施設入所者を含む

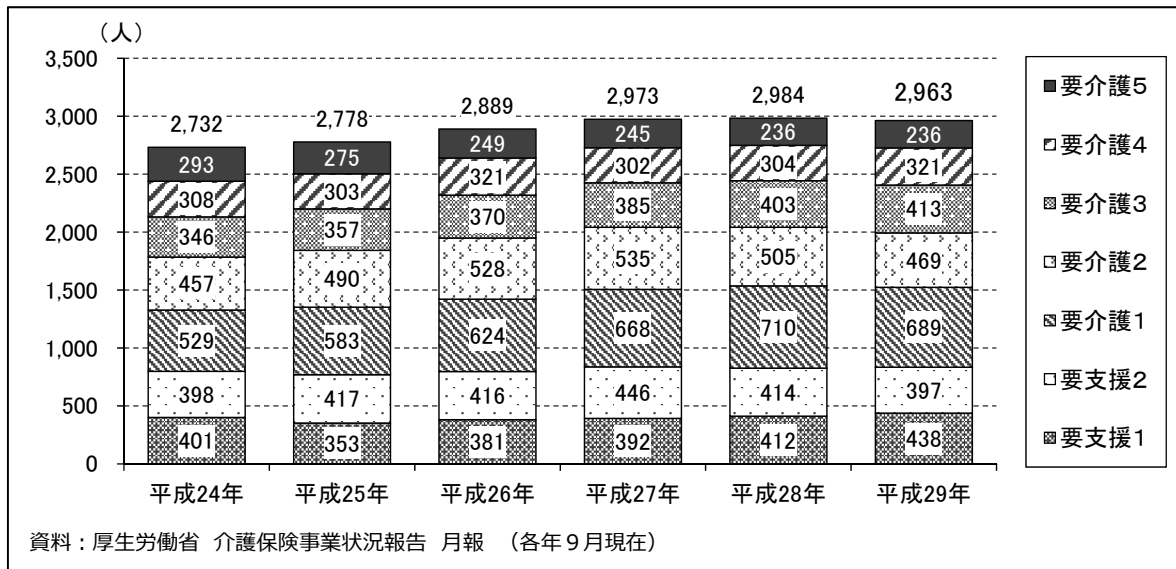
安来市位置図



4. 要介護認定者数の状況

①要介護認定者数

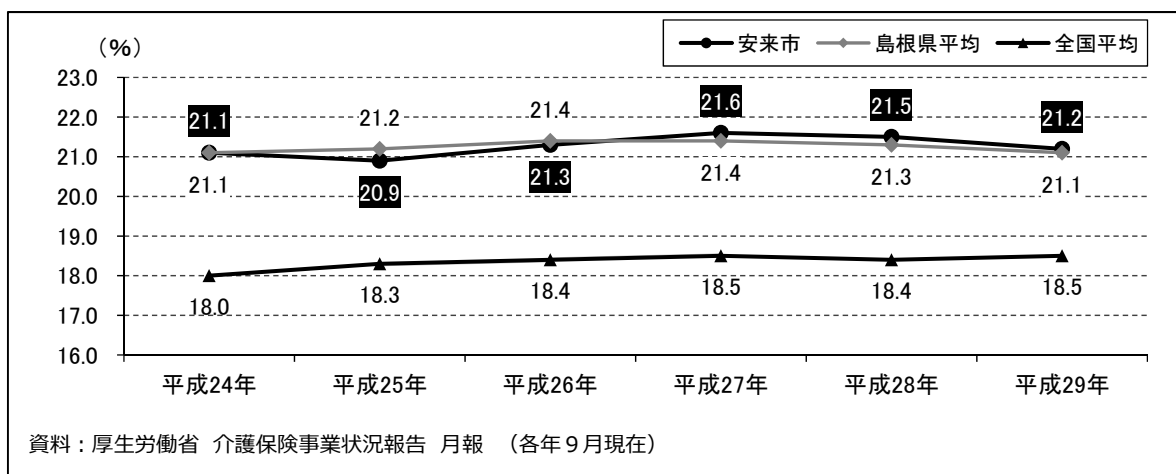
本市の要介護等認定者（要支援・要介護認定者）の推移をみると、近年は緩やかに増加しており、平成27年9月末で2,973人、平成29年9月末では2,963人です。



②認定率の推移

本市の要介護等認定率は、平成29年度実績で21.2%となっており、近年は多少の増減をしながら、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

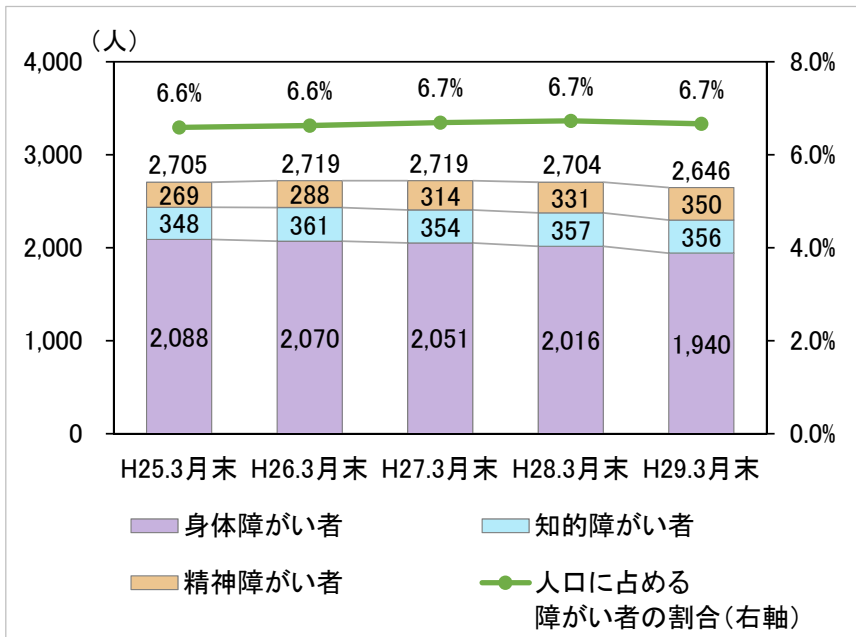
一方、平成29年度における全国平均は18.5%、県の平均は21.1%となっています。本市の認定率は全国平均を上回り、県平均とほぼ同じように推移しています。



5. 障がい者の状況

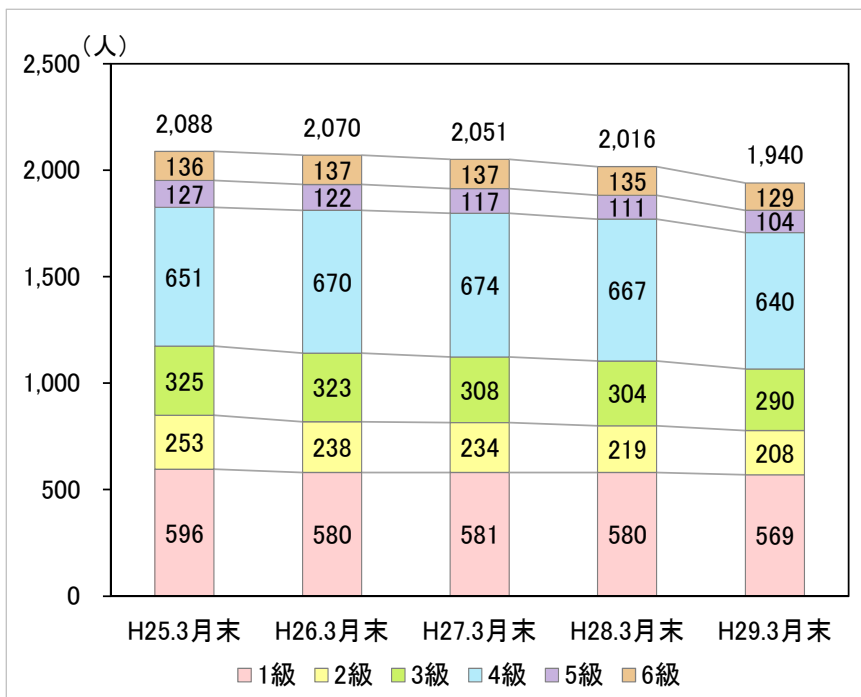
①障がい者数の推移

安来市内の障がい者は 2,646 人で、4 年前に比べ 59 人、2.2%減少しています。人口に占める障がい者の割合は 6.7%です。これは全国（6.7%）と同じ水準で、島根県（7.3%）と比較すると低くなっています。4 年前と比較すると、障がい者の数は減少していますが、人口に占める割合は 0.1 ポイント上昇しています。



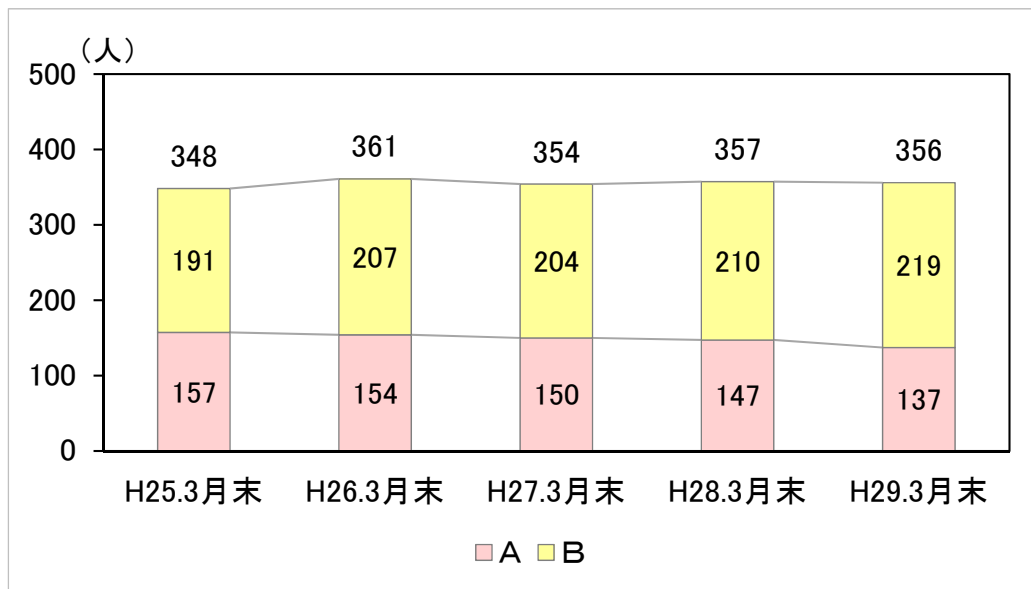
②身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数は 1,940 人で、この 4 年間、減少し続けています。障がいの等級別では 4 級、1 級の順に多く、それぞれ約 30% ずつを占めています。



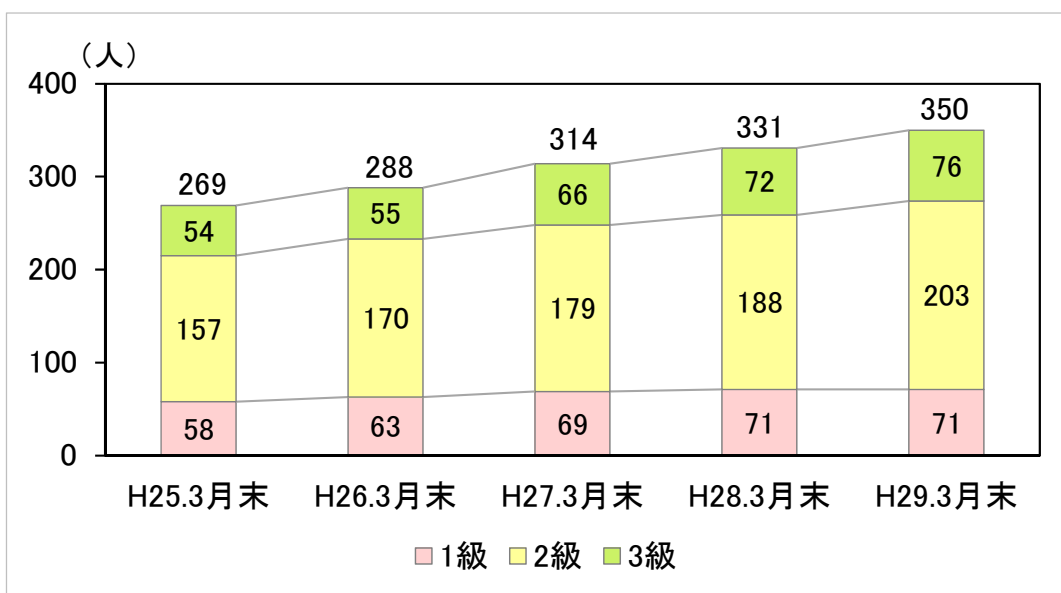
③療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者数は 356 人で、この 4 年間は 350 人前後で推移しています。障がいの程度別では B（中～軽度）が多く、全体の約 60%を占めています。



④精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は 350 人で、この 4 年間増加し続けています。障がいの程度別では 2 級（中度）が最も多く、約 60%を占めています。



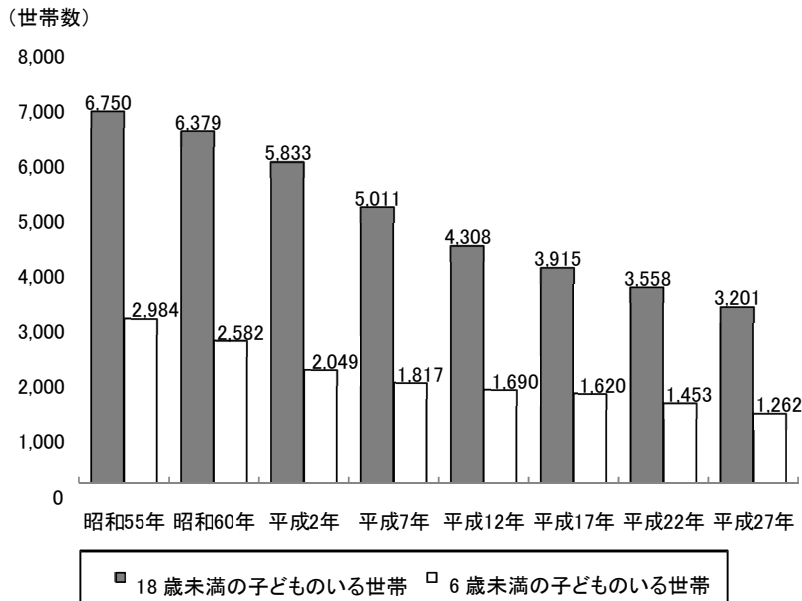
資料：障がい者数の推移、各手帳所持者数の推移 安来市第 3 期障がい者基本計画

6. 子育て世帯の状況

①子育て世帯の推移

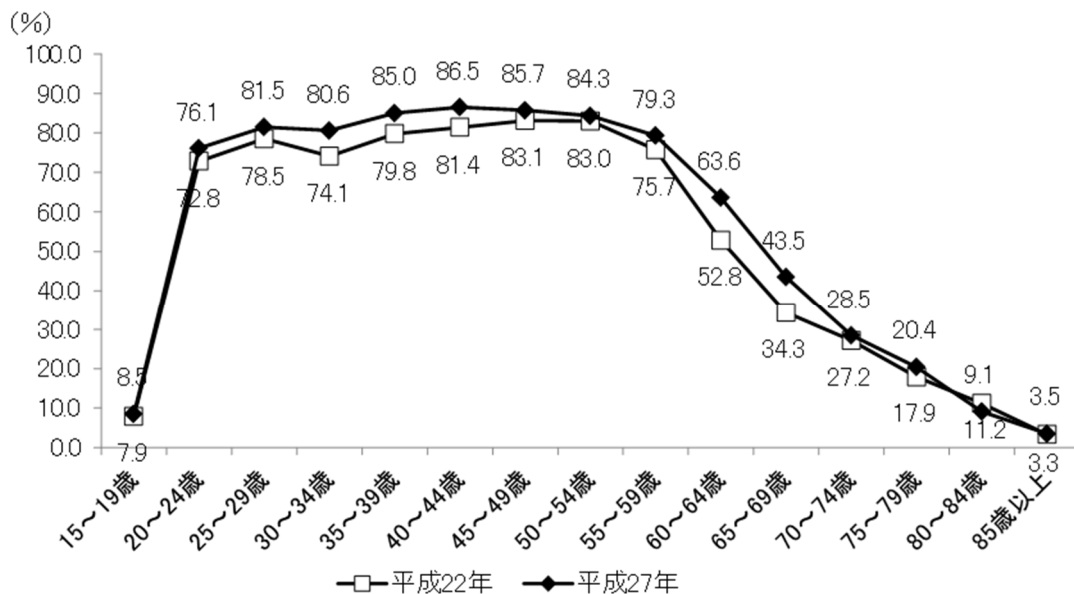
子どものいる世帯は年々減少し続けており、昭和 55 年の半分以上まで下がっています。

■ 18 歳未満、6 歳未満の子どものいる世帯の推移 ■



②女性の就労状況

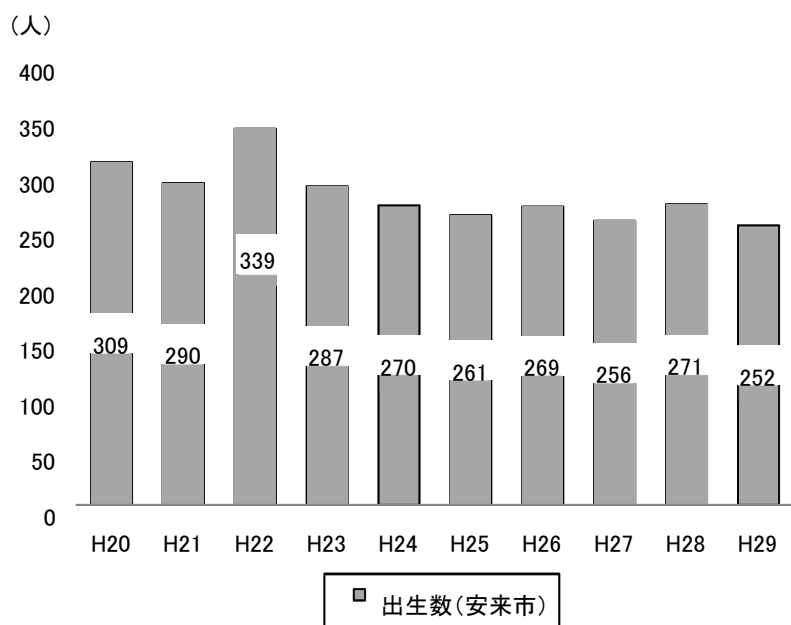
女性の年齢別就業率は、子育て世代の中心となる 30 代後半からの就業率が増加しており、今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場のより一層の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。



③出生の動向

出生数は年によって偏りが見られますが、おおむね 280 人前後で推移しています。

■出生数の推移■

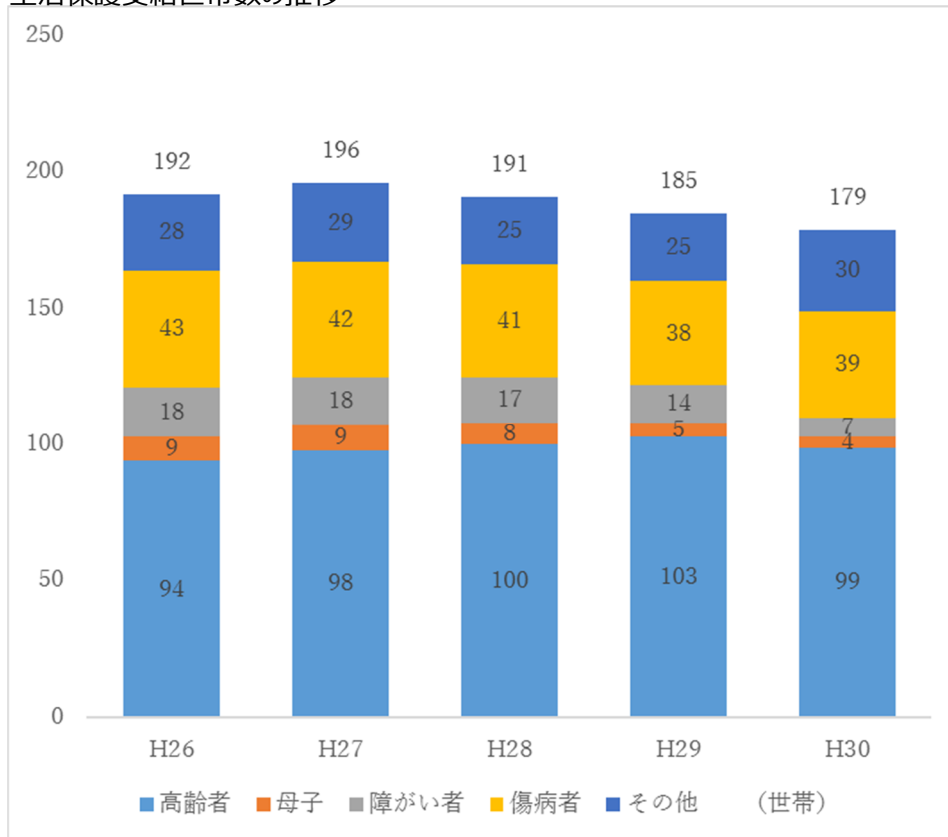


資料：国勢調査

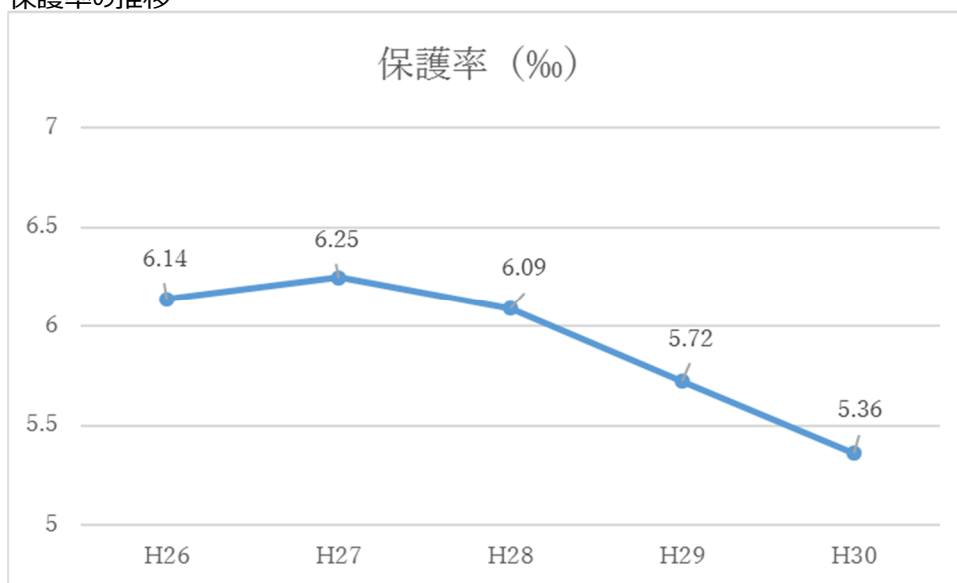
7. 生活保護の状況

生活保護世帯は全体でみると減少傾向にありますが、受給世帯数では高齢者世帯が増加の傾向にあります。

生活保護受給世帯数の推移



保護率の推移



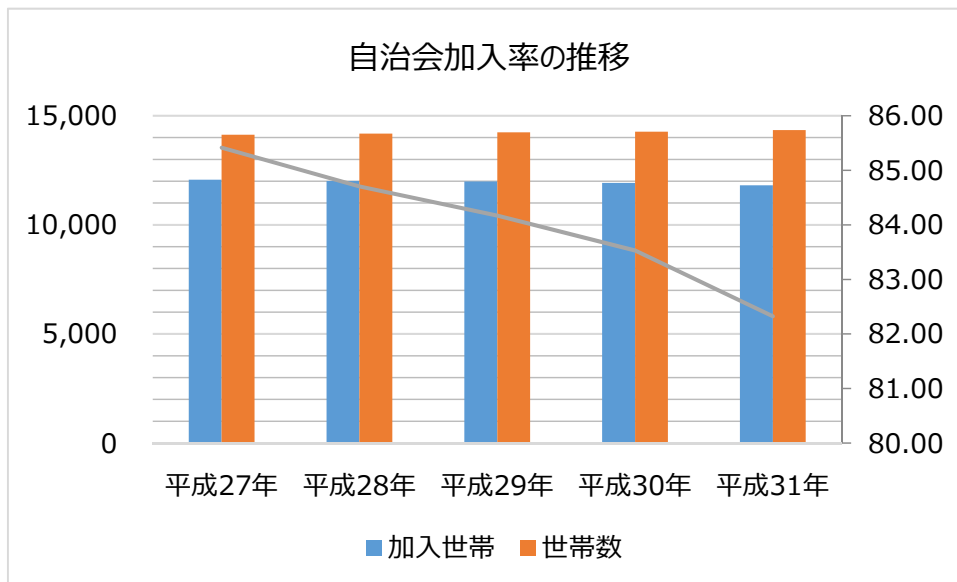
資料：安来市福祉課調べ

8. 自治会加入率の推移

自治会加入率については、世帯数は増加していますが、加入世帯は減少しているため、加入割合も年々減少しています。

自治会加入率

安来市	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
加入世帯	12,065	12,011	11,985	11,917	11,807
世帯数	14,125	14,180	14,239	14,267	14,342
加入割合 (%)	85.42	84.70	84.17	83.53	82.32



資料：安来市地域振興課調べ

第2節 生活支援に関するアンケート調査からみる安来市の現状と課題

第3期計画の策定にあたり、福祉課題、ニーズ等多様な意見等を得るため下記のアンケートを活用しました。

1. 中山間地域における生活支援に関するアンケート調査

- ・調査主体 安来市、社会福祉法人安来市社会福祉協議会
- ・調査協力 安来市社会福祉法人連絡会、安来市民生児童委員協議会
安来市地域包括支援センター
- ・調査対象 広瀬町比田地区、赤屋地区に居住する世帯の世帯主等
- ・調査期間 平成27年9月1日～平成27年9月30日
- ・発送・回収状況 配布数710 有効回収数455 有効回収率 64.1%

2. 市街地における生活支援に関するアンケート調査

- ・調査主体 安来市、社会福祉法人安来市社会福祉協議会
- ・調査協力 安来市社会福祉法人連絡会、安来市民生児童委員協議会
安来市地域包括支援センター
- ・調査対象 安来・十神地区に居住する世帯の世帯主等
- ・調査期間 平成28年9月1日～平成28年9月30日
- ・発送・回収状況 配布数2,620 有効回収数1,295 有効回収率 49.4%

3. 市街地周辺地域における生活支援に関するアンケート調査

- ・調査主体 安来市、社会福祉法人安来市社会福祉協議会
- ・調査協力 安来市社会福祉法人連絡会、安来市民生児童委員協議会
安来市地域包括支援センター
- ・調査対象 安来・荒島地区全世帯の世帯主等
- ・調査期間 平成29年9月15日～平成29年10月16日
- ・発送・回収状況 配布数1,343 有効回収数712 有効回収率 53.0%

4. 市街地周辺地域における生活支援に関するアンケート調査

- ・調査主体 安来市、社会福祉法人安来市社会福祉協議会
- ・調査協力 安来市社会福祉法人連絡会、安来市民生児童委員協議会
広瀬地区自治会協議会、安来市地域包括支援センター
- ・調査対象 広瀬地区に居住する世帯の世帯主等
- ・調査期間 平成30年10月10日～平成30年11月12日
- ・発送・回収状況 配布数1,433 有効回収数721 有効回収率 50.3%

アンケートの内容は、次ページの資料のとおりです。基本的に4つのアンケートの問いは同じものとなっています。

基本的な生活状況、福祉的な支援の有無、介護支援の有無、外出の頻度・目的、助け合い活動、生活する上での困りごと、今後も住み続けるかどうかなど、地域でどのような生活支援や課題があるかを問うアンケートとなっています。

自由意見として、地域では、自治会運営、高齢化対策、交流センター、交通機関、地域性、防災・災害時対応、除雪、就労の場、交流の場、インフラ整備、公共施設など。

社会福祉関係機関では、福祉サービス、施設・設備、提案・提言・要望、困っていること、不安であることなど。

市役所については、医療・福祉、交通機関、インフラ整備・管理、税金・保険料、災害時の対応、まちづくり、ごみ問題、買い物支援、子育て環境の整備、広報・情報提供、庁舎問題、提案・提言・要望、困っていること、不安であることなど。

多岐にわたり、いろいろなご意見をいただき、参考とさせていただきます。

このほか、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター等が行った、地域ケア会議、講演会、講習会など受講後のアンケート調査、障がい者事業所などの福祉関係者によるワークショップなど、可能な限り多様な意見を集め、このたびの計画の参考としました。

生活支援に関するアンケート調査様式

1 調査の背景及び目的

- 今、全国の自治体では、重度な要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが重要な政策課題となっています。
- そうしたことから、地域の実情に応じて、多様な主体が参画し、新たな生活支援サービスの充実を図ることなど、支え合いの地域づくりが重要な課題となっています。
- さらに、平成27年度から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活支援の充実強化をはじめ地域づくりが課題となっています。
- そこで、市街地周辺地域が抱える「生活のしづらさ」「生活の困りごと」等の生活支援に関するアンケート調査を行い、地域における支え合いをはじめ、新たな生活支援サービスの開発や政策形成を目的としてこの調査を行います。

2 調査実施主体

安来市
安来市社会福祉協議会

3 調査協力団体

安来市地域包括支援センター
安来市社会福祉法人連絡会
安来市民生児童委員協議会

4 調査の基準日

平成 年 月 日

5 その他

- 調査の実施に当たっては、関係行政機関、民生児童委員、関係事業所、学識経験者等による「調査検討会」を設置し、安来市における地域包括ケアシステムの構築及び生活困窮者支援の充実を目指します。
- 調査結果として、個々の回答が公表されることはありません。

生活支援ニーズ調査 調査票

まず、あなたと世帯の暮らしについてうかがいます。

あくまでアンケート集計時の参考情報として利用するもので、個人を特定するものではありません。

問1 あなたがお住まいの地区名をおしえてください。(該当するものに○をしてください。)

1. ○○町○○ 2. ○○町□□ 3. ○○町△△

問2 あなたの年齢をおしえてください。(該当するものに○をしてください。)

1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代
5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳代 8. 80歳代
9. 90歳代以上

問3 あなたの性別をおしえてください。(該当するものに○をしてください。)

1. 男性 2. 女性

問4 あなたの世帯の人数と家族形態をおしえてください。

【世帯人数】(人数をご記入ください。)

あなたを含め、合計 (_____ 人)

【家族形態】(該当するものに○をしてください。)

1. 単身 2. 夫婦のみ 3. 子ども夫婦と同居
4. 単身の子供と同居 5. 子ども夫婦と孫と同居
6. 単身の孫と同居 7. 兄弟姉妹などの親族のみ 8. 親族以外
9. その他(具体的に: _____)

問5 あなたの住居についておしえてください。(該当するものに○をしてください。)

1. 持家 2. 借家 3. 集合住宅(民間賃貸アパート 等)
4. 公営住宅 5. 勤務先寮・下宿 6. 親戚・知人宅、貸間
7. その他(_____)

問6 あなたの世帯は、主に何で生計を立てていますか。(該当するものに○をしてください。)

1. 常勤の勤め(会社員、自営業等)
2. パート・アルバイト・内職
3. 農業(畜産含む)、林業、漁業
4. ご自身の年金(国民年金、厚生年金、共済年金、障害年金、遺族年金 等)
5. 家族の年金(親や子、兄弟の年金・祖父母の年金)
6. 仕送り収入
7. 公的扶助(生活保護)や社会手当(児童手当・児童扶養手当 等)
8. その他()

問7 あなたの日中の過ごし方についておしえてください。(主なもの3つ以内に○をしてください。)

1. 仕事
2. 家事全般
3. 家族の介護
4. 留守番
5. ボランティア、地域活動など社会活動
6. 家族・近所の人・友達との会話
7. 趣味、遊び、散歩、スポーツ
8. テレビ・ビデオをみる、ラジオをきく、新聞・雑誌・本を読む
9. 介護サービスを利用している
10. 自宅療養・受診 等
11. 子育て中・孫の子守
12. 求職活動
13. 特に何もしていない
14. その他()

問8 あなたの地区内で、日ごろ交流のある知人または友人がいますか。
(該当するものに○をしてください。)

1. いる
2. いない

あなたの世帯の、介護(援助)が必要な方についてうかがいます。

問9 あなたの世帯で、福祉的な支援が必要な方はいますか。

1. いる (➡問10へ進んでください)
2. いない (➡問19へ進んでください)



問10 福祉的な支援が必要な方の状況についておしえてください。
(該当するものすべてに○をしてください。)

1. ひきこもり
2. ニート※1 (15歳以上～34歳以下)
3. 無業者※2 (35歳以上～59歳以下)
4. 認知症
5. 障がい者(児)(身体・知的・精神)
6. 要介護の高齢者
7. 依存症(アルコール・ギャンブル・薬物)

次ページへ続く

8. 学童保育など（子どもの預かり） 9. 不登校
10. ひとり親※3 11. その他（ ）

- ※1 ニートとは…以下の条件を全て満たす若年無業者のうち
- ・高校や大学などの学校及び予備校・専修学校などに通学していない
 - ・配偶者のいない独身者
 - ・普段収入を伴う仕事をしていない 15 歳以上 34 歳以下の個人
- さらに以下の条件を満たす者
- ・就業希望は表明していながら求職活動は行っていない（非求職型の無業者）、または、就職希望を表明していない（非希望型の無業者）
- 内閣府のニートの定義「若年無業者に関する調査報告（中間報告）」より—
- ※2 無業者とは…ふだん収入を得ることを目的として仕事をしていない者、すなわち、ふだんまったく仕事をしていない者および臨時的にしか仕事をしていない者のことをいいます。
- 総務省統計局 日本の統計の中核機関「就業構造基本調査 用語の解説」より—
- ※3 ひとり親（家庭）とは…次のいずれかに該当する方が 20 歳未満の子どもを扶養している家庭をさします。＊配偶者には事実婚のパートナーも含まれます。
- ・配偶者と離婚した方 ・未婚、非婚の方 ・配偶者が死亡した方
 - ・配偶者の生死が明らかでない方 ・配偶者から遺棄されている方
 - ・配偶者が長期間海外にいるため扶養が受けられない方
 - ・配偶者が法令により長期に拘束されているため扶養が受けられない方
 - ・配偶者が精神または身体の障害のため、長期にわたって働くことができない方
- ひとり親家庭の定義「母子及び父子並びに寡婦福祉法」より—

問 1 1 あなたの世帯で、普段の生活で介護（援助）の必要な方はいますか。
（該当するものに○をしてください。）

1. 介護（援助）の必要はない
2. 介護（援助）は必要だが、現在、家族の支援や福祉のサービスは受けていない
3. 現在、介護（援助）を受けている（問 1 2 へ進んでください）
4. その他（ ）

※ 3. 以外に○をされた方は、問 13 へ進んでください。

問 1 2 主にどなたの介護（援助）を受けていますか。
（該当するものすべてに○をしてください。）

1. 配偶者（ 夫 ・ 妻 ） 2. 娘 3. 息子
4. 子の配偶者 5. 孫 6. 兄弟・姉妹
7. 介護保険のサービス利用（デイサービス、ホームヘルパー等）
8. 知人・友人 9. 隣人 10. その他（ ）

問 1 3 あなたの世帯のご家族の介護のことで、何かお困りなことはありますか。

1. 福祉サービスの利用の仕方がわからないこと。
2. 介護のことで相談する人が近くにいないこと。
3. たよれる家族が他におらず、介護（援助）の負担が大きいこと。
4. 介護の不安や困りごとなど、当事者同士で話せる場がないこと。
5. その他（具体的に ）

問 1 4 あなたの世帯で、介護（援助）の必要な方は週にどれくらい外出をしますか。
（該当するものに○をしてください。）

1. ほとんど外出はしない
2. 週1回は外出をする
3. 週2回～4回は外出をする
4. 週5回以上は外出をする
5. 外出を控えている（**問 1 5 へ進んでください**）
6. その他（ ）

※ 5. 以外に○をされた方は、問 1 6 へ進んでください

問 1 5 外出を控えている理由についてお聞かせください。
（該当するものすべてに○をしてください。）

1. 病気のため外出ができないから
2. 障がいのため外出ができないから
3. 足腰の痛みがあり外出ができないから
4. トイレの心配があるから
5. 外での楽しみがないから
6. 経済的に出ることができないから
7. 交通手段がないから
8. その他（ ）

問 1 6 あなたの世帯の中で、日ごろの外出に対して困難を感じている方はいますか。

1. いる（**問 1 7、問 1 8 へ進んでください**）
2. いない（**問 1 9 へ進んでください**）

問 1 7 その方が、出かけることを困難に感じる理由は何ですか。

(該当するものすべてに○をしてください。)

1. 公共交通機関が限られているから
2. 公共交通機関を利用する（バス停）までの距離が遠いから
3. 車がない、または運転できないから
4. 車はあるが運転していない、またはできなくなったから
5. 身体的な理由（外出するのが不安、歩行困難、視覚障がい、聴覚障がい 等）
6. 精神的な理由（人と会うのに抵抗がある、外出するのが不安 等）
7. 経済的な理由（お金がない、お金がかかる）
8. 家族等に心配をかけるから
9. 自転車に乗れなくなったから
10. その他（ ）

問 1 8 その方が、ご自身で出かけることが困難な場合は、誰（何）に頼りますか。

(該当するものすべてに○をしてください。)

1. 家族 2. 離れて暮らす子ども 3. 親類
4. 近所の人 5. 公共交通機関 6. タクシー
7. その他（具体的に： ）

あなたの外出などについてうかがいます。

問 1 9 あなたが、次のそれぞれの目的で出かける頻度はどれくらいですか。

(例にならって、それぞれ該当するものに○をしてください。)

	ほぼ毎日	週に2～3回	週に1回	月に数回	年に数回	この外出はなし
(例) 食料品・日用品の買い物	1	②	3	4	5	6
① 就労・就学先	1	2	3	4	5	6
② 食料品・日用品の買い物	1	2	3	4	5	6
③ 知人・友人との交流	1	2	3	4	5	6
④ 公共機関（市役所、交流センター等）	1	2	3	4	5	6

⑤ サークル活動	1	2	3	4	5	6
⑥ かかりつけ医・病院等への通院	1	2	3	4	5	6
⑦ 福祉施設等への通所 (デイサービスセンター、リハビリ施設、作業所等)	1	2	3	4	5	6
⑧ ミニサロン・ミニデイサービス	1	2	3	4	5	6
⑨ ボランティア活動	1	2	3	4	5	6
⑩ スポーツ・体操活動	1	2	3	4	5	6
⑪ 趣味活動・趣味の教室	1	2	3	4	5	6
⑫ 学習・教養活動	1	2	3	4	5	6
⑬ 老人クラブ	1	2	3	4	5	6
⑭ 自治会活動	1	2	3	4	5	6
⑮ 収入のある地域活動 (シルバー人材センター、有償ボランティア、農地水保全の会 等)	1	2	3	4	5	6
⑯ その他 ()	1	2	3	4	5	6

問 2 0 あなたは、地域の助け合い活動について参加したいと思いますか。
(該当するものに○をしてください。)

1. ぜひ参加したい 2. 参加してもよい 3. 参加したくない
4. その他 ()

問 2 1 あなたの地域で、どのような助け合い活動が必要だと思いますか。
(該当するものに○をしてください。)

1. 見守り・声掛け 2. ミニサロン・ミニデイサービス
3. 生活援助サービス (買い物支援、ごみの分別、ごみ出し、移動支援、話し相手 等)
4. 地域の居場所づくり (茶話会、会食、健康体操、ゲーム 等)
5. 調理・配食サービス 6. 災害時の自主防災組織・避難訓練・避難誘導
7. その他 ()

あなたの世帯で、生活上お困りのことなどについてうかがいます。

問 2 2 生活する上で、お困りのこと・不安なことはありますか。
(あてはまるものの中から5つ以内で○をしてください。)

<住まいに関すること>

1. 現在の家屋では生活しづらいこと（老朽化、段差、トイレ、風呂場 等）
2. 自宅、自宅周辺の手入れができないこと

<医療、介護・予防に関すること>

3. 救急医療機関が遠く、時間がかかること
4. 介護サービスが利用しづらいこと（手続きやサービス内容が分からない、経済的理由）
5. 親の介護のこと
6. 介護予防や健康づくりができる拠点・場所がないこと

<生活支援に関すること>

7. 生活（経済的）に困窮していること
8. 買い物や通院などの外出が、1人では困難である
9. ごみの分別がわかりづらいこと、ごみの集積場までが遠いこと
10. 公共交通機関（イエローバス等）が少なく、外出が不便なこと
11. 一人では預貯金の出し入れが不便なこと
12. 近くに買い物ができる場所がない（スーパーや商店 等）

<その他>

13. 困った時に、どこに相談に行けば良いかが分からないこと
14. 近所付き合い（自治会・町内会の役割）が負担
15. お墓の管理ができないこと
16. 地震等で被災した場合、どこに避難すれば良いかが分からないこと
17. 地震等で被災した場合の避難所までが遠いこと
18. 子どもをあずかってくれる場所（施設・学童保育等）が少ないこと
19. 子育ての悩みを聞いてくれる場が少ないこと
20. 同世代での交流の場が少ないこと
21. ひとり暮らしで寂しいこと

24. その他 ()

同居の家族以外で主に誰を頼りますか。（もっともあてはまるもの1つに○をしてください。）

11. 誰にも頼りたくない 12. その他（ ）

(希望するもの5つ以内で○をしてください。)

19. その他 ()

あなたの今後の住まいの意向についてうかがいます。

問 2 5 現在お住まいの地区に将来も住み続けたいですか。
(該当する方に○をしてください。)

- 1. 将来も（最期まで）この地区で暮らしたい (■問 2 6 へ進んでください)
- 2. 将来は別の地区に移りたい (■問 2 7 へ進んでください)

問 2 6 現在お住まいの地区に住み続けたい理由は何ですか。
(あてはまるものの中から 5 つ以内で○をしてください。)

- 1. 住んでいる地区に愛着や誇りがあるから (自然、景観、人情、歴史、文化)
- 2. 特に生活で困っていることはないから
- 3. 今の生活習慣を変えたくないから
- 4. 近所の人との交流や地区のことをよく知っているから
- 5. 親や子どもの家が近いから、親や子どもと同居しているから
- 6. 現在、住んでいる地区で生計を維持できるから
- 7. 経済的な理由から (他での生活はお金がかかるから)
- 8. お墓を守っていききたいから
- 9. 子どもが帰ってくる場所を残しておきたいから
- 10. その他 ()

■次は問 2 9 へ進んでください

※ 問 2 5 で、「2. 将来は別の地区に移りたい」とお答えになった方のみにお聞きします。

問 2 7 別の地区へ移りたい理由は何ですか。
(あてはまるものの中から5つ以内で○をしてください。)

1. 住んでいる地区に愛着や誇りがもてなくなったから
2. 車がないと生活するのに不便だから
3. 近くで食料品や日用品を買えなくて不便だから
4. ごみの分別が難しく、ごみの集積場が遠いから
5. 金融機関が近くになく、預貯金の出し入れが不便だから
6. 親やあなた自身の介護が必要になりそうだから
7. 子どもの住んでいる地域に住みたいから
8. 近所づきあいが負担だから
9. その他 ()

問 2 8 どのような地域に移りたいですか。(あてはまるもの1つに○をしてください。)

1. 町内で暮らしやすいところ(商業施設、医療、育児、教育、介護の充実等)
2. 町外で暮らしやすいところ(商業施設、医療、育児、教育、介護の充実等)
3. 市外で暮らしやすいところ(商業施設、医療、育児、教育、介護の充実等)
4. 子どもが住んでいるところ
5. どこでもよい
6. その他 ()

※ ここからは全員にお聞きします。

問 2 9 最期はどこで迎えたいと考えていますか。(該当するもの1つに○をしてください。)

1. 自宅 2. 施設 3. 病院 4. 子ども(家族)の家
5. その他(具体的に)

問 30 その他、生活する上でのご意見やご要望がございましたら、自由にご記入下さい。

地域に対して (自治会、交流センター 等)	
社会福祉関係機関 (施設等の介護サービス事業所 社会福祉協議会 地域包括支援センター 等)	
市役所	

～質問は以上です。ご協力ありがとうございました。～

■ 平成27年度中山間地域における生活支援に関するアンケート調査結果のまとめ

1. 調査結果の概要

調査期間 平成27年9月

調査地区 広瀬町比田地区・伯太町赤屋地区 計710世帯

有効回答数 455通

2. 回答結果（抜粋）

（1）回答世帯の「3割」に福祉の支援の必要な人がある。

- ①要介護者（65.2%）
- ②障がい者（29.6%）
- ③認知症（19.1%）
- ④ニート・ひきこもり（8.6%）
- ⑤無業者（5.2%）

（2）生活をする上で「2割～6割」の人が困っていること。

- ①近くに医療機関（介護事業所含む）がなく不安である（63.3%）
- ②冬場の除雪作業が一人でできない（39.6%）
- ③近くで食料品や日用品が買えない（34.7%）
- ④経済的に困窮している（21.5%）

（3）それでも全体の「約9割」の人が最後までこの地域で暮らしたいと思っている。

市内で最も高齢化率や後期高齢化率が上位で、医療機関（介護事業所含む）や商業施設も遠く、冬季の降雪も多く、いわゆる条件不利地域と考えられる比田地区と赤屋地区における深刻な生活・福祉課題が明らかになりました。特に、回答世帯の「3割」に福祉的な支援の必要な人があることもわかりました。

しかし、地域住民の皆さんは、「生活のしづらさ」や「将来への不安」を抱えながらも、住み慣れた地域への愛着や誇り、またお墓や田畑山林を守っていきたいという使命感から、多くの方が、最後までこの地域で暮らし続けたい願いを持っておられることが明らかになりました。

3. 調査結果から見てきた地域の生活・福祉課題

今回のアンケート調査結果から、中山間地域における二つの生活・福祉課題が見えてきました。

（1）社会的孤立（化）が進みつつある。

どんなに田舎であっても、人と人とのつながりが希薄になり、地域のつながりがうすくなっていく現実が明らかになりました。例えば、日ごろどのように過ごしているのかの質問に対し、テレビ・ラジオや新聞を読むといった人が41.6%と最も高い数値となりました。

こうした要因には、個人的要因（趣味）もありますが、やはり近所づき合いが希薄になり、移動手段がないことなども環境要因として少なからず影響していることが伺えます。実際に、自由意見の中にも移動手段の確保や気楽に集える居場所づくりの意見・要望が寄せられていました。

今後、市内でも高齢化率が高く、単身高齢世帯が多い、比田地区と赤屋地区においては、急速に社会的孤立（化）が進むことが予測されます。また経済的困窮者をはじめ、ニート、ひきこもり、無業者の人の存在もあり、田舎といえ社会的孤立の問題は大きな地域課題といえます。

（２）生活を支える制度や助け合いの仕組みが不十分なため福祉的な支援を必要とする人が増えつつある。

日常生活が不自由になったとき、同居の家族以外で主に誰を頼りにしますか、の質問に対し、「隣近所同じ集落の人」と回答した人は８．９％となっています。このことから、一部では自然な形で助け合いは行われているものの、地域での仕組みや制度としての助け合いとしては、まだ不十分な状況にあるといえます。

一方で、近くに親しい友達があり、同居以外の家族の支援が得られ、専門職（ケアマネジャー、ホームヘルパー等）の支援を受けている人は、当然ながら予防的支援を含め、制度やサービスにつながりやすい環境にあります。

ところが、上記のように社会的孤立状態にある人は、困りごとを誰にも相談する人がなく、気にかけてくれる人もなければ、困りごとを抱えたまま生活を続け、問題が発生し、重くなって初めて発見されることとなります。現実にもそうしたケースはしばしばあり、福祉的な支援を必要とする人が増えていると実感させられます。

今後、身近な地域において、見守りや、買物支援、配食、移動支援、居場所等の多様な生活を支える仕組みづくりが、最も重要で喫緊の地域課題であり、このことが、住み慣れた地域で最後まで暮らしたいとの、多くの住民の方の思いを支えることになると考えられます。

４．調査結果を踏まえての提案

（１）行政への提案

①全庁的な連携支援体制の確立

地域の生活・福祉課題を解決するには、保健・医療・福祉分野はもとより、住宅、商業、交通、農業、環境、定住、地域振興などの各分野との密接な連携により総合的かつ効率的な施策が求められます。

現在、市役所内で設置されている「地域包括ケアシステム連絡会議」の機能強化を図り、着実に成果の出る横断的な連携支援体制の確立が求められます。

②予防的アウトリーチ（訪問支援）の徹底

回答世帯の約３割の世帯に福祉的な支援を必要とする人が明らかになり、特にニート、ひきこもり、無業者、経済的困窮者の人たちは、社会的孤立状態にある人が少なくないと考えられます。

ついては、市役所内の情報収集と福祉・医療等の専門部署・機関との連携を深め、より積極的な予防的アウトリーチ（訪問支援）が求められます。

③交流センター単位への「生活支援協議体」の設置

今後、地域包括ケアシステム構築の観点から住民主体の支え合いによる地域づくりが重要な要素になりますが、国は中学校区単位の「生活支援協議体」を構想しています。

しかし、近年、山間地域においては中学校の統廃合が進み校区のエリアが広がり、加えて交通、商店等の社会資本も衰退傾向にあり、さらに医療や介護事業所も遠い状況にあり、地域住民の「暮らしづらさ」は深刻度を増しています。

そうした山間地域において、地域の支え合いや地域づくりの拠点交流センターであり「生活支援協議体」は是非とも住民にとって顔が見え、行き来しやすい「交流センター単位」にすべきと考えます。

（２）社会福祉関係機関への提案

①地域における公益的な取組みの一層の拡充

現在、社会福祉法人制度改革が行われていますが、本市においては全国に先駆け「安来市社会福祉法人連絡会」が設置され、市内全ての法人の力の結集により、様々な地域における公益的な活動が展開されています。今後も全国モデルとして一層の充実と各法人独自の地域貢献活動も期待されます。

②全世代・全対象型の地域包括的相談支援体制の構築

これまでの福祉制度・サービスのあり方は、児童・障がい・高齢等対象分野ごとに法整備が進められ、サービス体系も縦割に拡充してきました。しかし対象世帯には複合的な問題を抱える世帯も多く、また制度の狭間の人も多く存在しています。こうした福祉課題に対応するには、可能な限り地域において全世代・全対象型の地域包括的相談支援体制の構築が求められます。

特に、地域福祉を推進する社会福祉協議会における相談支援体制の見直しが期待されます。

（３）地域（住民）への期待

誰もが、最後まで、望む地域で心豊かに暮らせるように、地域で、誰もがその人らしい役割や出番があり、尊厳と生き甲斐を持って輝けるように新しい支え合いの地域づくりに向けた取組みが望まれます。また、その取組みは、地域（住民）が主体となって、行政、社会福祉関係機関、企業、商店等の社会資源を活用しながら進めていく必要があると考えます。

具体的には、今後、順次設置される「生活支援協議体」において、価値観の共有やあるべき姿の地域像を明らかにし、当該地域における最優先課題から、できることを少しずつ実施されることを期待します。その際、元気な高齢者は地域の最大の社会資源であり、社会参加は最大の介護予防にもつながることにもなり、活躍が期待されます。

特に、助け合いの共感や原動力を生み出し、誰もが自由に参加交流できる居場所としての「地域共生型の介護予防・生活支援の拠点」（小さな拠点）づくりは、選択肢の一つとしてご検討いただきたい事項と考えます。

■ 平成28年度市街地における生活支援に関するアンケート調査結果のまとめ

1. 調査結果の概要

調査期間 平成28年9月

調査地区 十神地区 2,631世帯

有効回答数 1,295通

2. 調査結果（抜粋）

（1）回答世帯の「2割」に「福祉の支援が必要な人」があり、その内訳としては要介護者が6割と最多で、次いで障がいや認知症が2～3割あります。

- ①要介護者 （60.4%）
- ②障がい者 （27.7%）
- ③認知症 （23.0%）
- ④学童保育など （6.8%）
- ⑤ニート・ひきこもり・無業者 （5.5%）

（2）「生活をする上で困っていること」として、被災時の避難先・生活（経済）困窮などの「困りごと、不安なこと」が、ほぼ同じ割合で上がっています。

- ①地震等で被災した場合、どこに避難すればよいかわからない（24.0%）
- ②生活（経済的）に困窮している（16.5%）
- ③親の介護のこと（16.2%）
- ④同世代の交流の場が少ないこと（15.6%） など

（3）それでも全体の「約8割」の人は、最後までこの地域で暮らしたいと思っています。

- ①将来も（最期まで）この地域で暮らしたい（83.1%）
- ②将来は別の地域に移りたい（16.9%）

市街地では交通、店舗、医療機関、福祉施設など、市内でも各種資源が一定程度集っていて比較的生活しやすいのではないかと考えられますが、調査の回答世帯の2割に「福祉的な支援が必要な人」があり、日常生活における心配や不安感としては、被災時の避難先、余裕のない生活、親の介護の問題などの意見が多数あがっています。その内容は、世代によりやや異なる状況もあります。

○若い世代 ごみの分別がわかりにくい、被災時の避難場所がわからない、子どもを預かってくれる場所が少ない、就労場所が少ない、同世代の交流の場が少ない など

○中高年世代 親の介護、生活（経済）に困窮している、被災時の避難先がわからない、同世代の交流の場が少ない、ごみの分別がわかりにくい など

○高齢者 被災時の避難先がわからない、買物や通院などの外出が一人ではうまくできない、自宅などの手入れができない、同世代の交流の場が少ない など

このように、外出や医療・施設などの問題が目立った中山間地域とは少し異なり、いくつかの事項に関して混在した意見として現れてきていると考えられます。

特に、各層とも「交流の場」が少ないことが共通点として課題認識されていたのが特徴でした。しかし、困りごとや、様々な意見がある一方で、約8割は「将来もこの地域で暮らしていきたい」との思いを持っておられることも着目すべき点であると考えます。

3. 調査結果からうかがわれる地域の生活・福祉課題

今回のアンケート調査結果から、市街地においては様々な生活・福祉課題があると考えられますが、そのうち主なものを取り上げます。

（1）地域の住民関係の変化と、今後必要と考えられる「新たなつながり」

市街地であっても、少子高齢化が進行し、若い世代や中高年世代の数も減少しつつあると考えられますが、十神地区内では新設住宅（戸建て、集合）が増えている地区もあり、核家族化により、親は以前からの住居で生活し、子どもの世帯は別に暮らす形も増えてきています。

十神地区の同居率は約38%（2世代、3世代同居）と、昨年度調査の中山間地域（2地区：約47%）と比べて約10%少ない状況があり、また、単身高齢者の比率に大きな違いはないと考えられますが、十神地区では、現在、単身高齢者世帯が約450世帯に及ぶと推定（市提供：人口統計情報による）され、今後も増加していくものと考えられます。

また、十神地区の多くは従前からの住宅密集地域ですが、その中で空き家も増えつつあり、新設住宅や集合住宅（アパートなど）が整備される中、地域により平均年齢が高齢化しているエリアと若い世代が多いエリアの違いや、多様な考え方、流動性が高い若い世代の意識などから、地区内での住民同士のつながりも変化しつつあると考えられます。

回答では、「日常生活が困難になったときに同居の家族以外で頼る人」として「市内外の家族・親戚」が約67%と高く（中山間地域：約56%）、「隣近所や同じ町内の人」は1.2%と極めて少ない（中山間地域：約9%）状況があり、住宅間の距離感が近い分、お互いの心の距離感としてはうなずけるところもありますが、一定の距離を置きながら生活する状況があると思われます。

普段の生活の中では多様な心配や不安なこともあります。隣近所の付き合いもあったり、地域活性化的な活動の取組や伝統行事が継承されている状況もあり、地域内での生活意識の多様化や災害時の対応などの点も頭に置きながら、将来に向かって、地域の生活で大切な住民同士のつながりがどうあるべきか、また「交流の場」づくりなど、地域・関係機関・行政がそれぞれの立場で真剣に考えていくことが課題であるといえます。

（２）相談機能の充実や生活支援のための横断的な仕組みなど、福祉的な支援を必要とする人への支援の強化

設問の「生活する上で困っていること、不安なこと」の中で、「困った時に、どこに相談に行けば良いか分からないこと」との回答が、どの世代でも１２～１５％と比較的多く、「日常生活が困難になったとき家族以外で頼る人」の中で、「頼る人がいない」との回答が７．２％と中山間地域（２地区：４．７％）の１．５倍となっています。

こうした回答や、自由意見の中で見られる意見も含め、困った時の相談窓口について、縦割りではなく総合的に周知していく必要があり、さらに、相談時や他の相談窓口へのつながりを丁寧に行うことにより、住民の方が困っていることや不安なことについて、早い段階で受けとめ、解決の方向に向かう支援を速やかに行うことにつながると考えられます。

また、専門職や専門機関の支援を受けている人は、予防的支援を含め、制度やサービスにつながりやすい環境にありますが、相談につながっていない場合やつながっていても単独機関の支援の範囲に留まっている場合は、単発の支援に終わる場合もあり、困りごとを抱えたまま生活を続けていくことになります。

市街地では、普段の住民同士のつき合いは維持されているものの、地区によっては後期高齢者の増加や居住者の世代の違いにより、そのつながりが薄くなり、近所での自然な形で心配や見守りの点も弱くなってきている状況もあります。

こうした中で問題を抱えたまま、さらに深刻化し、その後の緊急対応を必要とするケースも散見され、実際の相談支援の中でも、様々な経過から生活困窮や要介護の状態にある方、複合的な問題を抱えている方も少なくない状況があり、早い段階での支援が必要であると実感させられることもあります。

ついては、今後、身近な地域において、見守りや助け合い、また各機関や行政の横展開の支援により、様々な世帯の日常生活を支えるような生活支援の仕組みづくりを具体的に開発していくことが重要な課題であり、このことが、住み慣れた地域で最後まで暮らしたいとの多くの方の思いにつながっていくものと考えられます。

３．調査結果を踏まえての提案

（１）行政への提案

①新しい地域包括支援体制の構築と庁内連携体制の確立

市民生活に関する相談窓口は、市民が抱える多様な困りごとや不安感について、総合的に受けとめワンストップで対応できる包括的相談支援体制の窓口が必要と考えます。そのことより早い段階で問題を把握し、対応することが可能となり、早期解決にもつながるものと考えられます。このことにより、行政をはじめ、専門相談機関同士が密接に連携できる仕組みづくりを構築することも可能となり、市民にとっても負担感が軽減され、市民、行政、関係機関の間の距離感も一層縮まるものと考えられます。

ついては、新しい地域包括支援体制の構築を進めるため、今、国が進める「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の導入により、全世代・全対象型地域包括支援体制の構築を整備するとともに、保健・医療・福祉分野だけでなく、市民生活に関わる住宅、税務、商業、交通、定住、地域振興などの庁内連携体制の確立も必要といえます。

②訪問支援など予防的なアウトリーチへの積極的な取組

回答世帯の約２割の世帯に福祉的な支援を必要とする人がおり、日常生活が困難になった時の同居家

族以外の相談先として、市内外の家族・親戚が多数を占めていますが、認知症やひきこもり、また障がい有するなどの場合は、医療機関や福祉サービス施設、専門担当部局などに早期につなぐ中で、適切な医療や福祉サービスの利用をしながら、可能な限り在宅での生活を送ったり、生活方法や居場所を検討していくなどの支援が必要と考えられます。

このため、上記の包括的相談支援窓口の設置や「地域包括ケアシステム連絡会議」また部局横断的な実務ベースでの連携により、支援を必要とする事例の共有と専門機関との連携を深め、訪問支援を前面に出した、積極的かつ予防的なアウトリーチの展開が求められます。

③交流や子どもの預かりの場の確保や皆で支え合う生活支援ハウス（仮称）の確保

アンケート回答で、同世代の交流の場が少ないとの意見については、交流の場としてどんな場所が活用でき（交流センター、空家、遊休施設等）、どんな形態で運営するのか（NPO、ボランティア等）の両面で、積極的な広報や地域住民が主体的に取り組もうとする場合のバックアップ（例えば、モデル事業や試行など）に取り組んでいく必要があると考えられます。子どもの居場所や預かりについても、利用可能な資源の周知やニーズに対応できる仕組みの検討などを行う必要があると考えられます。

また、今後、増加する単身高齢者で身寄りのない人や、様々な事情から生活困窮の状態に陥ったり、ひとり親世帯（特に母子世帯）など、生活に余裕がない世帯は少なくないと考えられます。こうした世帯が生活を維持していく上で、住居は絶対的な要件であり、しかもできるだけ低額かつ保証人要件等を緩和した形での住居の確保が必要と考えられます。こうした住居については、住まいのセーフティネットとしての公営住宅の入居要件の緩和をはじめ、民間住宅及び空家の包括的な借上げ等による多機能型の住居としての運用、また長期入居ばかりでなく、入居期間を限定した緊急一時的な入居やステップハウスのような位置付けによる運用なども考えられます。特に、空き家や遊休施設の活用を図る観点から、低額で誰もが入居でき、入居者同士で支え合う共生型の生活支援ハウス（仮称）の確保に向けた検討が必要であると考えられます。

（２）社会福祉関係機関への提案

①連絡会による地域における公益的な取り組みの充実と各法人独自の取り組みの推進

昨春の社会福祉法人制度改革により、各社会福祉法人は公益的な取り組み（地域貢献事業）を積極的に行う責務が法定化されました。本市においては、全国に先駆けて一昨年の６月に「安来市社会福祉法人連絡会」が設置され、市内すべての法人（１０法人）の参加により、相談事業・緊急現金貸付・新たな制度外サービスの開発などが展開されており、こうした事業を継続し、さらに充実発展されていくことが求められます。

同時に、個々の社会福祉法人においても、市内全域や個別地域で、今後、独自の取り組みを拡げられていくことも期待されます。

また、福祉法人のみならず、医療法人や福祉事業者、NPO法人、住民団体など、市内の多様な主体（資源）と地域協働的な連携を深めていくことも必要と思われます。

②「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定

すべての地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域福祉施策の充実や新たなつながりづくりに結びつくような地域住民の主体的な活動について、行政と安来市社会福祉協議会等との連携により、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的な策定について検討していく必要があると考えられます。

(3) 地域（住民）への期待

①自治組織などでの新たな取り組みの推進

各地域では住民の中で担い、培ってきた自主的な事業や行事があり、地域の歴史と切り離せない貴重な「ものごと」とも言えますが、少子高齢化が進み、単身高齢者も増えていく中で、従来どおりの地域の行事などを維持していくことはますます困難になってくることも予想されます。

一方、十神地区では、昨年から、各自治会の問題を連絡会議の場で共有し解決していくための話し合いが行われており、共通の課題は単独自治会だけでなく連絡協議会の場でも検討しながら取り組んでいく方向で取り組まれつつあります。また、近年の予想できない自然災害や大規模火災などに対応できるよう、十神地域の自主防災委員会では、今年度、地区全域の避難マップづくりに取り組まれたほか、半数近くで組織されている各自治会単位の自主防災組織の充実や新たな組織化支援も進められつつあります。

こうした自治会や自主防災の取り組みは地域に密着しており、安否確認や見守りなどの機能も持つ重要な活動と考えられます。今後、自治組織を継続して運営していくために、自治会のあり方として、小規模自治会の連合・合同化や、逆に小回りのきく細分化組織を持つことを検討していくことも必要かと考えられます。また、子ども会、高齢者クラブなどの個別の活動についても、自治会の合同や少し広い範囲の合同方式も模索していくことも必要と考えられます。

②新たな「つながり」づくりに向けた取り組みの推進

誰もが、望む地域で、可能な役割を持ちながら安心して暮らしていけるよう、地域の中で、新たなつながりを作っていく必要があると考えられます。

そのため、自治会や自主防災などの取り組みのほか、交流センターなどを利用して活動している住民主体の各種活動や商工団体などの地域活性化の取り組みなども地域を維持し、活性化していくための大切な要素であると考えられます。

特に市街地では、地区によって様々な世帯が混在し、従来のような地域関係だけでは、お互いに支えあって生活していくことに限界が出てくると思われることから、地域の住民が安心して暮らしていける環境を作っていくため、共有できる事項については、様々な団体などが横軸で参集・議論し、できることから取り組んでいけるような活動体（ネットワーク）を作っていくことも考えられます。また、例えば、今後、交流センター単位で順次設置されていく「生活支援協議体」を、そうした場として利用していくことも考えられます。

こうした活動体では、地域の様々な資源との積極的な連携、交流や居場所などの機能を持つ拠点づくり、助けあい組織などについて、具体的に検討していくことが考えられ、こうした取り組みを少しづつでも進めることにより、住民同士の新たな「つながり」を創り、「暮らしやすい地域づくり」につながっていくものと考えられます。

■ 平成29年度市街地周辺地域における生活支援に関するアンケート調査結果のまとめ

1. 調査結果の概要

調査期間 平成29年9月～10月
調査地区 荒島地区 1, 343世帯
有効回答数 712通

2. 回答結果（抜粋）

（1）回答世帯の「2割弱」に「福祉の支援が必要な人」があり、その内訳として、要介護者が6割弱と最も多く、次いで障がい、認知症、ニートなどが1～2割あります。

- ①要介護者 （56.4%）
- ②障がい者 （24.8%）
- ③認知症 （13.7%）
- ④ニート・ひきこもり・無業者 （12.8%）

（2）「生活をする上で困っていること」として、「近くで買い物ができるところがない」が5割近くと、最も多く目立ちます。次いで、災害時の避難先、自宅などの手入れができない、近所づきあいが負担などの「困りごと、不安なこと」が、それぞれ約2割の声として上がっています。

- ①近くに買い物ができるところがない（47.5%）
- ②地震等で被災した場合、どこに避難すればよいかわからない（24.3%）
- ③自宅や周辺の手入れができない（22.3%）
- ④近所づきあいが負担（18.7%） など

（3）それでも全体の「8割」以上の人が、最後までこの地域で暮らしたいと思っています。

- ①将来も（最期まで）この地域で暮らしたい（84.4%）
- ②将来は別の地域に移りたい（15.6%）

市街地の周辺地域に位置する荒島地区は、国道9号線や県道180号線、JR山陰本線などの交通基盤があり、東の市内中心部や米子、西は松江、南部は広瀬と隣接地域との行き来もしやすく、地域内や隣接地域に診療所や福祉施設（小規模多機能、デイサービス、グループホーム、特定施設）、ドラッグストア等の資源があり、一見、生活しやすい地域と見えますが、調査の回答世帯の約18%に「福祉的な支援が必要な人」があり、日常生活における心配や不安としては、「買い物の不便さ」、「被災時の避難先」、「自宅及び周辺の手入れ」などの意見が目立っています。こうした意見は、＜病気や要介護状態の時に希望するサービス＞としての回答で、通院・買い物等の同行支援や福祉サービス、避難支援などの希望が多く、＜地域の助け合い活動＞に関する回答にも関連して現れてきており、現在地で今後も暮らしていきたいと思う人が多い半面、現実には生活上の困りごと・心配ごとが種々あり、何らかの助け合いが必要と感じていることを示しています。

＜自分や家族が、病気や要介護状態になった時に望むサービス＞

- ・低料金のサービス付き生活支援施設（46.0%）
- ・買い物支援サービス（37.5%）、通院・買い物などの同行支援サービス（28.6%）

- ・入院入所支援、配食支援、掃除支援などのサービス（各 18～28％）
- ・災害時の避難支援（24.8％） など

<地域の助け合い活動への参加>

- ・参加してもよい（58.5％）
- ・ぜひ参加したい（5.7％）
- ・参加したくない（26.2％）

<どのような助けあいが必要ですか>

- ・見守り、声がけ（51.1％）
- ・防災組織、避難訓練等（36.3％）
- ・生活援助サービス（27.2％）
- ・地域の居場所づくり（26.0％） など

3. 調査結果からうかがわれる地域の生活・福祉課題

今回の調査結果から、市街地周辺地域においては様々な生活・福祉課題があると考えられますが、そのうち主なものを取り上げます。

（１）地域の「まとまり」と実践を、生活を支える仕組みにつなげていくための「新たな挑戦」

荒島地区は市街地の周辺地域にあって、5地区から成り立っていますが、それぞれの地区で少し異なる状況もあります。

まず、国道9号線沿いの荒島、西荒島地区は昔から集落が形成されてきた町で、高齢化や単身世帯が増えつつも、一定数若い世代もいるものと考えられます。また、東南部の西赤江地区は従来からの集落で、そのうち南部の山塊地域に1970年頃からの団地造成（神塚団地）により若い世代を中心に新しい住宅街が形成されましたが、この世代が高齢化し実数も多いことから、今後、さらに生活上の課題が深刻化する可能性があります。その他の南西部の久白や日白地区は昔から農業などに従事してきた地域で、高齢化は進んでいるものの、ある程度次世代の同居もあり、地域の活動も継続されていると思われます。

このように、5つの地区でやや異なる状況はあるものの、総じて少子高齢化が進んでおり、地域の商店の閉鎖により身近な場所で買い物ができないといった問題が生じてきています。

一方で、荒島地区は、以前から地域のまとまり（つながり）があり、地域の有志により、約25年前に「荒島地区活性化推進協議会」が結成され、さまざまな取り組みを行う中で、近年は県外の町との相互訪問交流も行われているほか、若い世代を中心に取り組む「あらしまこーふんふえすた」、交流センターなどが取り組む、次世代育成と活性化を目的とする「キッズもりあげ隊」など、荒島地区を何とかしようとの思いが引き継がれてきています。

こうした点から、今後、深刻さを増してくると考えられる生活課題に対して、現在、地域で持続的に取り組まれている様々な活動を、どのように連携させつつ、将来に向けて発展させていくのか、そのような時期に差しかかっているものと考えられます。

荒島地区のように、地域内での活発な活動がある地域において、こうした地区住民の生活を支える課題に挑戦していくことが、より一層、荒島地区の活性化と「誰もが安心して暮らせる地域づくり」につながっていくものと考えます。

（２）早期に相談・支援につながる仕組みづくりや、だれでも、できる範囲で役割を持ちあう地域づくりの推進

設問の「生活する上で困っていること、不安なこと」の中で、「困った時に、どこに相談すればよいかわからない」との回答が、昨年度の市街地調査よりもやや低く、日頃からの近所や地域での自然な形での相談相手や、民生委員さんなどによる相談支援がなされている状況があると思われます。

地域や近隣で話したり、相談しやすい関係は、ふだんの生活の中ではあまり意識されませんが、ともに地域で暮らしていく上で極めて大切な関係になります。

今後、地域で住民同士のつながりや民生委員さんの支援などは、地域の課題解決力の強化を図る上からも益々重要になります。また、住民主体による買い物支援や通院支援、掃除支援などの生活支援を行うための仕組みづくりの検討や実践活動の開発が今後の課題になると考えられます。

また、地域における課題解決だけでなく、市段階における行政をはじめ専門相談機関等による「包括的相談体制」の確立を図り、困った時には早期に相談窓口につながり、早い段階での支援につながるよう、関係機関との連携を深めていく必要があると考えます。

一方、「被災時の避難先がわからない」（２４．３％）は、市街地よりわずかに高く、中山間地域よりも６ポイント近く高めとなっています。また、「近所づきあいが負担」（１８．７％）についても、中山間地域よりも高く、市街地より約９ポイント高めとなっています。これらはあくまで回答があった世帯の中での比率にすぎませんが、こうした項目も荒島地区の地域課題の一端を示している側面もあるように思われます。

併せて、防災や地域の自治会に関する負担感については、一定の役割が果たせる人材を少しずつ確保していくとともに、住民みんなが「できることから、それぞれできる範囲で、少しずつ」取り組んでいけるような、「薄く広い役割」をみんなが持つような方向性を打ち出したり、仕組みを工夫していくことも必要と思われる。

こうした取り組みは、住み慣れた地域で暮らしていきたいとの多くの声に応えていくことになるものと考えられます。

３．調査結果を踏まえての提案

（１）行政への提案

①さまざまな相談に早期対応できる仕組みと地域包括的な支援体制の構築と連携の確立

地域住民に対する相談窓口は、住民が抱える多様な困りごとや不安感について、早い段階で受けとめ、具体的な支援につながる仕組みを充実することにより、早期解決につながるものと考えられます。

このため、総合的に受け止めワンストップで対応できる包括的相談支援体制の整備が必要であり、併せて、行政と関係機関・施設等が、随時・密接に連携できる機能は欠かせず、このような支援体制の充実が住民の不安感を緩和し、住民と行政、関係機関の距離感も縮まり、住民の安心感も増してくるものと考えられます。

ついては、多機関が協働して、すべての世代や様々な問題に対応できる地域包括的支援体制を構築し、保健・医療・福祉分野だけでなく、住民生活に関わる住宅、税務、商業、交通、定住、地域振興なども含めた庁内連携や多機関連携の確立が必要と考えます。

②予防的な在宅訪問などアウトリーチへの積極的な展開

回答世帯の２割近くの世帯に福祉的な支援を必要とする人がおり、日常生活が困難になった時の頼る先は、市内外の家族や親戚が約６５％、次いでケアマネなどが約１３％との回答で、中山間地域や市街地とほぼ同傾向ですが、頼る人がいないが７．２％とやや高めとなっています。

上記①のような相談時の早期対応や包括的な支援の仕組みを充実するとともに、支援を必要とする例や

今後支援の必要性が推測されるような例を含めて、地域・行政・専門機関等との間の連携を深め、情報共有を進める中で、健康などを切り口にした在宅訪問などの手法により、支援が必要な（必要になってくると想定される）人・世帯への予防的なアウトリーチの展開を積極的に行っていく必要があると考えます。

③地域の取組への支援と交流センターを中心とする「生活支援協議体」の設置促進

今後、荒島地区においては地域のつながりの力を生かした、新たなつながりや支えあいなどにより、住みなれた地域で暮らしていけるような取り組みを進めるとともに、生活支援のための体制づくりを充実させていくことも重要と考えます。

この取り組みが荒島地区で主体的・積極的に進められるよう、地域活動の拠点である交流センターを基幹とし、子どもから高齢者まで地域の住民すべてが安心して暮らしていけるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を目指す観点から、その活動体としての「生活支援協議体」の設置を進め、荒島地区の取り組みを積極的に支援していく必要があると考えます。

（２）社会福祉関係機関への提案

①社会福祉法人による地域公益的な取り組みと多様な主体との地域協働の推進

昨春の社会福祉法改正により、各社会福祉法人の責務として、公益的な取組（地域貢献事業）を積極的に行うことが明記されました。本市では、全国に先駆け、平成２７年６月に市内の１０の社会福祉法人により「安来市社会福祉法人連絡会」が設置され、丸３年を迎えようとしています。

この連絡会では、ふくし何でも相談事業・緊急現金貸付・生活支援アンケート調査への協力のほか、「新たな制度外サービスの開発」として、生活支援アンケート調査実施地区への支援事業、市内のこども食堂（４か所）への助成などが実施されており、今後、福祉人材の養成・確保などの実施が検討されています。

こうした公益的な取り組みは、市内全域のみでなく、先進的モデルの促進との観点から個別地域との連携も行われていますが、新たな社会資源として、今後一層、地域や多様な組織との地域協働的な連携と地域へのバックアップを深めていくことが期待されます。

また、個別の社会福祉法人や施設が立地し基盤を持つ地域では、各法人と地域が、地域行事や法人・施設の行事との相互交流や協働事業などを行うことによって、双方の理解が深まり、より緊密で親しみやすい関係が生まれ、地域の活性化にも波及してくるものと考えます。

（３）地域（住民）への期待

①地域のまとまりや先進的な活動と、今後に向けた方向性

荒島地区全体や個々の自治会では、住民が担い、連綿と培ってきた事業や行事があり、地域の歴史と切り離せない大切な「協働の場」とも言えます。地域によっては若い世代の活動があったり、荒島地区全体では活性化推進協議会や青年協議会、また交流センターなどで、これまで活発に行われてきた活動の経験（値）は、世代を超えて継がれていくものと考えられます。

しかし、一方で、少子高齢化や単身高齢者が増えてきつつある中で、従前のような行事や事業を、今後も同じような形で維持していくことは次第に困難になってくることが予想されます。

現在、交流センターでは、新たに地域の防災力を高める活動やこれまでの活性化推進協議会の取り組みを基盤に、地域の生活に目を向けた活動の必要性についての話し合いも始まりつつあります。

こうした荒島地域において、持続できる生活を成り立たせる仕組みなどを模索していこうとする方向性は、極めて重要な意味を持つものと考えられます。

また、地域のつながりの象徴的な意味を持つ行事や地域の生活で欠かせない自治会などのつながりを継続していくために、行事や自治会について、これからのあり方や工夫なども含めて検討していくことも必要になってくるものと考えられます。

②将来に向けて、暮らしやすい荒島に向けた取り組みの推進

地域のすべての人が、尊厳を持ちながら、望む地域で、できる役割も果たしながら、健康で暮らしていけるよう、地域の中で暮らしやすい仕組みを作っていく必要があります。

そのため、交流センターのほか、自治会連絡協議会、荒島地区民生児童委員協議会、荒島地区社会福祉協議会、荒島地区活性化推進協議会、青年協議会などの各種団体やボランティア活動を行っている皆さんなどは、こうした仕組みづくりのあり方を検討していく際の中核的な役割を果たしていくものと考えられます。

一方で、これらの機関や団体などはそれぞれ固有の活動を行っており、これらの活動を維持しながら、荒島地区の現状とアンケートで見えてきた住民の意見などを踏まえながら、お互いが共有する課題として認識することが、将来の荒島地区を考えるに当たっての第一歩になるものと考えます。

その後のステップとして、これからの荒島をどうしていくか、生活を支えたり、助け合えるような仕組みなどを創り出すことができないかなどについて、にぎやかに、活発に議論できるような気風を持った「話しあいの場」と「具体的な活動を企画する場」を、様々な団体などが横軸で結集する活動体（ネットワーク）として、地域主体の観点で作っていく必要があると考えられます。

こうした活動体は、他地区では「生活支援協議体」として活動しています（例：赤屋地区）が、市（委託先：市社協）において、今後、交流センター単位でこうした「生活支援協議体」が設置されるよう、促進・支援していく予定であることから、市及び市社協との連携や支援を積極的に活用しながら、「暮らしやすい荒島地区」を目指して取り組んでいくことが考えられます。

■ 平成30年度市街地周辺地域における生活支援に関するアンケート調査結果のまとめ

1. 調査結果の概要

調査期間 平成30年9月～10月

調査対象 広瀬町広瀬地区1,433世帯

有効回答数 721通

2. 回答結果（抜粋）

（1）回答世帯の「2割強」に「福祉の支援が必要な人」があり（菅原地区では「3割強」）、その内訳は次のとおりでした。

- ①要介護者 （65.3%）
- ②障がい者 （29.9%）
- ③認知症 （21.5%）

（2）2割以上の人が「生活をする上で困っていること」

- ①自宅、自宅周辺の手入れが出来ないこと （29.9%）
- ②近所付き合い（自治会・町内会の役割）が負担 （27.3%）
- ③現在の家屋では生活しづらいこと （21.0%）

（3）それでも全体の「8割」以上の人が、最後までこの地域で暮らしたいと思っています。

- ①将来も（最期まで）この地域で暮らしたい（84.4%）
- ②将来は別の地域に移りたい（15.6%）

旧：広瀬地区内には、医療機関（安来市立病院、開業医等）や福祉施設（小規模多機能居宅介護、ホームヘルプ、ディサービス、グループホーム等）、行政機関（安来市健康福祉部、安来市分庁舎）、スーパーマーケットやコンビニ、個人商店などもあり、安来市広域生活バスの本数もルートも比較的確保されていますが、一方、菅原地区、下山佐地区は地域の資源も少なく、バスのルート・本数も限られています。こうした違いは、アンケートの結果にも表れました。

＜生活をする上で困っていること＞として、菅原地区では「ごみの分別がわかりづらい、集積所までが遠い」が2割、下山佐地区では「公共交通機関が少なく外出に不便」が3割弱と他地区に比べて高く、「近くに買い物できるところがない」という回答は、広瀬地区では1割以下ですが、菅原地区と下山佐地区では3割前後ありました。

＜外出に困難を感じている人＞の割合も広瀬地区では6割強ですが、菅原地区では9割となっています。

＜病気や介護状態の時に希望するサービス＞としての回答は、生活支援施設等への入所、家の管理、買い物支援サービス、病院・買い物等の支援サービス、災害発生時の避難支援などの希望が、各地区に共通して多くありました。このように、＜生活をする上で困っていること＞に地区で多少の差異はあるも、住み慣れた馴染みのある地域で今後も暮らしていきたいと思う人たちが多いことが明らかになりました。半面、生活上の困りごと・心配ごとが種々あり何らかの支援が必要と感じている人も明らかになりました。

<生活する上で困っていること（地区別）>

項目	全体	広瀬	菅原	下山佐
自宅・周辺の手入れ	29.9	30.1	33.3	27.3
近所付き合いが負担	27.3	28.7	26.7	18.2
現在の家屋の生活しづらさ	21.0	20.2	26.7	20.5
ゴミの分別等	7.4	5.9	23.3	9.1
外出不便	12.0	11.2	3.3	27.3
近くに買い物出来るところがない	9.2	5.6	30.0	27.3

<病気や介護状態の時に希望するサービス>

- ・低料金のサービス付き生活支援施設（36.1%）
- ・入院、入所支援サービス（27.2%）
- ・家の管理（33.7%）
- ・買い物支援サービス（31.2%）
- ・通院、買い物同行支援サービス（28.9%）
- ・災害発生時の避難支援（27.8%）
- ・掃除支援サービス（22.4%）
- ・配食支援サービス（25.1%）

<どのような助け合いが必要か>

- ・見守り、声かけ（58.1%）
- ・自主防災組織、避難訓練等（43.2%）
- ・地域の居場所づくり（30.2%）
- ・生活援助サービス（25.9%）

2. 調査結果からうかがわれる地域の生活・福祉課題

今回の調査結果から、市街地周辺地域においては様々な生活・福祉課題があると考えられますが、そのうち主なものを取り上げます。

（1）地域のつながり

<生活する上で困っていること>で回答が多かったのが「近所付き合いが負担」であり、27.3%と、他地区（比田・赤屋地区14.7%、荒島地区18.7%）と比べ高い数値になっています。年代別にみると、10～40代が36.7%と、50～60代の24%、70～90代以上の25.9%に比べ高い数値になっています。自由意見では、高齢により自治会の役員が負担、年金生活で町内会費が負担、行事が多いなどの意見がありました。

一方、同じ設問で、「同世代での交流の場が少ないこと」という回答は、全体で16.8%ですが、年代別に見ると50～60代の13.1%、70～90代以上の14.9%に比べ、10～40代は30.4%とかなり高くなっており、地域の人間関係の煩わしさを感じながらも、特に比較的若い世代に、同世代のつなが

りを求める声が多くあります。

若い世代のリフレッシュや娯楽の場など居場所をつくることや、子育て世代の意見にある子供の遊びや学習の場の確保、図書館の充実を図ることなどは、若い世代の定着につながるともに、集うことや話し合うことが助け合いの流れにつながっていくものと思われます。

併せて、地域の行事や自治会に関する負担感については、一定の役割が果たせる人財を発掘していくとともに、住民みんなが「できることから、それぞれできる範囲で」取り組んでいけるような、「薄く広い役割」をみんなが持つような方向性を打ち出したり、仕組みを工夫していくことも必要と思われます。

こうした取り組みは、住み慣れた地域で暮らしていきたいとの多くの声に応えていくことになるものと考えられます。

（２）支援を必要とする人の生活を支える制度や助け合いの仕組みの構築

日常生活が不自由になったとき、同居の家族以外で誰を頼りますかという質問に対し、頼る人がいないと回答した人が５．４％ありました。

同居以外の家族や親しい友人知人、専門職の支援を得られる人は必要な制度やサービスにつながりやすい環境にありますが、困りごとを誰にも相談する人がなく、気にかけてくれる人もいなければ、困りごとを抱えたまま生活が続け、問題が大きくなって初めて発見されることとなります。困った時に早期に相談窓口につながり、早い段階での支援に繋がるよう、関係機関の連携を深めていく必要もありますが、地域や近隣で、相談しやすい関係をつくっていくことが、ともに地域で暮らしていく上で極めて大切な関係になります。

今後、地域で住民同士のつながりや民生委員さんなどの支援は、地域の課題解決力を高める上からも益々重要になります。また、住民主体による見守り・声かけ、買い物支援や通院支援、掃除支援などの生活支援を行うための仕組みづくりの検討や介護予防活動の開発が今後の課題になると考えられます。

３．調査結果を踏まえての提案

（１）行政への提案

①「地域共生社会」の実現に向け多機関の協働による包括的相談支援体制と庁内連携の確立

地域住民に対する相談窓口は、住民が抱える多様な困りごとや不安感については、早い段階で受けとめ、具体的な支援につながる仕組みを充実することにより、早期解決につながるものと考えます。

そのためには、身近な地域における住民主体の相談体制や市段階における対象者ごとのタテワリの相談支援から、すべての世代や様々な複合化・複雑化した課題に総合的・専門的にワンストップで受け止める多機関協働による包括的相談支援体制の整備が必要です。

併せて、行政の相談窓口が、随時・密接に連携できる相談支援体制の確立が住民の不安感を緩和し、住民と行政、各相談機関の距離感も縮まるものと考えます。

については、今、国が積極的に進める地域共生社会の実現に向けた「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」（補助率３／４）の政策導入が必要と考えます。さらに、行政においては保健・医療・福祉分野だけでなく、生活に全般に関わる住宅、税務、商業、交通、定住、地域振興などを含めた庁内連携の確立が必要といえます。

②住民が主体的に地域課題を把握し解決を進めるための支援体制の強化

すべての人が、孤立せずに、必要な支援を受けながら、役割と生き甲斐をもって、その人らしい生活を送るためには、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現が求められます。そのためには、住民が主体的

に地域課題を把握し、課題解決を進めることが重要な要素になります。広瀬地区においても、子どもから高齢者まで地域の住民すべてが、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう「地域力強化推進事業」（補助率 3 / 4）の政策導入が必要と考えます。

前述したように、広瀬地区・菅原地区・下山佐地区において、地区の資源や住民の状況に差異があることから、地域の実情にあった取り組みがそれぞれの地区で主体的に進められるよう、地域活動の拠点である交流センターを基幹に、その活動体としての「協議体」の設置を進め、各地区の取り組みを積極的に支援していく必要があるといえます。

③ 予防的な相談支援（アウトリーチ）や「住民運営の通い場」の積極的な展開

回答世帯の約 2 割の世帯に福祉的な支援を必要とする人がおり、日常生活が困難になった時に頼る先は、全体でみると市内外の家族や親戚が約 60 %、次いでケアマネなどが約 19 %との回答ですが、菅原地区と下山佐地区においては、ケアマネなどの回答が 3 割近くあり、専門機関を頼る世帯の割合が高くなっています。

上記①のような相談時の早期対応や包括的な支援の仕組みの整備を図り、地域・行政・相談機関等との連携を深め、情報共有を進める中で、予防や健康などを切り口にした相談支援（アウトリーチ）の相談支援をはじめ、実際に外出の機会となる「住民運営の通い場」などの拡充により、支援が必要な（必要になってくると想定される）人や世帯への予防的な相談支援（アウトリーチ）や「住民運営の通い場」の充実を積極的に行っていく必要があるといえます。

（２）社会福祉関係機関への提案

① 社会福祉法人による公益的な取組と多様な主体との地域協働の推進

平成 29 年社会福祉法の改正により、すべての社会福祉法人の責務として、公益的な取組（地域貢献事業）を行うことが明記されました。本市では、全国に先駆け、平成 27 年 6 月、市内の 10 の社会福祉法人により「安来市社会福祉法人連絡会」が設置されています。

この連絡会では、ふくし何でも相談事業・緊急現金貸付事業・生活困窮者等緊急一時生活費・用品給付事業、生活支援アンケート調査への協力のほか「新たな制度外サービスの開発」として、生活支援アンケート調査実施地区への支援事業、市内のこども食堂（4 か所）への助成などが実施されており、本年度は、福祉人材の養成・確保を目的とした「介護の入門的研修」や、地域共生社会の実現を目指した取組みとして公開講演会などが実施されました。

こうした公益的な取り組みは、市内全域のみでなく、先進的モデルの促進との観点から個別地域との連携も行われていますが、新たな社会資源として、今後一層、地域や多様な組織との地域協働的な連携と地域へのバックアップを深めていくことが期待されます。

また、個別の社会福祉法人や施設が立地し基盤を持つ地域では、各法人と地域が、地域との協働事業などを行うことによって、双方の理解が深まり、より一層、地域の活性化に貢献していくものと考えます。

（３）地域（住民）への期待

① 地域のつながりやまとまり

広瀬地区は長い歴史を持つ地域であり、各行事も地域のつながりの象徴的な意味を持つものです。また、自治会などのつながりも地域の生活で欠かせないものですが、少子高齢化や単身高齢者が増えつつある中で、従前のような行事や事業を、今後も同じような形で維持していくことは次第に困難になってくることが予想されます。

行事や自治会について、これからのあり方や工夫なども含めて検討していくことも必要になってくるものと考えら

れます。また、若い世代が集える場所や機会をつくることも、地域のつながりやまとまりにつながっていくものと考えます。

②将来に向けて暮らしやすい広瀬に向けた取り組み

地域のすべての人が、尊厳を持ちながら、馴染みの地域で、できる役割も果たしながら、健康で暮らしていけるよう、地域の中で暮らしやすい仕組みをつくっていく必要があります。

広瀬地区の現状とアンケートで見えてきた住民の意見などを踏まえながら、お互いが共有する課題として認識することが、将来の広瀬地区を考えるに当たっての第一歩になるものと考えます。

その後のステップとして、これからの広瀬をどうしていくか、生活を支え合えるような仕組みなどを創り出すことができないかなどについて、活発に協議できる「話しあいの場」と「具体的な活動を企画する場」を、様々な団体などが横軸で結集する活動体（ネットワーク）として、住民主体の観点で創っていく必要があると考えます。

こうした活動体は、他地区では「生活支援協議体」として活動しています。（例：赤屋地区）今後、交流センター単位でこうした「協議体」が設置されるよう、促進・支援していくことから、市及び市社協との連携や支援を積極的に活用しながら、「暮らしやすい広瀬」を目指して取り組んでいくことが必要であると考えます。

第3節 2期計画の評価・見直しについて

「安来市地域福祉計画（第1期）」は、社会福祉法第107条に基づき、少子高齢化等の社会問題や地域課題に取組み、地域福祉を総合的かつ計画的に推進させるための基本計画として、平成22年3月に策定しました。計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5か年計画とし、関連する福祉計画との整合性を図りながら、福祉施策の変化や、住民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行なうための「安来市地域福祉計画検討委員会」を開催し、計画の進捗状況について、年度ごとに点検・評価しました。平成26年4月には、「安来市地域支え合い活動の推進に関する条例」を制定し、要援護者等の把握に努め、「見守り体制」の充実を図るとともに、自主防災組織の設立による防災体制の強化、高齢者部門では、自治会単位でのミニサロン、ミニデイサービスが年次的に整備されるなど、地域福祉活動の必要性に対する理解が進み、住民一人ひとりが社会の一員としてまちづくりに参加することが促進されていることは評価されました。

次の、「地域福祉計画（第2期）」は平成27年3月に策定し、平成27年度から平成31年度までの5年間計画とし、変化する地域社会や地域課題に対応すべく、引き続き地域福祉の推進を図りました。第1期と同様に、「安来市地域福祉計画検討委員会」を開催し、基本理念となる「助けあい、支えあい、みんながいきいきと輝くまち」に基づく基本目標については、「第2期計画」においても継承しながら、計画の進捗状況について、年度ごとに点検・評価しました。

【基本目標1】「地域福祉に参加できるまちづくり」

【基本目標2】「人と人が支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」

【基本目標3】「利用者の視点に立った福祉サービスが実現するまちづくり」

第2期計画ではこうした経過を踏まえ、地域課題を検討した後、以下の事項を「重点的な取り組み」と位置づけ今後の地域福祉を推進すると結んでいます。

1. 地域福祉活動計画の整備・拡充

安来市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連動し、地域福祉活動計画の整備・拡充が図られるよう対応すること。

2. ボランティア活動の支援体制の充実

社会福祉協議会が開設しているボランティアセンターの機能を充実させ、活動を支援していくこと。

3. 行政の全庁的な取り組みの強化

地域福祉の推進のため、行政関係部課が横断的に取り組むための推進体制を強化していくこと。

このたびの「地域福祉計画（第3期）」は、令和2年度から令和6年度までの5年間計画とします。新計画の策定では、これまでの計画の評価、検証が重要です。これまでも計画の進捗状況について、年度ごとに点検・評価していますが、第2期計画の基本目標1～3について、地域福祉計画検討委員会、社会福祉協議会、福祉課等の職員で次の別表1～3のとおり評価を行ないました。

安来市地域福祉計画評価シート
(総括表)
= 基本目標 1 =

【現状評価の区分】				
A	…	十分達成できている。	D	… 十分達成できていない
B	…	若干課題はあるが、十分達成できている。	E	… 達成できていない
C	…	一定程度達成できている。		

基本目標	取り組みの視点	施策
1 すべての人がいきいきと地域福祉に参加できるまちづくり	地域社会を構成する様々な人たちの参画を基本とし、住民一人ひとりが地域の一員としてともに支えあう意識を持ち、地域における福祉活動の理解を深め、地域で活躍する人材の育成に努め、すべての人がいきいきと地域福祉に参加できるまちづくりを進めます。	(1) 福祉活動の理解を深める
		(2) 地域福祉活動の担い手を育成する

26年時評価	評価の理由・課題	課題解決の方向性	評価	R1年度評価
D	【一人ひとりの取り組み】 ・福祉活動の理解に関する項目については、自治会役員や地域のボランティア団体等の構成員である場合、地域課題を把握する機会がありますが、すべての人が地域の一員として地域福祉活動に参加する機会は高まっていないイメージがあります。 【地域のみんなの取り組み】 ・地域として福祉活動への参加機会をつくることや福祉の担い手を育成すること、また、団体の交流の必要性に対する理解については、年々高まっているため一定の評価が得られています。 【行政の取り組み】 ・ノーマライゼーションの実現については社会参加を促進するために、正しい理解、認識が持てるよう行政としての普及啓発を強化する必要があるとの意見がありました。	【一人ひとりの取り組み】 ・地域福祉を推進するにあたっては、「福祉は行政が行なうもの」という意識や行政も「福祉は行政処分で対応するもの」という意識を改めるための情報発信が重要となります。 その他の取り組みは、社会福祉協議会の呼びかけで小地域単位の「住民フォーキング・グループ」を設置し、課題の共有と理解が深まることに努めます。 【行政の取り組み】 ・ノーマライゼーションの実現については、行政が策定する各種計画に基づき推進しているところですが計画に基づく施策を総合的に点検・評価し、必要に応じ改善を図ることとします。 【地域のみんなの取り組み】 ・地区社協及び単位民協と連携し地域住民主体による福祉活動を引き続き強化していきます。	【一人ひとりの取り組み】 ・小地域単位の「住民フォーキング・グループ（生活支援協議会）」が、赤屋、荒島、十津、大塚地区で設置された。また、美田原、東比田、菅原地区でも設置に向け取り組んでいる。社協及び単位民協で、地域福祉活動の広報や協議が行われている。 【行政の取り組み】 ・ノーマライゼーションの理念など、機会を捉え広報等で周知しています。（障がい者講習など） ・各種の福祉計画においても、ノーマライゼーションの視点を押さえ、策定後も評価、見直しを行っている。	C
D	【一人ひとりの取り組み】 ・市内のボランティア団体、個人ボランティアが地域において自主的に活動する拠点が存在しないため、活動の充実や交流の促進が課題となっています。 【地域のみんなの取り組み】 ・地域においてもボランティアの必要性に関する認知度は高まっていますが、地域でボランティアニーズを把握し、社会資源を開拓するには、コーディネーターを育成するなどの基盤整備が必要となります。住民一人ひとりの知識、技能を活かせる場を設けることが必要との意見でした。 【行政の取り組み】 ・ボランティアセンターの開設については促進されていますが、社会福祉協議会が開設しているボランティアセンターにおける委員会の増加、運営委員会の体制が確立された時点で拠点について検討することとします。 【地域のみんなの取り組み】 ・ボランティアセンターの機能を充実させ自主的に活動する人材の育成を図ります。	【一人ひとりの取り組み】 ・地域福祉活動の担い手を育成するためには、地域活動の必要性を理解するための学習機会を積極的に設けることが必要です。 ・行政や社会福祉協議会が設ける学習機会を充実させることに併せ、地域住民による座談会や交流会の企画、参加について今後検討して行きます。 - また、サービス提供事業者とも連携し、社会貢献の施策について検討します。 【行政の取り組み】 ・ボランティアセンター（仮称）の設置が必要となりますが未設置となっています。 - 現在、ボランティア団体の交流については促進されていますが、社会福祉協議会が開設しているボランティアセンターにおける委員会の増加、運営委員会の体制が確立された時点で拠点について検討することとします。 【地域のみんなの取り組み】 ・ボランティアセンターの機能を充実させ自主的に活動する人材の育成を図ります。	【一人ひとりの取り組み】 ・安来市、社協、医師会等が主催する各委員会、セミナー等が開催されています。 - 地域包括ケア会議など 【行政の取り組み】 ・ボランティア活動の拠点施設、市民活動センター（仮称）は設置されていない。 - 既に設置されている、社協のボランティアセンターの更なる充実強化が必要である。 - 生活支援ボランティア養成講座、ボランティアポイント事業を活用しつつボランティア登録を促し、マッチングを行い、ボランティアセンターの活性化を促進することが重要である。 - 地域の生活支援協議会を設置し、地域の課題解決に向けた活動できる人材の育成が大切である。	C

安来市地域福祉計画評価シート (総括表)

= 基本目標 2 =

【現状評価の区分】

A … 十分達成できている。 D … 十分達成できていない
B … 右十課題はあるが、十分達成できてい E … 達成できていない
C … る。 F … 達成できていない
D … 一定程度達成できている。

基本目標	取り組みの要点	施策
2 人と人との支えあひ、いつまでも安心して暮らせるまちづくり	住民一人ひとりの地域、行政・関係機関はもとより、福祉に参画する団体、企業、NPOなどがそれぞれ責任のもとで役割分担を考えると、ネットワークを築き、人と人との支えあひ、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めます。	(1) 新たな支えあひのネットワークづくり

26年次評価	評価の理由・課題	課題解決の方向性	評価	R1年度評価
B	【一人ひとりの地域・地域のみんな】 ・地域の周守り活動や防災・防犯に関する体制については、計画策定後より充実しているとの評価でした。 ・ひとりの暮らしの安全・安心に関する移動支援や買い物支援については、必要ニーズとの意見でした。 【行政】 ・既存のボランティア団体の支援や個人ボランティアの派遣システムについては、十分機能していないため、新しいニーズが浮き出しても対応できないとの評価でした。 ・災害時避難支援者台帳の整備・拡充については、見守り「連」を本年4月から導入するため高い評価でした。	【一人ひとりの地域・地域のみんな】 ・住民一人ひとりの自衛的な意識を高め、地域で支えあひあつくりについては、自治会、交流センターでは地域のつながりが希薄化している状況を踏まえ、よりよい地域づくりを進めています。 ・交流あひのネットワークを充実するためには、多くの住民が地域社会の一員として住民が参加できる「きつかけ」づくりを具体的に進めていく必要があります。 【行政】 ・生活課題の解決に向けて支援するボランティアに対する助言や保護者の支援ができる体制を構築します。 ・地域住民、ボランティア団体等への活動支援については、福祉活動に関する情報提供、必要な知識・技術の習得機会、活動拠点に参画する支援体制等の整備に向けて取り組みを進めます。 【社会】 ・新たな支えあひのネットワークづくりのため、地区社会と連携します。	【行政】 ・防災では、近年の災害を教訓に、自助、共助について理解を深め、心あると考える。 ・支援者台帳、見守り名簿を整備している。 ・生活支援ボランティア養成講座、ボランティアポイント事業を行い、地域の助けあひの環境を築く。 【社会】 ・ボランティアの支えあひを受け手をつなぐ、マッチングの機能が十分である。 ・生活支援団体の設置が進んでいる。(4地区、今後各地域に整備されるよう地区社会等と連携し取り組みを進めたい。	B
B	【一人ひとりの地域・地域のみんな】 ・地域のイベントなどの参加については、固まりが目立ち、また、参加の方法などについては自治会であり活動に参画していないメンバーでした。 【行政】 ・自治会の加入促進については、年々加入者が減少する傾向にあり、加入率向上の方法について検討する必要があるとします。	【一人ひとりの地域・地域のみんな】 ・地域での交流については、高齢者のいきがい対策や子どもの健全な発達に資することを共有し、そのうえで行事や内容、参加の方法について地域で話し合い、合意形成を得るを進めます。 【行政】 ・地域福祉を推進するためには、自治会の加入促進対策は重要であるため、関係機関とも連携しながら対策を検討します。	【行政 社会】 ・地域福祉の推進のため、地区社会や単位住民、自治会等と連携し世代間交流の充実を進めた。 ・また、老人クラブ等の活動主体の交流を行った。 ・福祉施設や交流センターが行う世代間交流（5まきや、もつぎ大倉）へ参加し世代間交流の発展に参画し、新たなイベント等の開催も進めたい。	B
C	【一人ひとりの地域・地域のみんな】 ・家族間の連携により、生活様式が多様化するなかにおいて、子育て支援については家族の協力、地域の支えあひが必要となるため、さらに協力を高めることが重要な意見でした。 【行政】 ・行政が行う子育て支援施策については、全体的に高い評価であったが、在宅子育て支援への視点については検討課題とされた。	【一人ひとりの地域・地域のみんな】 ・今後も家族間の連携を促すことが重要であるため、さらに子育て支援の充実を進めたい。 【行政】 ・行政の子育て支援施策としては、保育園・幼稚園の利用促進が重要であるため、引き続き子育て支援事業に関するサービスの量の確保と質の向上に努めます。	【行政】 ・保育園機能の強化拡充、2つの広場、ファミリーサポートセンターなど、子育て環境の充実を図る。	B
B	【一人ひとりの地域・地域のみんな】 ・国や県、市町村の施策については、十分達成できているとの評価でした。 ・介護保険の充実、情報提供、高齢者への参加、事業や施設等（バリアフリー化等、快適に暮らせる環境づくり）については高い評価でした。 【行政】 ・公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進については、推進されているとの評価でした。	【一人ひとりの地域・地域のみんな】 ・計画策定後のアンケート調査では、半数以上の住民が「人」を見かけたり助けたりしているの回答であったが、手助けに感謝する、何もないの回答も多数あり、思いやりのある支えあひ環境づくりについて、一層、普及啓発を図る必要がある。 【行政】 ・合理的な環境の整備のためには社会参加の機会が重要であるため、引き続き、公共施設等の点検を行い、将来的に整備を図ります。	【行政】 ・生活支援ボランティア養成講座、ボランティアポイント事業を行い、地域の助けあひの環境を築く。 ・バリアフリー化においても、障がい者のバリアフリー法、差別解消法、合理的配慮に基づき、点検を行っている。	B

安来市地域福祉計画評価シート

(総括表)

= 基本目標 3 =

【現状評価の区分】

A … 十分達成できている。 D … 十分達成できていない
 B … 若干課題はあるが、十分達成できている。 E … 達成できていない
 C … 一定程度達成できている。

基本目標	取り組みの要点	施策
3 利用者の視点に 立った福祉サ ービスが実現する まちづくり	行政は公的なサービスを通じて運営するとともに、住民相互のきめ細やかな交流・合意活動による生活課題の解決や権利擁護を支援し、利用者の視点に立った福祉サービスの実現するまちづくりを進めます。	(1) サービスの提供体制の充実
		(2) 情報提供・相談体制の充実
		(3) サービスの利用支援の充実
		(4) 権利擁護の推進

26年時評価	評価の理由・課題	課題解決の方向性	評価	R1年度 評価
C	【一人ひとり】 - 各種福祉サービスおよびサービス提供事業者の情報を把握し理解を深めることについては、サービスを利用している人に限られる傾向があるとの意見です。 【地域のみんな】 - 公的なサービスだけでは解決できない生活課題を解決するための社会資源づくりについては、地区社会福祉協議会等の取り組みにより、一定程度達成できているとの評価となりまし 【行政】 - 利用者のニーズに応じたサービスの提供体制については、行政とサービス提供事業者等が連携し、利用者の意見を反映しながらサービスの向上に努めているとの評価となりました。	【一人ひとり】 - 市内における福祉サービスや提供事業者を把握することについては、福祉サービスが利用が促進されるよう周知・啓発体制を充実させます。 【地域のみんな】 - 健康管理や介護予防を目的としたおしゃべり会については、交流センターや集会所等を活用し、実施されているが、空き家の活用も検討し、市内全域で実施を促すとともに、実施内容が充実されるよう行政と社会福祉協議会が連携し交換していくこととします。 【行政】 - 現在、総合的なサービスの提供体制の確立をめざし、平成29年4月開設予定の地域包括ケアシステムの構築について検討を継続しています。	【行政 社会】 ・広報、ホームページ等で福祉サービスの周知を図りました。 ・地域包括ケアシステムでは、2つのサブセンターの設置や、在宅医療支援センターの設置を積極的に進めました。 - また、地域包括支援センターが中心となり、関係機関との連携強化、地域ケア会議の開催などを行いました。 ・ミニサロン等の充実強化のため、支援者をボランティアシステムの対象とし、継続可能な仕組みにしました。	B
C	【一人ひとり・地域のみんな・行政】 ・地域の身近な相談窓口として活躍している民生委員・児童委員の活動について、さらに理解が得られるような対策が必要との意見がありました。 【行政】 ・地域において住民が気軽に相談できる相談支援体制の整備、周知が不足していることが課題です。	【一人ひとり・地域のみんな・行政】 ・地域と行政とのパイプ役となる民生委員・児童委員の活動について理解を図ることは、情報提供・相談体制の充実させることにおいて重要なことから、行政、社会福祉協議会と連携し、活動について周知・啓発を図ります。 【行政】 ・多様化、複合化する住民に対する相談については総合的な窓口の開設や、より効果的な周知方法を検討します。	【社会】 ・民生児童委員による生活相談に加え、困難事例の相談が増加する中、住民が気軽に相談できる体制づくり（ふく）なんでも相談会）を開設した。 - 今後は、包括的かつワンストップ型の総合相談窓口の開設が必要であると思われ、検討する。	B
B	【一人ひとり・地域のみんな・行政】 ・サービス利用支援の計画策定時からは充実してきているとの評価です。 ・さらにサービス内容や事業者、施設に対する正しい理解が得られるよう、行政、サービス提供事業者から情報収集し利用支援を図ることが必要との意見でした。	【一人ひとり・地域のみんな・行政】 ・利用者本位サービスを提供するために、利用者からの苦情や意見がサービスの改善に結びつけられるよう、引き続き、取り組んでいきます。	【社会】 ・福祉サービス利用援助事業を行い、障がい者等の利用支援の充実を図った。	B
C	【一人ひとり】 ・成年後見人制度に対する知識、相談窓口については、認知度が低いとの評価です。 ・当事者以外からの子ども相談や虐待の通告について、地域社会全体で見守る機運を醸成する必要がある。 【行政】 ・虐待を防止するネットワークおよび成年後見人制度の利用については、相談支援体制は整備できているが、通告者の住民の協力や制度の理解を導くための周知の充実させる必要があるとの意見でした。	【一人ひとり・行政】 ・地域のなかで安心して安全に暮らすには、一人ひとりの権利が尊重され、権利が保護される必要があり、高齢者や障がいのある人など、判断能力に不安のある人に対する権利擁護するための成年後見人制度については権利擁護センターの機能を活かし、住民サービスの提供事業者に対し普及啓発を図って行きます。 【社会】 ・虐待を防止することは権利擁護を推進する施策であることから、早期の発見と早期の解決を図るために、住民に対し虐待の定義を認識してもらう周知方法を検討します。	【社会】 ・権利擁護センター機能の充実を図ると同時に権利擁護の理解を深めるため、セミナー等の開催を行った。 ・地域包括支援センター等関係機関と連携強化を図った。 ・新たに、法人後見事業、生活困窮者自立支援事業、フードバンク事業、緊急貸付事業、清掃交通事業、入居費保証事業等の権利擁護に関する事業の充実を図った。	B

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1節 基本理念（スローガン）

人と地域で支え、助け合う、共生社会のまちづくり

超高齢社会において、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが進められています。

一方、地域共生社会の実現に向けては、包括的ケアシステムの理念を、高齢者のみならず、障がい者、子どもなど生活上の困難を抱える人にも広げていく必要があります。

これまで日本の福祉制度は、対象者別に法律が定められ、縦割りであることの問題が指摘されてきました。地域の中には、8050問題、介護と育児のダブルケアなどの複合した課題や多重債務や離婚等、さまざまな問題が混在している場合があります。

こうした状況の中で、「我が事」として住民主体の活動によって、地域課題の解決力を高めていく地域づくりと、「丸ごと」として公的サービスの総合的な提供の体制づくりの重要性を踏まえて、支援を必要とするすべての人びとを対象とした地域包括ケアの進化を目指します。

近年では、その地域に暮らす住民自身の参画やボランティアなどのインフォーマルな社会資源への期待が高まっている状況です。住民同士が地域の課題を共有し、「住み続けたいと思う地域の姿」を行政、社協等と住民が共に描くなかで、必要な助け合いや生活支援のための仕組み、地域にマッチしたサービスを開発する必要があります。こうした活動は、住民主体の地域づくり、福祉でまちづくりそのものと言えるでしょう。

市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分の役割と生きがいを持って、地域福祉活動に参加し、愛着のある地域で、共に生き、助け合いができる環境を支援します。

第2節 基本目標

1. 人と地域を支える体制をめざす

安心・安全に生活していくことができる地域社会を構築するため、地域住民による、自治会活動や民生委員・児童委員の活動、様々なボランティア活動などへの参加を通じて、地域の支え合いの基盤を整備することが大切なことから、地域福祉を推進するための担い手の養成や地域福祉を下支えするボランティア参加促進、福祉教育の充実などにより活動の参加意欲の醸成を図ります。

また、地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの活性化を図り、互いの多様性を認め合うことができる社会づくりと地域がつながり、支えあう体制づくり、地域の居場所づくりについて取り組みを進めます。

2. 総合的な相談支援を推進する

超高齢社会で 2025 年問題が間近となり、高齢者人口の増加に伴い、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを一体的に提供・支援を行える既存の地域包括ケアシステムをより深化させる取り組みを行います。

虐待やDVなどの生活課題や福祉ニーズに対応するため、権利擁護の取り組みの充実に努めるとともに、関係団体と連携・協働し、利用者が安心してサービスを利用できる環境整備を行います。

また、複合的な問題の解決のためには「縦割り」となっている福祉制度の範囲を超えた分野横断的な支援が必要です。総合的な相談支援体制において、分野横断的な支援を実施するとともに、一体的な福祉サービスの提供の推進を行います。

3. 安心して住み続けられるまちづくりをめざす

誰もが安心安全に暮らし続けることができるまちづくりをめざし、生活住環境の整備、確保に努めます。また、地域の中で防災・防犯体制を構築します。

災害については、地域防災力を強化する必要があります。そして、市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「互助」の防災意識の下、地域住民同士の支え合いの体制の構築が大切です。

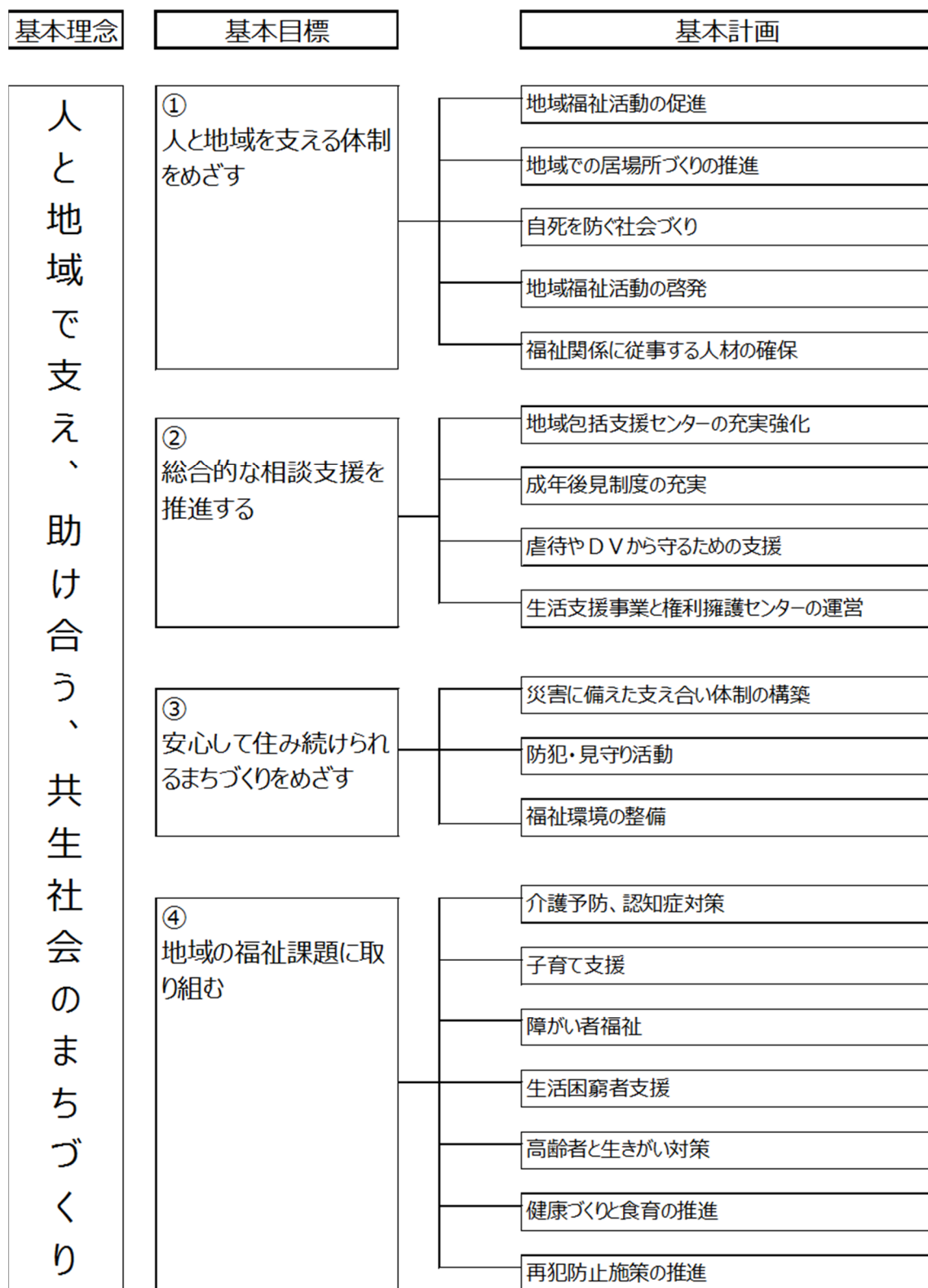
4. 地域の福祉課題に取り組む

各分野の計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、食育推進計画、自死対策計画、男女共同参画計画、地域防災計画）の中から、基本理念と基本目標に関する、各福祉分野の施策の方向性を示しています。

計画としてはありませんが、平成 27 年度より始まった「生活困窮者自立支援制度」により、ワンストップで相談からサービス受給、アフターフォローまで一貫して支援する「伴走型支援」を実施し、課題解決に向けて、就労支援、生活支援の連携を図りながら支援しており、この取り組みについても施策の方向性を示しています。

第3節 計画の体系

第3期安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系



基本目標 1 人と地域を支える体制をめざす

1. 地域福祉活動の促進

地域福祉活動の推進には、地域住民による自治会活動や民生委員・児童委員の活動、ボランティア活動などにより、地域の支え合いの基盤を整備する必要があります。

しかしながら、自治会活動では、自治会加入率の減少に加え、役員のなり手がなく、高齢化しています。

すべての住民が、地域を支えている活動の意義や内容を理解し、興味を持つことができるよう、また、活動をしている人がやりがいや充実感を持って活動できるよう、働きかけや支援を行ないます。

また、社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティア活動に関心を持ち、ボランティアとして参加を促す仕組みづくりを進めていきます。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・身近で行なわれている自治会活動や地域福祉活動に参加してみましょう。
- ・ボランティア活動に積極的に取り組みましょう。
- ・自治会における役員、活動のあり方、活動内容について点検し、参加しやすい自治会活動にしましょう。
- ・一部の人に負担がかからないよう、役割を分担することで活動へ参加しやすくしましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・事業者や企業は、積極的に地域の活動に協力しましょう。
- ・企業や事業者は、従業員が地域福祉活動やボランティア活動に参加しやすいよう、職場の環境を整えましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
青少年の健全育成	● 交流センターの取組を進めるとともに各交流センターの情報共有を支援し、地域での子育て支援に対する機運の醸成を図ります。	市社協
ボランティア活動の支援	● ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動に興味や関心を持ち、ボランティアとして参加を促す仕組みづくりを進めます。 ● 市内のボランティア団体、やすぎボランティア団体ネットワークなどと連携、交流し活動者の育成に努めます。	市社協

取組	内容	担当
ボランティアの育成	●手話奉仕員養成講座などを実施し、障がい者の円滑な意思疎通に携わることのできるボランティアを養成するとともに、ボランティア登録者の確保を図ります。 ●高齢者生活支援ボランティア養成講座などのボランティア講座や研修会を活用しボランティアの養成、育成を図ります。	市 社協
自治会の加入促進	●市民課の窓口で、自治会加入の案内を行なっています。加入促進に向け、様々な機会を捉えて、市民に自治会の役割や意義を説明します。	市
安来市社会福祉法人連絡会	●市内のすべての社会福祉法人（市社協を含む 10 法人）の連携による地域貢献の取組みを進めるため平成 27 年に設立されました。各法人施設の協力により事業展開を行なっていますが、特に「ふくし何でも相談」では生活困窮に係る相談が最も多くなっています。下記の事業連携により、相談者に対し緊急支援を効果的に実施しています。 ①ふくし何でも相談事業、②生活困窮者等緊急一時生活費給付・用品給付事業、③生活困窮者等現金貸付事業、④生活困窮者等の就労に向けた社会参加・就労体験の受け入れ、⑤フードバンク事業への協力、⑥新たな制度外の生活支援サービス等の開発（子ども食堂支援など）等	社協
庁舎内地域福祉連絡会議	●市役所関係各課、社会福祉協議会等が、地域福祉に関する課題について、情報共有、課題解決に向けた取組み等を協議し、地域福祉の推進を図ります。（旧地域包括ケアシステム連絡会議）	市 社協
専門学校との連携	●島根総合福祉専門学校等の各種学校と連携し、それぞれの知見を借りながら、福祉課題の解決を図ります。	市 社協
地域福祉ネットワーク形成	●地域で活動する様々な団体が、協働して地域福祉課題の解決に取り組めるよう、安来市社会福祉法人連絡会等関係機関と連携し、団体のネットワークの形成を図ります。	社協
ボランティア団体の支援	●安来市ボランティアセンターを運営し、市民のボランティアに対する理解と関心を深める活動を行うとともに、ボランティア活動者への様々な支援を行うことで、ボランティア活動の活性化を図ります。 ●ボランティアコーディネート（マッチング）機能を充実させるとともに、個人・団体のボランティア育成や幼少期からボランティアの心を育めるような活動を推進することで、ボランティアに関心を持てるよう取り組みます。	市 社協

取組	内容	担当
各種募金や寄付活動の推進・資金調達の支援	●市民や企業等に働きかけ、各種募金・寄付活動を促進し、住民活動や福祉団体活動に資する財源の確保に努めます。	社協
各種募金や寄付活動の推進・資金調達の支援	●市民や企業等に働きかけ、各種募金・寄付活動を促進し、住民活動や福祉団体活動に資する財源の確保に努めます。	社協
地区社会福祉協議会活動の支援	●地区社会福祉協議会の活動が活発化するように、地域で活動する団体や企業などと連携した取組を推進し、地区社会福祉協議会への参加促進を支援します。 ●住民による地域福祉活動を推進するために、地区社会福祉協議会に対し活動支援や財源の支援を行います。 ●地区社会福祉協議会や地区民生委員の運営に協力し、安来市全体の地域福祉活動の在り方について協議します。	社協
社会福祉法人連絡会の充実	●市内で事業を行う社会福祉法人が参加し、情報交換や意見交換を行う「安来市社会福祉法人連絡会」の活動を充実・活性化させ、社会福祉法人に求められる地域における公益的な取組を検討するとともに、法人同士の協働による福祉課題の解決に向けた取組につなげます。	社協
事業所や企業への働きかけ	●事業者や企業が、地域福祉活動に協力し、社会福祉に貢献するよう積極的に働きかけます。	社協

【第2次総合計画策定時数値目標】

評価項目	現状（平成30年度）	目標（令和7年度）
自治会加入率	82.32%	維持 82.32%
ボランティア登録者数	31名	増やす 43名

【やすぎボランティア団体ネットワーク所属団体】（平成31年4月1日現在）

分野	団体数	会員数
保健・医療・福祉分野	3団体	66人
環境保全分野	4団体	125人
子どもの健全育成分野	6団体	395人
文化・芸術・情報分野	3団体	25人
計	16団体	611人

基本目標 1 人と地域を支える体制をめざす

2. 地域での居場所づくりの推進

地域のつながりの希薄化が進み、一人暮らしの高齢者の社会的な孤立が懸念されています。つながりの希薄化や社会的孤立は、閉じこもりや生活困窮、虐待などにつながるため、身近な場所で気軽に過ごせる居場所づくりが必要です。

市、社会福祉協議会、地域、福祉事業所等が協働し、地域の居場所づくりを進めていくことが大切です。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・積極的に交流センターの行事に参加しましょう。
- ・交流センターや身近にある社会資源の有効活用について、地域の中で話し合ってみましょう。
- ・地域の中で誰でも気軽に集まることのできる場所や機会をつくりましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・交流センター、公民館、集会所、既存施設や空き店舗の有効活用を考えましょう。
- ・企業や社会福祉団体等は、可能な範囲で、所有する施設等を住民の地域福祉活動を行うためのスペースや、住民同士の交流スペースとして検討しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
高齢者と子どもの世代間交流	● 子どもから高齢者まで、幅広い年齢層を対象とした生涯学習・文化・スポーツ等の講座、イベントを開催し、世代間の交流を促進します。 ● 地区内の子どもと高齢者が一緒に正月のしめ縄づくりを行うなど高齢者が地域に息づく伝統文化を、子どもや地域の人々に伝えていく活動支援やふるさと教育、各団体での活動を通じた高齢者と子ども、地域との交流を促進します。	市社協
地域活動への参加・ふれあいの場づくりの促進	● 障がい者が地域の活動に参加することで生きがいをもって生活ができるよう、ボランティア活動や地域行事などに参加しやすい環境づくりを進めます。	市社協

取組	内容	担当
体験・交流活動の推進	●地域での子どもに対する体験・交流活動が推進できるよう、地域との情報共有・連携を図り支援を充実させていきます。	市 社協
子ども食堂推進事業	●市民・企業より寄せられるフードバンクの食料品をさらに活かせるよう、子どもから大人まで地域の人々が「食」を通しての交流を図ることができる「子ども食堂」が市内に普及していくよう、安来市社会福祉法人連絡会の協力により取組みを進めています。4団体（4か所）で定期的開催しています。	市 社協
空き家や空き店舗の活用促進	●地域住民と連携を図りながら、空き家や空き店舗の把握に努め、地域福祉活動や住民交流の拠点整備に向けて、空き家や空き店舗の有効活用を促進します。	市 社協
既存施設の活用促進	●障がい者の様々な活動の場である「安来地域活動支援センターステップ」などの福祉関連施設や、幼保園や学校などの地域とのかかわりが深い施設が、地域福祉活動や住民交流、多世代交流の拠点として活用できるよう環境を整えます。	市
コミュニティ施設整備支援補助金・地域トライアングル事業補助金の交付	●研修開発等の活性化事業、町おこし等の活性化事業等を行う自治会をはじめとする民間団体に対し、「安来市コミュニティ施設整備支援補助金」「安来市地域トライアングル事業補助金」を交付します。	市
地域の居場所づくりの推進	●ミニデイ・ミニサロン事業活動による高齢者の居場所づくりを推進し、介護予防の促進や個別課題の発見に努めます。 ●子どもの広場・子育てサークルや子ども食堂等、子育て中の親子や若い世代が参加できる住民交流の場づくりを支援します。 ●これらの居場所を結びつけることで、多世代間の交流につなげます。	市 社協
事業所や企業への呼びかけ	●社会福祉法人や企業等に対し、社会貢献活動の一環として地域組織や地域福祉団体の地域福祉活動のために、可能な範囲で所有する施設を開放するよう、協力を働きかけます。	市 社協

基本目標 1 人と地域を支える体制をめざす

3. 自死を防ぐ社会づくり

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自死に追い込まれるという危機は「だれにでも起こり得る危機」です。

そのため、自死対策は「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やす取組を行い、まさに「生きることの包括的支援」として推進することが重要です。包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や関係機関・団体が密接に連携する必要があります。

さらに、自死対策は、社会全体の自死リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」等、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築し、「誰も自死に追い込まれることのない安来市」の実現を目指します。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・自死する誤った認識や偏見を払拭し、自分の周りにいるかもしれない自死を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自死対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されることが大切です。
- ・自死のリスクがある人を発見した場合は、一人で抱え込まず、「こころの相談窓口」等に相談しましょう。
- ・自分自身が、精神的につらい場合や眠れない状態が続く場合は、かかりつけ医や専門の医療機関（精神科・神経科・心療内科など）、「こころの相談窓口」や「いのちの電話」等に相談しましょう。

【こころの相談窓口一覧】

相談窓口	電話番号	受付時間
島根いのちの電話（365日）	0852-26-7575	月～金曜 12：00～22：00 土曜 9：00～翌日曜 22：00
自殺予防いのちの電話	0120-783-556	（毎月10日）8：00～翌日 8：00
安来市福祉課	0854-23-3216	（平日）8：30～17：15
島根県立心と体の相談センター	0852-21-2885	（平日）9：00～17：00

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民が連携・協働し、一体となって推進していくために、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築していきましょう。
- ・企業や事業者は、従業員のメンタルヘルス対策に取り組ましましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
地域におけるネットワークの強化	●市ではすでに関係機関・団体で構成する安来市自死対策会議と庁内関係課による安来市自死対策庁内連絡会議を開催し、横の連携を深めていますが、さらなる連携強化に努めます。	市
自死対策を支える人材の育成	●自死や自死関連事象に関する正しい知識を普及し、自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。	市社協
市民への啓発と周知	●心の健康づくりの正しい知識やストレス対処法、さまざまな相談窓口について、リーフレットの作成・配布を通じて普及・啓発を行います。また、市民向けの講演会やイベント等を開催し、自死予防の普及・啓発を行います。	市
生きることの促進要因への支援	●自死対策は、個人間や社会全体においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。こうした点を踏まえて、「生きることの促進要因」の強化につなぎ得る様々な取組を推進します。「こころの健康相談」などの相談事業を行います。	市
相談窓口の周知	●多くの人が目にする場所にパンフレット等の啓発物を設置し、心の健康や相談窓口について周知を図ります。	市

【自死対策計画策定時数値目標】

評価項目	現状（平成29年度）	目標（令和5年度）
ゲートキーパー養成講座受講団体数	3団体／年 （42名）	増やす

基本目標 1 人と地域を支える体制をめざす

4. 地域福祉活動の啓発

地域福祉を充実していくためには、自治会や交流センター、地区社会福祉協議会など既存の地域組織の活動を活性化していくことが大切です。そのため、多くの人に、地域や福祉を「わが事」として関心を持ち、地域組織の活動に関わりを持つことが大切です。

住民への福祉教育や学習機会の提供に取り組むとともに、地域交流の場や地域行事等、様々な機会を捉えて、地域への愛着や福祉の心が育まれるよう働きかけを行ないます。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・市民に対し、地域活動の周知を図り、参加を呼びかけましょう。
- ・交流センターなどで行なわれる各種講座に参加しましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・地区社会福祉協議会の活動に協力しましょう。
- ・福祉学習の機会を提供しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
地域住民への普及啓発	●市広報紙、ホームページ、やすぎどじょこテレビなど様々な媒体を利用して、地域福祉や福祉サービスに関する普及・啓発を図ります。	市
ふるさと教育、福祉教育	●子どもの豊かな人間性を育ていくため、学校と地域が連携・協力して、ふるさと教育、福祉教育を推進します。	市 社協
福祉や人権に関する研修会の実施	●住民を対象にした、地域福祉活動への関心や意欲を高めることや、高齢者や障がい者への理解を深める研修会を実施することで、住民の福祉意識の啓発を推進します。	市 社協

取組	内容	担当
福祉や人権に関する研修会の実施	● 交流センター等で実施する講座において、人権に関することや、福祉や地域への愛着を育むようなテーマを設定し、住民に働きかけます。 ● 住民を対象に、地域福祉活動への関心や意欲を高め、または高齢や障害への理解を深める研修会等（あいサポート運動）を実施することで、住民の福祉意識の啓発を推進します。	市
地域福祉活動の普及啓発	● 広報誌「社協だより」の発行、ホームページ等を活用し、各地区の地域福祉活動や市社協の活動を周知することで住民の福祉への理解や関心を深めていきます。	社協
学校と連携した福祉教育	● 児童・生徒が身近な地域に愛着を持ち、また福祉の心を育めるよう、小学校の「総合的な学習の時間」や中学校の「特別活動」における体験学習に、安来市の福祉部局や市社協が協力し、福祉学習の機会を提供します。	市 社協
人材発掘 ・ 地域福祉活動への参加促進	● 地域住民と連携し、地域福祉活動の新たな担い手として、またはリーダーとして活躍が期待できる潜在的な人材の発掘を支援します。	市 社協
地域福祉活動やボランティア活動に関する講座や研修の実施	● 地域住民に対し、地域福祉活動やボランティア活動に関する研修会等を実施します。 ● ボランティア活動を始めるきっかけとなり、活動者が増加するよう、ボランティアセンター事業の内容の充実を図ります。	市 社協
職員の地域福祉活動の推奨	● 県社協等の研修会を通じて、職員に対して地域貢献の意義や必要性を伝え、職員の意識向上を働きかけます。 ● 職員が地域福祉活動に取り組みやすい職場環境の整備を図ります。	社協

基本目標 1 人と地域を支える体制をめざす

5. 福祉関係に従事する人材の確保

要介護の高齢者が増加するなかで、介護人材の不足が大きな問題になっています。また、厳しい業務に見合わない就労条件のなか、介護に従事している人の離職が大きな問題になっています。また、人口減少社会で、労働人口が減少するなか、福祉関係従事者（介護職、相談・支援・指導員、保育士、ホームヘルパーなど）人材の確保がますます難しくなっている状況にあり、人材の不足により、福祉サービスの提供や、質の低下など影響が出ています。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・介護、福祉に関する研修等に積極的に参加しましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・事業者は、職員の離職の防止し、処遇改善、職場環境の整備に努めましょう。
- ・事業者は、研修、セミナー等を実施し、職員のスキルアップを図りましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
島根県福祉人材センター等との連携	● 島根県福祉人材センター（島根県社会福祉協議会）、ハローワークと連携し、就労相談、情報提供などを行います。	市 社協
専門学校によるスキルアップ講座	● 島根総合福祉専門学校等の各種学校と連携し、介護、福祉に関する研修等を開催し技能の向上を図ります。	市 社協
福祉人材の確保	● あらゆる機会を活用し、福祉関係の有資格者、就労経験者、希望者を把握確保する仕組みづくりを構築します。 ● 大学、専門学校の学生等、医療、介護、福祉の実習を積極的に受け入れを行い、地域で活躍できる人材の育成を支援します。	市 社協

基本目標 2 総合的な相談支援を推進する

1. 地域包括支援センターの充実強化

地域包括支援センター（安来市高齢者まると相談センター）は地域包括ケアシステムの中核的な機関です。全ての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで生きがいと尊厳をもって自分らしい暮らしができる地域づくりを目指し、公正・中立な相談機関として高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うとともに、保健医療の向上及び福祉の増進等包括的な推進に努めます。

総合相談や生活支援アンケート調査等により明らかになった地域課題に対しては、社会福祉協議会において制度外の生活支援事業等に率先して取り組むとともに、日常生活圏域における住民主体の介護予防・助け合い活動を進める生活支援体制整備事業の支援に努めます。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・高齢者福祉、介護保険など総合的な窓口として利用し、福祉に関する情報を得ましょう。
- ・ひとりで悩まずに相談しましょう。
- ・困っている人がいたら相談方法を教えてあげましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・地域包括支援センター等の活動について理解を示しましょう。
- ・福祉に関する情報を提供しましょう。
- ・相談を受けたら「高齢者まると相談センター」につなぎましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
地域ケア会議の充実	● 地域ケア会議（個別・校区别）を通し、多職種連携のケアマネジメント支援を行います。 ● 不足している社会資源・サービスの把握方法や情報収集の仕組みづくりを強化し、交流センター単位における、計画的な住民主体の「協議体」の設置促進を図り、地域課題の把握と共有により、住民主体の介護予防や多様な助け合い活動を活性化していきます。またその調整を役である「生活支援コーディネーター」の配置を進めていきます。	社協
総合相談業務の推進	● 「地域共生社会」の実現に向け、庁内連携をはじめ、事業所、住民への多様な啓発活動により「我が事」「丸ごと」理念の浸透を促進していきます。	市 社協

取組	内容	担当
多職種連携の体制整備	●在宅医療・介護連携は、「安来市在宅医療支援センター」（市医師会に委託）を中心に、行政及び地域包括支援センター等との連携による在宅医療・介護連携の課題共有を深めていきます。また、行政、地域包括支援センター、介護支援専門員協会等との連携による研修会等の実施を図っていきます。	市
高齢者を支援する地域活動の促進	●市民による自主的な地域活動（ミニサロンや生活支援ボランティア事業など）は、助け合いは、地域とのつながり、生きがいを創出し、地域づくりはもとより、介護予防にも効果があり充実を図ります。	市 社協
認知症施策の推進	●認知症の疑いのある人の早期発見・対応、適切なサービス利用や生活環境の調整等を行います。特に、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームとの連携により、認知症の人やその家族の状況に応じて必要な医療や介護等が受けられるよう認知症ケア体制の強化に努めます。	市 社協
正しい知識の普及	●地域全体で認知症高齢者や家族の生活を支える地域づくりのため、認知症講演会や認知症サポーター養成講座の実施など、地域住民へ認知症に関する知識の普及・啓発を行います。	市 社協
地域ケア会議の充実	●地域包括支援センターが実施する「地域ケア会議」において、医療・介護などの多職種が協働し、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの点検・支援を行います。	市 社協
総合相談支援体制	●地域福祉に関わる多種多様な相談を一体的に相談できる総合相談窓口開設し包括的相談支援体制の充実に向け市と協議検討します。	市 社協

基本目標 2 総合的な相談支援を推進する

2. 成年後見制度の充実

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいなどによって判断能力が十分でない人の権利を守り、財産管理、身上保護や意思決定を支援するため、成年後見制度の利用を促進する必要があります。

住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、成年後見制度の適切な利用を含む地域の権利擁護支援のあり方を総合的に考え、住民に必要な権利擁護の支援につなげることが地域の仕組みづくりが求められています。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・人権学習等に参加し、基本的人権の尊重の意識を高めましょう。
- ・権利擁護に関する研修等に参加しましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・医療、福祉関係事業所は、権利擁護の支援が必要な人を適切な期間につなげましょう。
- ・企業や事業所は、従業員の研修に、人権の擁護に関するテーマを取り入れましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
日常生活自立支援事業の実施	● 日常生活に不安のある高齢者や障がい者等（知的障がい、精神障がい）が、住み慣れた地域、施設や病院などで安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行います。	社協
成年後見制度の利用支援	● 権利擁護の視点から支援が必要であると判断できる対象者の状況把握に努め、成年後見制度の申立てに関する支援を行うとともに、後見人の育成や法人後見等の検討を行います。	市 社協
地域連携ネットワーク	● 必要とする人が制度を利用出来るよう、各地域の相談窓口の整備と権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげる地域連携の仕組みづくりを進めます。	市 社協

取組	内容	担当
中核機関の設置	●地域連携ネットワークの中核となる「中核機関」を設置し、権利擁護のための4つの機能（①広報、②相談、③制度の利用促進、④後見人支援）について段階的に整備を進めます。	市 社協
市民後見人の養成	●市民後見人の養成 ・ 育成を図ります。 市民後見人が安心して活動できるよう、活躍の場となる権利擁護に関する事業において、活動に対する相談体制を整えます。また、市民後見人を対象としたフォローアップ研修等を実施し、知識の向上やモチベーションの維持を図ります。	社協
法人後見事業の推進	●法人後見事業の実施について、引き続き権利擁護運営委員及び受任審査会委員の助言を受けながら推進していきます。	社協

基本目標 2 総合的な相談支援を推進する

3. 虐待やDVから守るための支援

高齢者、障がい者に対する虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）が起こる背景として、子育てや介護の疲れ、経済的な問題、精神的な疾患、社会的孤立など、加害者が生活上の問題を抱えていることが多く、被害者のケアが最優先ではありますが、加害者に対する支援も非常に重要です。

専門機関が住民による見守り活動や様々な機関と連携し、住民の気づきをいち早くキャッチすることで、虐待の未然防止や、被害者の早期保護につなげるよう努めます。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

・自分の周りで、「虐待かも」と感じたら、ためらわず関係機関に通報・相談しましょう。虐待に関する通報は、「児童虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」に定められた国民の義務です。

企業・事業者・団体 に期待すること

・企業や事業者は、従業員に虐待防止に関する研修を受けさせましょう。特に福祉事業者は、施設内で虐待が発生しないよう、研修体制や職場環境を充実させましょう。

虐待やDV等に関する通報・相談先

相談内容	通報・相談先	電話番号	受付時間	夜間・休日
児童虐待に関すること	児童相談所	0852-21-3168	8:30～17:15(平日)	
	安来市子ども未来課	0854-23-3209	8:30～17:15(平日)	
高齢者虐待に関すること	安来市福祉課	0854-23-3224	8:30～17:15(平日)	
	広瀬包括支援センター	0854-32-9110	8:30～17:15(平日)	各センター におかけ ください。
	安来包括支援センター	0854-27-7100	8:30～17:15(平日)	
	伯太包括支援センター	0854-37-1540	8:30～17:15(平日)	
障がい者虐待に関すること	安来市福祉課	0854-23-3216	8:30～17:15(平日)	
DVに関する こと	女性相談センター	0852-25-8071	8:30～17:00(祝日・休日・夜間を除く)	
	安来市福祉課	0854-23-3295	8:30～17:15(平日)	

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
高齢者虐待防止ネットワーク	● 高齢者への虐待を未然に防ぐため、介護者の負担軽減のための支援とともに、虐待問題への意識付けを行います。虐待があった場合には、発見から対応まで速やかに行えるように、相談・通報窓口等のさらなる周知を図り、地域における高齢者虐待防止ネットワークを構築します。 ● 虐待等により、高齢者を老人福祉施設等へ入所させることが必要と判断した場合は、担当部局に高齢者の状況等を報告し、対応します。入所後も高齢者の状況を把握し、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援します。	市 社協
講演会等の実施	● 民生委員・児童委員や関係機関職員等の資質向上のため、それぞれの役割や課題、権利擁護に関する講演会、研修会等を開催します。研修等の内容は、わかりやすく具体的なものとなるよう検討し、関係者だけでなく市民に向けても開催していきます。	市 社協
要保護児童対策協議会 子ども家庭総合支援拠点	● 要保護児童対策協議会を中心として、地域、学校、児童相談所、警察等の関係機関、団体との連携を図るためのネットワークを強化します。 ● 子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員を配置することで、より専門的な相談対応を行います。	市

基本目標 2 総合的な相談支援を推進する

4 生活支援事業と権利擁護センターの運営

安来市社会福祉協議会では、高齢者をはじめ、生活困窮者や障がい者等、誰もが地域で安心、継続して暮らせる地域づくりを目指し、既存の制度では対応できない安来市独自の新たな生活支援事業に関する開発、実施を行なっています。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・フードバンク事業に協力しましょう。
- ・世代間交流事業に参加しましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・フードバンク事業に協力しましょう。
- ・事業活動を通じ、新たなニーズの発見を見出しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
フードバンク事業	● 様々な理由で廃棄されてしまう、まだ食べられる消費・賞味期限内の食品を、市民や企業から寄贈していただき、生活困窮者世帯や子ども食堂等へ無償で提供する取組みを実施しています。	社協
入居債務保証事業	● 家賃等が継続的に支払えるにもかかわらず、入居保証人の確保が出来ないために民間賃貸住宅への入居が困難な人を対象に、住居の確保により生活再建の基盤を整えることを目的に支援を実施しています。	社協
子ども食堂推進事業	● 市民・企業より寄せられるフードバンクの食料品をさらに活かせるよう、子どもから大人まで地域の人々が「食」を通しての交流を図ることができる「子ども食堂」が市内に普及していくよう、安来市社会福祉法人連絡会の協力により取組みを進めています。4 団体（4 か所）で定期的開催しています。	社協

取組	内容	担当
ごみ屋敷清掃支援事業	● 様々な要因から、長年掃除をすることができない状態にある、生活に困窮する高齢者および障がい者等を対象に、健康で自立した日常生活を送れることを目的として支援しています。	社協
高齢者と子どもの世代間交流	● 子どもから高齢者まで、幅広い年齢層を対象とした生涯学習・文化・スポーツ等の講座、イベントを開催し、世代間の交流を促進します。 ● 地区内の子どもと高齢者が一緒に正月のしめ縄づくりを行うなど高齢者が地域に息づく伝統文化を、子どもや地域の人々に伝えていく活動の支援やふるさと教育、各団体での活動を通じた高齢者と子ども、地域との交流を促進します。	市 社協

基本目標 3 安心して住み続けられるまちづくりをめざす

1. 災害に備えた支え合い体制の構築

災害、地震、風水害などの災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためには、市民の状況や特性に合わせて、迅速かつ的確な情報伝達や避難支援が行えるよう、市民と行政や関係機関が一体となって、地域防災力を強化していく必要があります。

また、市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識を高め、普段から災害に備えておくこと、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「互助」の意識の下、近隣の高齢者や障がい者等の避難支援について、地域住民同士の支えあいの体制を整えておくことが、非常に重要となります。そのため、防災訓練や研修等を通じた市民の防災意識の啓発に取り組むとともに、日ごろからの隣近所での声掛けや見守り、避難場所や避難経路の確認、災害発生時の支えあいの仕組みづくりを促進します。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・「防災マップ」などを活用し、地域の危険箇所、避難場所、避難経路を住民同士で確認し、地域の中の避難支援体制を整備しておきましょう。
- ・自分の力で避難することが不安な人は、そのことを隣近所に話しておくとともに、「要援護者台帳」への登録を申請しましょう。
- ・災害発生時には、行政からの避難に関する情報に留意し、早めの避難を心がけましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・事業所での防災、避難訓練、研修等を実施しましょう。
- ・企業や事業者は、災害発生時に、所有する施設等が福祉避難所や地域住民の避難所として活用できるよう、協力しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
防災対策の普及促進	● 防災に関する知識および対処法などについての啓発を図ります。また、災害時における迅速な救助活動を行うため、緊急通報システムの設置に努めるとともに、地域防災計画を随時見直します。	市
緊急時の情報提供の充実	● 災害時には、行政告知端末やホームページ、携帯電話へのメールサービスなどを活用して情報提供に努めます。	市

取組	内容	担当
要援護者避難支援制度の普及・促進	●災害時に自力での避難が困難な障がい者や高齢者などの要支援者を把握するため、災害時等要援護者台帳を作成し、日常的に民生委員・児童委員など関係機関と連携して要援護者の最新情報の把握に努めるとともに、災害時の安否確認や避難支援、人命救助活動を迅速に実施できる体制づくりを進めます。	市
避難生活における合理的な配慮の推進	●避難時には、障がいの特性に配慮した支援が提供できるよう、避難所運営体制の整備を進めます。また、障がいへの理解不足により、不利益な立場となることがないように、避難障がいに対する理解について啓発を行います。	市
防災訓練の充実	●福祉避難所の開設・運営、一般避難所から福祉避難所への移送、一般避難所内の福祉避難スペースの設置等、災害時避難行動要支援者の避難支援を含めた防災訓練を実施します。訓練には、市民の避難支援を行う福祉事業者に参加を呼びかけます。	市
災害時要援護者台帳の仕組みの見直し	●災害時避難行動要支援者（要援護者）の個別支援プランの在り方を見直し、効果的な活用や情報更新の仕組みを構築します。 ●個別支援プランと支えあいマップとを組み合わせ活用することにより、より効果的な避難支援につなげます。	市
自主防災組織の結成促進	●組織未結成の自治会に対する働きかけを行うとともに、出前講座による防災知識や意識の普及啓発や、防災士の育成に取り組みます。	市 社協
災害ボランティア等の体制整備	●大規模災害発生時に開設する「安来市災害ボランティアセンター」運営体制の整備を行います。また災害ボランティアマニュアルの刷新を図ります。 ●全国で発生する大規模災害被災地へ職員を派遣し、被災地支援を行うとともに、災害に対応できる職員の育成を図ります。	市
安来市との協働体制づくり	●安来市等の関係機関、関係部局との協議により、災害時の役割分担等の明確化により、協働体制を構築します。	社協
災害時のボランティアについて	●災害時対応マニュアルの策定と、ボランティアの養成及び研修により、発災に即時対応できる体制の整備を行います	社協

【第2次総合計画策定時数値目標】

評価項目	現状（平成30年度）	目標（令和7年度）
自主防災組織数	45組織	増やす 57組織

基本目標 3 安心して住み続けられるまちづくりをめざす

2. 防犯・見守り活動

普段から安全、安心な生活をするためには、地域社会の中で、防犯体制を構築することが必要です。治安悪化の一因として、家庭や地域社会の結びつきが希薄になったことから、隣近所で声を掛け合うことも大切です。

また、地域の防犯力を高めるため、地域の防犯組織と連携し、子ども、高齢者等の見守り活動の充実が大切です。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・住民同士があいさつや声かけをしましょう。
- ・防犯ボランティア団体に参加しましょう。（交通安全指導員、少年指導委員、防犯パトロール・青パト隊など）
- ・近所に住んでいる一人暮らしの高齢者など、心配そうな人の様子や、地域の生活上の課題などに目を向けましょう。
- ・地域の中で、地域の現状や課題について話し合う機会を設けましょう。
- ・心配な人や世帯を見つけたら、民生委員・児童委員や相談機関に連絡しましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・交流センター、学校と連携しましょう。
- ・地域防犯活動を支援しましょう。
- ・業務・活動中に、心配な世帯や人を発見したら、相談機関に連絡しましょう。
- ・地域課題の解決に向けた関係機関のネットワークに参加協力しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
地域防犯対策の推進及び防犯に関する知識向上のための取組	● 各防犯団体との連携を図り、関係機関との連絡・相談体制を強化します。 関係機関と連携し、防犯教室の実施、意識啓発に努めていきます。	市
地域での子どもの見守り体制	● 地域と連携して、地域で子どもたちを見守る体制と意識を市内全域に広がっていきます。（子ども見守り隊）	市 社協

取組	内容	担当
ネット社会への対応	●子ども達がSNS等のインターネット環境を有効に活用することができるように、学校教育に加えて地域との連携を図りながら、正しい知識の普及啓発に努めます。	市
高齢者見守り協定	●高齢者の見守りについて下記の機関が集まり、定期的に連絡会を開催しています。 ①安来市警察署、②安来市社会福祉協議会、③安来市民生委員・児童委員協議会、④山陰中央新報販売店組合	社協
日常における安来市民見守りに関する協定	●市民生活の安全に資するため、市と14の市内企業で、日常業務などの中で市民を見守るとともに安全確保ができる連絡体制を構築することを目的とした協定を締結しています。 (金融機関、新聞販売店、農協、郵便局、社会福祉法人等)	市
民生委員・児童委員と地域の見守り活動の連携促進	●民生委員・児童委員と子どもの見守り隊等他のボランティア活動による地域の見守りが、相互に補完しあい、課題を抱える世帯の情報が支援機関に届けられる仕組みを構築します。 ●民生委員・児童委員等による地域の見守り活動により、地域で課題を抱える世帯の情報が支援機関に届けられるよう連携強化を図ります。	市 社協
高齢者の見守り支援の充実	●地区民生委員による地域の高齢者世帯の見守り援助活動を推進するとともに、安来市包括支援センターと情報共有を密にし、高齢者世帯の抱える困りごとの早期発見を図ります。	市 社協
地域団体のネットワーク形成の支援	●地域に関わる団体が、地域福祉課題の解決に向けて協働できるよう、安来市社会福祉法人連絡会等と連携し、団体のネットワークの形成を図ります。	社協
地域アセスメントによる課題の発見・共有	●生活支援協議体等による住民参加ワークショップやアンケート調査の実施等、地域に関する客観的指標や社会資源に関する調査・分析を行うことにより、地域に抱える課題を関係機関と共有します。	社協

基本目標 3 安心して住み続けられるまちづくりをめざす

3. 福祉環境の整備

高齢者や障がい者を含めすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活基盤の整備・充実が必要です。

障がいの有無にかかわらず生活が可能な環境整備を目指して、「人に優しいまちづくり」をすすめています。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・様々な心や体の特性を持っている人のことについて、理解を深めましょう。
- ・地域でＳＯＳを発信している障がい者に対し積極的に声をかけましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・ノーマライゼーションの理念の下、障がい者に対する合理的配慮の提供や、その人の特性に合わせた環境整備に努めましょう。
- ・障がい者の法定雇用率を遵守しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
公共施設のバリアフリーの推進	●ユニバーサルデザインの考え方のもと、島根県や関係機関、民間事業者と連携し、公共施設・交通機関・歩道・公園などについて、障がい者や高齢者・乳幼児などを抱える家族などの利便性を考慮した計画的な整備・改善に努めます。	市
移動支援事業などの推進	●屋外での移動が困難な障がい者に対する移動支援のニーズの的確な把握に努め、支援方法を検討するとともに、移動支援事業や行動援護などのサービス提供の拡充に向けて、事業者に働きかけます。	市
思いやり駐車場の整備	●障がい者などの自動車による移動が円滑に行われるよう、公共的施設などにおける身体障害者等用駐車場（愛称「思いやり駐車場」）の整備に努めます。	市

取組	内容	担当
バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	●「バリアフリー法」に基づき、高齢者や障がい者に配慮した駅やバス停留所、歩道橋の整備やノンステップバスの導入を推進するなど、誰もが安全・快適に公共交通を利用できる環境の整備に努めます。 ●「バリアフリー法」に基づき、公共建物は新築、増築、改修工事を機に、ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設のバリアフリー整備に取り組みます。	市
優先調達の推進	●障害者就労施設で就労する障がい者や、住宅で就業する障がい者の経済的な自立を進めるため、障害者就労施設から物品などの優先的な調達を推進します。	市 社協
合理的配慮の提供	●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障がい者に対する差別的扱いの禁止と、合理的な配慮の提供に率先して取り組むとともに、社会全体での取り組みにつながるよう、市民や企業に広く啓発を行います。 ●合理的配慮の提供は、障がい者のみならず、高齢者や妊婦等、配慮が必要と思われるあらゆる人を対象として取り組みます。	市 社協
芸術・スポーツの場面での活躍の場の提供	●総合文化ホールアルテピアでのイベント、総合文化祭・美術展、なかみマラソンなど、様々な場面で、その人に合わせた活躍の場を提供します。	市 社協
ファミリーサポートセンター事業の実施	●住民活動による子育て支援として、会員同士が有償にて相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を推進します。 ●住民の様々なニーズに対応できるよう、援助者の少ない地域を含め、会員増加への取り組みを図ります。	市 社協
高齢者生活支援介護ボランティアの促進	●サロンの補助者としてボランティア活動を行う「高齢者生活支援介護ボランティア事業」への参加を促進し、高齢者の介護予防や社会参加、生きがいづくりにつなげます。	市

【第2次総合計画策定時数値目標】

評価項目	現状（平成30年度）	目標（令和7年度）
公営住宅の一定のバリアフリー整備率	30%	増やす 42%

基本目標 4 地域の福祉課題に取り組む

1. 介護予防・認知症対策

高齢化、単身高齢者の増加、地域社会の脆弱化などで、助け合いによる生活支援の重要性が高まっています。助け合いは、地域とのつながり、生きがいを創出し、地域づくりはもとより、介護予防にも効果があるといえます。

市民による自主的な地域活動（ミニサロンや生活支援ボランティアなど）は、地域包括ケアの深化・推進、認知症施策の推進などにおいて重要な役割を果たす土台となるものであり、今後も地域活動のきっかけづくりや様々な場面における地域活動促進のサポートの充実を図ります。

また、認知症対策においては、「認知症施策総合推進事業」の体制強化を図り、従来に増して認知症に対する理解の促進を図るとともに、よりきめ細やかな相談支援と専門的な初期集中支援により、効果的な認知症ケアの推進に努めます。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・普段から健康管理に努め、健康寿命の延伸に努めましょう。
- ・高齢者生活支援ボランティア養成講座、高齢者生活支援ボランティアポイント支援事業、認知症サポーター養成講座など、積極的に受講しましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯を支える仕組みづくりを協力して進めていきましょう。
- ・高齢者の生きがいづくり、社会参加活動を応援していきましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
高齢者を支援する地域活動の促進	● 市民による自主的な地域活動（ミニサロンや生活支援ボランティア事業など）、助け合いは、地域とのつながりや生きがいを創出し、地域づくりはもとより、介護予防にも効果があり充実を図ります。	市社協
認知症施策の推進	● 認知症の疑いのある人の早期発見・対応、適切なサービス利用や生活環境の調整等を行います。特に、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームとの連携により、認知症の人やその家族の状況に応じて必要な医療や介護等が受けられるよう認知症ケア体制の強化に努めます。	市社協

取組	内容	担当
介護支援ボランティアの促進	● 高齢者がポイントをためることを楽しみながら、介護施設の補助者としてボランティア活動を行う「介護支援ボランティア制度」への参加を促進し、高齢者の介護予防や社会参加、生きがいづくりにつなげます。	市
正しい知識の普及	● 地域全体で認知症高齢者や家族の生活を支える地域づくりのため、認知症講演会や認知症サポーター養成講座の実施など、地域住民へ認知症に関する知識の普及・啓発を行います。	市 社協

【高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時数値目標】

評価項目	現状（平成29年度）	目標（令和2年度）
介護認定を受けていない高齢者の割合	78.8%	79.3%以上
生活支援ボランティア養成講座の受講者数（累計）	226人	増やす 376人
認知症サポーター養成講座の受講者数（累計）	3,581人	増やす 5,000人

基本目標 4 地域の福祉課題に取り組む

2. 子育て支援

子育て支援充実のために保健・医療・福祉・教育・労働等、多岐にわたる取組が求められます。そのために、関係部局間の連携を深め、総合的な施策の推進を図っていく必要があります。あわせて、国・県等の関係機関や地域との連携強化に努め、子育て支援施策の計画的な推進を図ることが求められています。

市民一人ひとり家庭・地域 に期待すること

- ・保護者は、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの成長に応じて適切に係わっていきましょう。
- ・家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしましょう。
- ・子どもにとっての地域は、生活を営んでいく上での重要な場です。子どもは、地域との係わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。そのため、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、地域全体で支援していきましょう。
- ・地域全体で子育て家庭を支え、子どもの可能性を広げるために、地域住民一人ひとりが、互いに協力しながら子どもの健全な成長を支援していきましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方、多様な働き方を選択できるように、働きやすい職場環境をつくりましょう
- ・事業者自身が、働きやすい職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がワーク・ライフ・バランスの考え方を持つようにしましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
放課後児童クラブ	● 地域と連携して、ニーズに応じた放課後児童クラブの体制整備に努めます。 ● 放課後子ども総合プランに基づいた放課後児童クラブの充実を図ります。 ● 各クラブ間での連携を支援し、柔軟な受入体制を検討していきます。	市
子育て支援センター	● 子育て支援センター、つどいの広場を引き続き、子育ての拠点施設と位置づけ、相談・情報提供・交流の場としての機能を強化していきます。	市

取組	内容	担当
経済的負担の軽減	● 幼児教育・保育の無償化による新たな支援を始めとして、様々な形で経済的負担の軽減を図っていきます。 ● 中学生までの医療費無料を初めとした安来市独自の支援を継続していきます。	市
子育て支援センター	● 様々な子育て相談に対応するために、子育て支援センターを設置し、相談体制の強化を行うとともに、関係機関との連携を図り適切な支援へとつなげていきます。	市
母子健康包括支援センター	● 安心して妊娠・出産・子育てができる環境を目指して、安来市母子健康包括支援センターを開設し、妊娠・出産・子育て期に至るまでの切れ目のない支援を実施します。	市
病児・病後児保育事業	● 一時預かり、病後児保育のサービスを引き続き行っていくとともに、病児保育を実施します。また、「安来市幼児教育・保育施設医療相談支援センター」を設置し、幼稚園・保育所（園）・認定こども園からの医療的な相談に対応していきます。	市
保育サービスの充実	● ニーズにあわせた体制を整備し、待機児童ゼロを継続し、安心・安全な幼児教育・保育サービス提供のために、計画的な整備を行っていきます。また、関係部署、幼児教育・保育施設との連携を図り、円滑なサービス提供に努めます。	市
ファミリーサポートセンター事業の実施	● 住民活動による子育て支援として、会員同士が有償にて相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を推進します。 ● 住民の様々なニーズに対応できるよう、援助者の少ない地域を含め、会員増加への取り組みを図ります。	市 社協

【第2次総合計画策定時数値目標】

評価項目	現状（平成30年度）	目標（令和7年度）
子育て支援センター利用者数 （つどいの広場利用者含む）	588人／月	増やす 763人／月
放課後児童クラブ数	13か所	増やす 17か所

基本目標 4 地域の福祉課題に取り組む

3. 障がい者福祉

全体の障がい者数は年々減少していますが、精神障がい者数は増加傾向にあります。人口減少が進む中、精神障がい者数が増加している背景には、「発達障がい」や「うつ病」などの言葉が一般に浸透してきたことによって、これまで表面化していなかった障がい者が顕在化してきたことが考えられます。

身体障がい者数は減少し続けていますが、その 80%を高齢者が占めている現状を鑑みると、中高年齢者の増加による障がい者数の増加だけでなく、高齢者の超高齢化による障がいの重度化が予想されます。

特別支援学級や障がい者雇用など、障がい者を受け入れる環境は少しずつですが整ってきています。一方、障がい者の地域生活を支援するための障害福祉サービスについては、本市において提供されていないサービスもあることから、近隣市町との連携が必要です。また、障がい者の実状や動向に注視して、サービスの過不足について検証、検討する必要があります。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・障がい者への理解を深め、障がいのある人もない人も、共に手を携えて生活していける地域社会を目指しましょう。
- ・障がいなどに関する正しい理解と認識を深めましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・障がい者の理解を深め、障がいのある人もない人も、共に手を携えて生活していける地域社会を目指しましょう。
- ・障がいなどに関する正しい理解と認識を深めましょう。
- ・企業や事業者は、障がい者の特性を正しく理解し、専門の相談機関と相談しながら、就労の促進に努めましょう。
- ・ノーマライゼーションの理念の下、障がい者に対する合理的配慮の提供や、その人の特性に合わせた環境整備に努めましょう。
- ・福祉関連事業者は、利用者本位で、利用者に真に必要なサービスの提供を心がけましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
相談支援体制の強化	● 相談支援事業者と連携し、福祉サービスの利用支援や日常生活全般の相談対応、専門機関への紹介など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。また、相談窓口の周知に努めることで、だれもが相談できる体制を整備します。さらに、基幹相談支援センターをはじめ各種機関との連携を図り、情報を共有して、専門的な相談や助言を行うことができる体制の強化に努めます。	市
障害者等総合支援協議会による連携の強化	● 安来市障害者等総合支援協議会において、困難事例への対応のあり方や、相談支援専門員の資質向上のための協議を行うとともに、地域の関係機関の連携を強化し、きめ細やかに対応できる体制を整えます。	市
障害福祉サービスなどの充実	● 個々の障がい者のニーズ及び実状に応じて、適切な障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供を図るとともに、情報提供を行いサービスの利用促進に努めます。また、制度や福祉サービスなどの情報収集を日常的に行い、最新情報が提供できるよう努めます。さらに、サービスの質の確保および向上のため、従事者の資質向上に関する研修会などの情報提供や、事業者に対する助言などの支援を行います。	市
療育体制の充実	● 障がい児が早期段階から障がいや心身の発達の状況に応じて療育指導が受けられるよう、関係機関との連携による情報交換や協力体制づくりを推進します。	市
障がい者の職業的自立の推進	● 障がい者の一般就労に向けて、就労移行支援や就労継続支援を通して、就労の機会の提供や一般就労に必要な知識や能力の維持・向上に対する支援を行います。 また、事業所やハローワークなどと連携し、障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）や障害者インターンシップ事業などの周知・利用を推進し、企業が障がい者を一定期間試行的に雇用する機会を増やすことで、本格的な雇用に向けた支援を行います。	市

【第2次総合計画策定時数値目標】

評価項目	現状（平成30年度）	目標（令和7年度）
福祉施設の入所者の地域生活への移行者数	2人／年	維持 2人／年
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	1人／年	増やす 3人／年

基本目標 4 地域の福祉課題に取り組む

4. 生活困窮者支援

生活困窮の背景として、経済的な困窮にとどまらず、虐待、依存症、性暴力被害、知的障がい、発達障がい、精神疾患、多重債務、介護など多様な問題を複合的に抱えることが多い傾向が挙げられます。生活困窮者対策は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、包括的な支援が必要であり、現在社協が中心となって各事業に取り組んでおります。

また、貧困を次の世代に連鎖させない取り組みが必要であり、生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、保護者に対する相談支援や生活指導等の支援を充実させる必要があります。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・地域で支援が必要な人に寄り添い、できる範囲でのお手伝いや見守りなどの行動をしましょう。
- ・地域で支援が必要な人のＳＯＳに早期に気づき、民生委員・児童委員や市、社協などに連絡・相談しましょう。
- ・民生委員・児童委員を中心に、地域で支援が必要な人の把握に努めましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・福祉関連事業者は、利用者本位で、利用者に真に必要なサービスの提供を心がけましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
生活福祉に関する相談	●経済面、心理的な不調、就労等の福祉に関するさまざまな相談に対応し、生活困窮者の問題解決方法を相談者とともに考えます。	市 社協
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	●就労その他の自立に関する相談を受け、必要な情報の提供・助言を行います。生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、個別に自立支援計画を策定します。	社協

取組	内容	担当
生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金事業）	● 離職または自営業を廃業した方で、就労能力及び意欲のある人のうち、住宅を喪失またはその恐れのある方に対して、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を提供します。	市
生活困窮者自立支援事業（家計相談支援事業）	● 家計の支援、貸付の斡旋が必要な生活困窮者に対して、家計に対する相談・家計管理に関する指導、貸付の斡旋を行います。	社協
生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	● 生活リズムが崩れている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な者に対し、一般就労に向けて必要な支援を行います。	社協
生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）	● 子どもに対する学習や日常生活の自立支援が必要な者に対し、学習および日常生活の自立の支援を行います。	市
フードバンク事業	● 緊急的に食料品などが必要となった者に対し、食料品や日用品の提供を行い支援します。	社協
安来市社会福祉法人連絡会	● 市内のすべての社会福祉法人（市社協を含む 10 法人）の連携による地域貢献の取組みを進めるため H27 年に設立されました。各法人施設の協力により事業展開を行なっています。特に「ふくし何でも相談」では生活困窮に係る相談が最も多いですが、下記の事業連携により、相談者に対し緊急支援を効果的に実施しています。 ①ふくし何でも相談事業、②生活困窮者等緊急一時生活費給付・用品給付事業、③生活困窮者等現金貸付事業、④生活困窮者等の就労に向けた社会参加・就労体験の受け入れ、⑤フードバンク事業への協力、⑥新たな制度外の生活支援サービス等の開発（ことも食堂支援など）等	社協
子どもの貧困対策	● 「子どもの学習支援事業」により、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援はもとより、日常的な生活習慣、仲間との居場所づくり、進学や高校進学者の中退防止に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。	市

基本目標 4 地域の福祉課題に取り組む

5. 高齢者と生きがい対策

高齢社会を豊かで活力あるものにするためには、元気な高齢者が地域社会の中で、自らの経験や知識・技能を生かせる環境が必要です。

団塊の世代が高齢期を迎える本格的な高齢社会を間近に控え、高齢期を地域や社会との関わりの中で、いきいきと健やかに送ることができるように、生涯学習・文化活動や就労支援、地域での交流の機会の充実を図ります。

また、高齢化の進行により、今後、高齢者の就労ニーズも高まると予測されます。豊富な経験や能力を地域に還元できる仕事に就くことも、生きがいづくりの 1 つの方法であることから、高齢者の働く機会づくりを支援します。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・公民館活動やサロン等に参加することで、介護予防や健康増進に努めましょう。
- ・シルバー人材センターや老人クラブに参加し、退職後の生きがいを見出しましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・高齢者の雇用に協力しましょう。
- ・シルバー人材センターや老人クラブの活動について理解を示しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
老人クラブ活動	●安来市老人クラブ連合会は、平成 31 年 3 月末現在で 91 クラブ、会員数 3,079 人で構成され、友愛と奉仕の実践を通じて社会貢献活動の一翼を担うよう健康づくりや介護予防支援、地域支え合い事業等を行っています。 ●今後は、クラブへの参加を促しながら若手会員を中核として組織の全般的な若返りを図るとともに、会員が居住する地域を中心とした活動を支援していきます。	市

取組	内容	担当
シルバー人材センター	● 安来市シルバー人材センターは、（定年）退職後の生きがいづくりや社会参加を希望する高齢者へ就業の場を提供するとともに、地域ニーズに応える派遣事業などに取り組んでいます。 ● 買い物支援や育児サービスなど、地域を支える事業にも積極的に取り組んでいます。単身・老人単独世帯に対しシルバーならではの支援を考え取り組んでいきます。また、高齢者が気軽に立ち寄れる場所としてのセンターを目指していきます。 ● 今後も、安来市シルバー人材センターの活動に対する支援を行い、高齢者の生きがいや健康及び地域福祉の推進を図り、活力ある地域づくりを目指していきます。	市
ミニサロン等の充実	● ミニデイ・ミニサロン活動にて行う介護予防の取組について、情報提供や講師派遣などの支援を行うことで高齢者の健康づくりを促進していきます。 ● 生活支援ボランティア養成講座を開催し、ミニデイサービス、ミニサロンでボランティアを行う人同士の交流や連携を図るとともに、活動内容についての助言や介護予防活動を紹介するなどサロン活動の充実を図ります。	市 社協

【第2次総合計画策定時数値目標】

評価項目	現状（平成30年度）	目標（令和7年度）
シルバー人材センターへの加入者数	290人	維持 300人
安来市老人クラブ連合会への加入者数	3,079人	維持 3,000人

【高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時数値目標】

評価項目	現状（平成29年度）	目標（令和7年度）
ミニサロン、ミニデイサービスの参加者数（年間延べ人数）	11,825人	増やす 17,000人

基本目標 4 地域の福祉課題に取り組む

6. 健康づくりと食育の推進

日本の平均寿命は、生活環境の改善や医学の進歩により急速に延び、今や世界有数の長寿国となっています。

一方で急速な人口の高齢化が進み、食生活の乱れや運動不足等の生活環境やライフスタイルの変化等によって疾病構造が変化し、疾病全体に占める悪性新生物（がん）、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増えてきました。今後、介護を必要とする人の増加も予測され、いかに健康寿命の延伸を実現することができるかが重要となっています。

こうした本格的な少子高齢社会を迎える中、いつまでも地域でいきいきと暮らすための健康づくりや介護予防、子どもの健やかな成長の支援、いわゆる各ライフステージに沿った生涯を通じた健康づくりは、地域社会を維持する上で重要な役割を担っています。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・一人ひとりが毎日の生活の中で、健康にいい生活習慣の学習を重ね、自分たちの健康状態を知り、実践を心がけましょう。
- ・定期的に、各種健康診査や、がん検診等の検診を受診しましょう。
- ・家族そろって望ましい食習慣を身につけましょう。
- ・家族は、お互いに理解し、支えあい、コミュニケーションを図り、ともに取組を進めるようにしましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・行政や関係機関との連携を図りながら、健康診査や教育の機会の確保等に努め、働く人たちの健康を促進し、健全な心身を築く支援を心がけましょう。
- ・職場環境の改善に努め、明るい職場の環境をつくりましょう。
- ・従業員の健康管理、健康づくりに努めましょう。
- ・地区健康推進会議を中心に地域の組織・団体等との連携を図りながら、健康で豊かな地域を育みましょう。
- ・食に関する様々な体験の場を提供しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
各種健診（健診）の推進	●各医療保険者による特定健診や各種がん検診の意義を啓発し、健診（検診）の受診率の向上を図るとともに生活習慣病予防に向けての生活改善や疾病の早期発見・早期治療に努めます。	市
健康づくりの推進	●健康教育や健康相談の充実を図り、障がい者を含めた市民の健康に対する意識を啓発し、疾病の予防と健康づくりを推進します。	市
安来市健康推進会議	●市民の健康状態を把握し、その効果的な対策と指導方法の確立を目指し、各関係機関及び団体等との連携を図り、健康づくりの推進に向けて、安来市健康推進会議を設置しています。27の関係機関・団体と24の地区健康推進会議で構成され、地区健康推進会議で構成する地区保健部会を始め、ライフステージに沿って、親子保健部会、成人保健部会、長寿保健福祉部会を設置し、生涯を通じた健康づくりを支援しています。また、働き盛り世代の健康づくりを進めていく上で重要な、職域との連携を図るため、産業保健部会も設置し、連携を図っています。	市
生涯を通じた健康づくり	●母子保健から学校、職域、成人、高齢者の健康づくりまで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援します	市
健康を支援する環境づくり	●一人ひとりの健康意識の向上に向けた普及・啓発と健康づくりにかかわる関係機関・団体との連携を図り、地域全体の健康づくりを支援する環境づくりに取り組みます。	市
住民主体の地域活動の推進	●地域、職場、学校及び関係機関等と連携し、地域における主体的な健康づくり活動を支援するために、安来市健康推進会議、各地区健康推進会議の活動の充実を図ります。	市
食育の推進	●市民や関係団体などと行政が協働し、ライフステージの視点も取り入れながら、食育の推進に取り組んでいきます。また、情報提供・発信や人材育成をはじめ、市民が食育をより実践しやすくなるための環境を整備します。	市

基本目標 4 地域の福祉課題に取り組む

7. 再犯防止施策の推進

犯罪や非行をした人の中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えています。そうした人たちの更生を図るには、その生活の場である地域社会の人々の温かい理解と援助が必要です。

また、社会復帰促進のためには、就労、住宅確保、保健医療、福祉などの支援を、関係機関が協力連携して行う必要があります。罪を犯した人の再犯を防止し、安全・安心な地域づくりを進めていきます。

なお、この「再犯防止施策の推進」の取組みについては、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」とします。

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- ・更生保護のボランティアである、保護司、更生保護女性会（更生支援活動を行う女性ボランティア）、BBS会（青年ボランティア団体）で活動してみましょう。
- ・犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について理解を深めましょう。（“社会を明るくする運動”などの犯罪予防活動）

企業・事業者・団体 に期待すること

- ・協力雇用主（対象者の事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主）となり協力しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
更生保護ボランティアの確保と活動を支援	●市のホームページや広報紙で、保護司、更生保護女性会、BBS会などの更生保護ボランティア団体の活動を紹介し、市民に周知、理解促進を図ります。 ●更生保護の活動拠点である「やすぎ更生保護サポートセンター」の運営等を支援します。	市
更生保護に関する広報・啓発活動	●“社会を明るくする運動”関係行事開催に向けた支援を、関係機関、関係団体とともに継続し、再犯防止、更生保護に関する理解を促進します。	市社協

取組	内容	担当
就労、住居等の支援	● 関係機関と連携し、就労に向けた支援を行います。 ● 協力雇用主の優遇措置を実施します。 ● 保護観察対象者の市営住宅への優先入居等福祉的な配慮を行います。	市 社協

更生保護ボランティアに関するデータ（平成 31 年 4 月 1 日現在）

名 称	人数等	備 考
保護司	33 名	
更生保護女性会	230 名	安来地区 63 名・広瀬地区 78 名・伯太地区 89 名
協力雇用主	11 社	

1. 用語解説

本計画書における、主な用語を解説しています。

あ

【**アセスメント**】介護や障がいのサービス提供や生活困窮者等への支援にあたり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しをたてるために、事前に把握、評価、分析を行うこと。

【**あいサポート運動**】様々な障がいの特性や障がいのある人が困っていることや必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を推進する運動。

【**一般介護予防**】要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、全ての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等。

【**NPO（エヌピーオー）**】Non-Profit Organization の略。民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体。

か

【**介護予防**】高齢者が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。

【**介護予防支援**】要支援 1・2 の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成、サービス事業所等との連絡調整などを行う。

【**介護予防・生活支援サービス事業**】市町村が主体となって実施する地域支援事業の一つ。要支援者等に対し、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等。

【**介護予防・日常生活支援総合事業**】市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。

【**協議体**】日常生活圏域ごとに設置され、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する場のこと。

【**協力雇用主**】犯罪や非行をした人を雇用し、自立を支援している事業者。

【基幹相談支援センター】障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として 2012 年 4 月から設置されることとなった施設。地域の相談支援の拠点として専門職員を配置し、障がい者（身体、知的、精神）の支援について総合的な相談業務を実施し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

【ケアマネジメント】利用者の生活課題（ニーズ）と社会資源とを調整、あるいは結びつけることにより、地域での生活を継続的に支援していくこと。

【ゲートキーパー】専門性の有無に関わらず、自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることが期待される人のこと。

【健康寿命】健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

【権利擁護】認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。

【子育て支援センター】子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て 家庭に対する育児支援を行なうことを目的とした期間。

【子ども食堂】子どもに対し、無料又は安価で栄養のある食事や暖かな団らん、居場所を提供する取組み。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組みを含む。

【合計特殊出生率】その年における 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率（出生数／女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す指標。

【合理的配慮】障がい者が社会的障壁を感じずに生活できるよう、過度の負担のない範囲で求められる配慮。合理的配慮も提供は、行政には義務付けられ、民間事業者は努力義務とされている。

【高齢化率】高齢者の人口比率。65 歳以上の人口を総人口で除した比率のこと。

【高齢者買い物支援事業】買い物が困難な高齢者世帯を対象に、ボランティア団体による配達支援を行い、住み慣れた地域で見守りを含めた買い物支援を行う。

【高齢者虐待】高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。

【更生保護】犯罪や非行をした人が地域社会で立ち直れるように支援するとともに、犯罪や非行のない社会を作るための事業・活動。更生保護の基本法として「更生保護法」がある。

【更生保護女性会】女性としての立場から地域の犯罪・非行の予防活動、子育て支援など様々な活動を行っている。

さ

【災害時要援護者】高齢者や心身に障がいのある人、子どもや妊婦など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人。

【災害時要援護者台帳】非常時における避難行動の支援を円滑に行うことを目的として、災害時要援護者（高齢者、障がい者等）の同意を得て必要な情報を登録した台帳。防災課、民生委員・児童委員に提供。

【自主防災組織】災害発生時に、迅速に付近住民の誘導や救出活動、消火活動などの初期活動を行い、被害の拡大を防ぐことを目的に結成される住民の自主防災組織。主に自治会単位で結成される。

【市民後見人】一般市民の成年後見人。講習等で成年後見に関する知識を習得した親族以外の市民による後見人のこと。

【住民主体】地域の問題を解決していくためには住民が主体となっていくべきであるという考え方。社会福祉協議会は、「住民主体の原則」を活動の原則としている。

【社会資源】社会システムの中にある財や資源で、ソーシャルワークでは、福祉ニーズを充足させるものをいう。資金や設備とどまらず人的資源、知識なども含まれる。

【社会福祉事業の経営者】社会福祉法に定められている社会福祉事業を経営する者。社会福祉事業には、入所型の社会福祉施設や利用型のデイサービスセンター、障害者福祉サービス事業などが含まれる。

【社会福祉協議会】社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられた組織。行政や関係機関等と連携して、地域福祉活動の推進、ボランティアの育成、福祉教育の推進などを行なっている。

【自助、互助、共助、公助】

自助…市民（住民）一人一人（あるいはその家族）ができること。

互助…市民（住民）同士が協力し合えば（組織的に共同して）できること。

共助…市民（住民）や市民（住民）組織と行政や専門機関等が協力し合えばできること。

公助…行政や専門機関がすべきこと。

【**シルバー人材センター**】高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。

【**障がい者地域生活支援センター**】障がいのある人が地域で安心して生活していくために、生活支援専門員が必要となる各種サービス利用等のため、相談支援・調整などを行う機関。

【**生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）**】関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら資源の開発、ネットワークの構築、ニーズと取組のマッチング等の調整を行う人。

【**生活支援ボランティア養成講座**】介護保険・高齢者福祉、レクリエーション、高齢者の尊厳、法制度などのカリキュラム履修を義務付けている。修了者は、ボランティアポイント事業に登録して活動ができる。

【**成年後見制度**】契約における判断能力が不十分な人について、その能力を補充するために代理人等を定め、その人が取引社会の犠牲とされることを防ぐための制度。法定後見は、補助、補佐、及び後見の３段階に分かれている。

【**生活困窮者自立相談支援事業**】生活困窮者からの相談に包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析した上でその課題を踏まえた自立支援計画を作成し、必要な支援を行う事業。安来市は市社協へ委託している。

【**総合的な学習**】小・中学校においては平成 14 年度から、高等学校においては平成 15 年度から本格的に実施された教育課程の新しい制度。各学校が地域や学校の実態に応じて創意工夫して特色ある教育活動を展開する時間。

た

【**団塊の世代**】戦後の第一次ベビーブーム期（昭和 22 年から昭和 24 年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。2025（平成 37）年には、全ての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。

【**地域福祉活動計画**】地域における問題や住民ニーズなどを背景にして、それらを解決していくために住民や民間団体等の活動に関する計画をまとめたもの、

【**地区社会福祉協議会**】地域住民が相互協力し、社会福祉の増進を目指して市社協とともに活動していくために設置された組織。各公民館（交流センター）区域に組織されており、地域福祉活動に関わる様々な地域活動者や団体で構成されている。

【**地区少年指導委員**】関係機関、団体の推薦により市長が委嘱及び任命し、子どもの安心安全のために、地区ごとにまとまって街頭指導や子どもの見守り、安全パトロール、環境浄化活動等を行う。

【地域ケア会議】地域の実態に応じ、個別課題解決に必要と思われる本人、家族、民生・児童委員、住民組織、専門多職種等で構成する会議を開催し、高齢者個人に対する自立支援の充実と同時に地域包括ケアシステムの体制整備を進めるための会議体。

【地域支援事業】介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。

【地域包括ケアシステム】介護状態となっても、全ての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで生きがいと尊厳をもって自分らしい暮らしができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的、一体的に確保される体制であり、今日的な介護の基本理念となっている。

【地域包括支援センター】地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。

【ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）】配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

な

【日常生活圏域】高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるようにするため、市町村内にいくつかに設定される生活圏域。

【認知症カフェ】認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう場。

【認知症サポーター養成講座事業】地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成し、認知症に対する正しい知識の普及と地域の見守りネットワーク体制を強化する。

【認知症初期集中支援チーム】サポート医、看護師などの専門職から構成される。認知症が疑われる人や、認知症の人、その家族を訪問し、アセスメントや家族支援など初期の支援を包括的・集中的（おおむね６カ月）に実施する。

【**認知症対応型共同生活介護**】認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。

【**認知症対応型通所介護**】認知症高齢者を対象に、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の支援や機能訓練を行う。

【**認知症地域支援推進員**】認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

【**認定率**】高齢者に占める要介護等認定者の割合。

【**ノーマライゼーション**】すべての人が、障がいの有無、年齢、性別などに関わらず、地域で日常的な生活を送ることが普通の社会であるという考え方。

は

【**バリアフリー**】高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的などの障壁（バリア）を除去（フリー）する考え方。

【**8050問題**】80代の親と収入のないひきこもりの50代の子の世帯が、収入が途絶え、社会的に孤立した状態に陥っている社会問題。

【**BBS会**】兄や姉のような身近な存在として少年たちと触れ合い、悩みの相談に乗るなど様々な更生保護の活動を行うボランティア団体。

【**ファミリーサポートセンター**】地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

【**福祉教育**】すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って接する態度を育て、助け合い、共に生きていく人間の育瀬を目指す教育。市民社会形成のために社会福祉の価値・理念などについて実践を通じて学ぶこと。

【**福祉のまちづくり**】高齢者や障がい者をはじめとして、だれもが安心して安全に暮らせるように、まちをバリアフリー化したり、住民の意識を含めて制度や施策などさまざまな条件を整えたりする活動や考え方のこと。

【**フードバンク**】品質には問題ないが、市場に流通させることができない食品を企業等からもらい受け、必要としている施設や団体、困窮世帯等に無償で提供する活動。

【**福祉避難所**】災害発生時、一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者等の特別な配慮を必要とする避難者のために開設される避難所。

【**法人後見事業**】社会福祉法人などの法人が成年後見人等になり、個人の成年後見人等と同様に、判断能力が不十分な人の保護等を行う事業。法人の職員が法人を代理して後見事務を行うもの。

【**保護司**】法務大臣が委嘱した更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、犯罪予防の活動に取り組んで地域の安全・安心に貢献している。

【**保護観察**】仮釈放者などで保護観察になった人の更生を助けるための処遇方法で更生保護の中心となるもの。保護観察官と保護司が協働してこれを行う。

ま

【**ミニデイサービス**】65 歳以上で介護保険の認定を受けていない人等を対象とし、月 1 回交流センターで、地区のボランティアにより開催し、介護予防に効果のある簡単な運動等を行う。

【**ミニサロン**】65 歳以上の人を対象に、月 1 回半日程度の高齢者の集いを開催し、軽い体操等を行い、閉じこもりの防止、社会参加を促進する。

【**民生委員・児童委員**】民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

や

【**安来市在宅医療支援センター**】在宅医療、介護連携支援に関する相談機関であり、安来市が主体となり、安来市医師会に業務委託を行っている。市、地域包括支援センター、医療施設、介護事業所などの多職種と連携し、地域の医療や介護を支える仕組みを構築する。

【**安来市高齢者生活支援ボランティアポイント事業**】在宅生活を支援するために行ったボランティア活動に対して、ボランティアポイントを付与し、1 人年間 5,000 円を上限に対価を支払い、活動参加や生きがいづくりを促すことで、高齢者自身の介護予防につなげる。

【**ユニバーサルデザイン**】全ての人が使いやすいように考慮してつくられた建物や製品、情報通信技術などのデザインのこと。

【**要介護認定**】介護サービス等を利用するために、要支援 1・2、要介護 1～5 の区分を決定する。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二

次判定の結果によって決定される。

【要配慮者】高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人。

【要保護児童対策地域協議会】市町村が設置する、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

ら

【老人クラブ】「老人福祉法」第 13 条において「老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者」として位置づけられている地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。おおむね 60 歳以上を対象に日常的に声をかけ合い、歩いて集まることのできる小地域の範囲で組織している。

わ

【我が事・丸ごと】高齢化や人口減少が急速に進み、人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきている中、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』の実現に向けて取り組んでいくこと

2. 第2期計画前後の行政（健康福祉部・社協）の動き

※注：(福)福祉課・(介)介護保険課・(子)子ども未来課
(い)いきいき健康課・(社協)社会福祉協議会

平成25年度

- 4月 障害者総合支援法施行（障害者自立支援法の改正）（福）
安来市障害者等総合支援協議会設置（安来市地域自立支援協議会の廃止）
（福）
- 7月 地域包括支援センターはくたサブセンター設置（介・社協）

平成26年度

- 4月 成年後見制度法人後見支援事業を社協に委託（福・社協）
子ども・若者総合支援員1名配置（福）
- 3月 第6期安来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定（介）

平成27年度

- 4月 安心生活基盤構築事業（平成27年～30年）市から受託（社協）
地域包括支援センターやすぎサブセンター設置（介・社協）
生活困窮者自立支援法(福)、自立相談支援事業を直営実施（福）
家計相談支援事業を社協に委託し実施（福・社協）
フードバンク事業（社協）、清掃支援事業（社協）
子ども・子育て支援新制度スタート（子）
幼保連携型認定こども園荒島運営開始（子）
はじめての子育て教室（子）
生活支援ニーズに関する実態調査（社協）
生活支援協議体試行的取り組みを行う（赤屋地区、比田地区）
- 6月 社会福祉法人連絡会設立（社協）
- 7月 子育て応援サイト事業開始（ママフレ開設）（子）
総合相談・生活支援システムの構築（ふくし何でも相談会）市から受託（社協）
- 2月 安来市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体（市全域）設置（介）
赤屋地区生活支援協議体設置（介）
- 3月 特定相談支援及障害児相談支援事業所廃止（相談支援事業所数5→4）
思春期保健連絡会立ち上げ（子）

平成 28 年度

- 4 月 認知症初期集中支援チーム設置（介・社協）
地域密着型通所介護の創設（介）
認知症地域支援推進員配置（介・社協）
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を NPO 法人眞知子農園に委託し実施（福）
生活支援体制整備事業（介・社協）
8 保育所（飯梨・大塚・布部・比田・安田・井尻・赤屋）が保育所型認定こども園に移行（子）
広瀬保育所と広瀬幼稚園が統合し保育所型認定こども園広瀬へ移行（子）
特定不妊治療費助成事業（子）
おたふくかぜ予防接種費用助成事業（子）
- 6 月 生活支援コーディネーター配置（第 1 層・市全域）（介・社協）
- 1 月 高齢者生活支援ボランティア養成講座（介・社協）

平成 29 年度

- 4 月 骨髄移植ドナー支援事業助成金施行（い）
安来市在宅医療支援センターを安来市医師会に委託し設置（介）
障がい者の基幹相談支援センターをステップに委託し設置（福）
生活困窮者自立相談支援事業等を社協に委託（福・社協）
生活困窮者及び被保護者等就労準備支援事業等を NPO 法人眞知子農園に委託（福）
新しい介護予防・日常生活支援総合事業（現行相当）を開始（介）
赤江保育所をやすぎ福祉会へ業務委譲。幼保連携型こども園あかえこども園（子）
新生児聴覚検査費用助成事業（子）
出産記念品事業（フォトフレーム贈呈）（子）
- 5 月 高齢者生活支援ボランティアポイント事業開始（介・社協）
- 3 月 第 7 期安来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定（介）
安来市国民健康保険第 1 期データヘルス計画策定（い）
安来市第 3 期障がい者基本計画策定（福）
第 5 期安来市障害福祉計画及び第 1 期安来市障害児福祉計画策定（福）

平成 30 年度

- 4 月 島田幼稚園及び能義幼稚園を島田こども園、能義こども園として幼稚園型こども園へ移行（子）

- 居宅介護支援事業所の指定権限が島根県から安来市へ移譲（介）
- 介護医療院の創設（介）
- 6月 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（訪問B・訪問D）を開始（介）
- 自立支援型ケアマネジメント会議開始（介）
- 12月 地域包括支援センター評価の試行的実施（介）
- 1月 母子保健検討会立ち上げ（子）
- 3月 安来市自死対策計画策定（い）

平成31年度・令和元年度

- 4月 城谷保育所をせんだん会へ業務委譲（子）
- 風疹抗体検査・第5期定期予防接種（風疹の追加的対策）（い）
- 地域包括支援センター評価の実施（介）
- 6月 十神地区生活支援協議体設置（介）
- 7月 荒島地区生活支援協議体設置（介）
- 8月 安来市地域包括支援センターの愛称「高齢者まると相談センター」を設定（介）
- 大塚地区生活支援協議体設置（介）
- 9月 AIを活用したケアプラン点検開始（介）
- 1月 親子交流センター一時移転（子）

3. 第2期計画以降の検討委員会の経過

平成26年度

【平成27年3月26日】

- ・安来市地域福祉計画（第2期計画）策定

平成27年度

- ・策定初年度
- ・地域福祉活動計画が未策定のため、検討委員会を実施しなかった。

平成28年度

【平成29年3月23日】

- ・安来市地域福祉活動計画について
- ・安来市生活支援事業に対する第三者評価の実施について
- ・市街地における生活支援アンケート調査について（中間報告）
- ・平成28年度「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」事業実施状況

平成29年度

【平成30年3月23日】

- ・安来市地域福祉活動計画の進捗状況について
- ・安来市生活支援事業に対する第三者評価の実施について

平成30年度

【平成31年3月26日】

- ・安来市地域福祉活動計画の進捗状況について
- ・安来市第3期障がい者基本計画について
- ・安来市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
- ・安来市生活支援事業に対する第三者評価の実施について

平成31年度・令和元年度

【令和元年11月20日】

- ・安来市第2期地域福祉計画策定以降の経過及び評価について
- ・安来市第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画について

【令和2年1月31日】

- ・安来市第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について

4. 安来市地域福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく安来市地域福祉計画の策定及び策定後の管理等を行うため、安来市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 安来市地域福祉計画案の策定に関すること。
- (2) 前号の策定のために必要な調査及び検討に関すること。
- (3) 安来市地域福祉計画の管理、評価及び見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に識見を有する者
- (2) 福祉に関する市内の団体の代表者
- (3) 福祉サービス提供事業者の代表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、委員に委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わるができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成21年7月24日から施行する。

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

5. 安来市地域福祉計画検討委員会委員名簿

(任期：平成 31 年 2 月 1 日～令和 3 年 1 月 31 日)

区分	組織・名称・所属	役 職	氏 名	備考
有する者 社会福祉に見識を	学校法人 広瀬学園 島根総合福祉専門学校	校長	堅田 知佐	会長
	安来市民生児童委員協議会	会長	岡屋 榮六	副会長
	安来市身体障害者福祉協会	会長	石倉 刻夷	
	安来市老人クラブ連合会	会長	安達 紘二	
福祉に関する市内の団体代表者	安来市健康推進会議	副会長	須藤 操	
	安来市交流センター連絡協議会	副会長	原 治男	～R1.5.31
		副会長	細田 昇	R1.6.1～
	安来市自治会代表者協議会	幹事	長谷川 照正	～R1.5.31
		幹事	横山 康	R1.6.1～
	一般社団法人 安来青年会議所	理事長	大和 晃介	～R1.12.31
		理事長	木下 淳	R2.1.1～
	安来市 P T A 連合会	会長	安部 慎	～R1.5.31
		会長	遠藤 浩明	R1.6.1～
表者 福祉サービス提供事業者の代	社会福祉法人 安来市社会福祉協議会	事務局長	田中 正美	
	安来市立病院 地域連携室	室長	竹田 裕司	
	社会医療法人 昌林会 介護老人保健施設 昌寿苑	次長	廣江 隆能	
	社会福祉法人 せんだん会 特別養護老人ホーム やすぎの郷	施設長	梅林 大三朗	
	社会福祉法人 やすぎ福祉会	事務局長	尾形 太	
	島根県農業協同組合やすぎ地区本部 JAしまね やすぎ福祉サービスセンター	施設長	山岡 茂子	

6. 安来市地域福祉計画検討委員会事務局名簿

組織・名称・所属	役 職	氏 名
安来市健康福祉部	次長	高木 肇
安来市健康福祉部福祉課地域福祉係	係長	石原 陽介
	主幹	仁田 奈央子
	主幹	足達 まり子
	主事	岩田 夏奈
安来市社会福祉協議会	主査	谷口 広行
	主幹	野口 光雄

あ と が き

近年の急速な高齢化・核家族化の進展や少子化に伴う人口減少といった社会情勢のなか、生活困窮やひきこもりなど多様化・複雑化した問題を抱える世帯の増加に加え、地域における人間関係も希薄化しています。

地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会を理念として、市民一人ひとりが尊重され、誰もが自分の役割と生きがいを持って、「我が事」「丸ごと」として地域福祉活動に参加し、住み慣れた愛着のある地域で、共に生き、助け合いが出来る環境が大切であり、こうした背景から、第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定いたしました。

このたびの計画は、安来市社会福祉協議会の活動計画と統一性を持たせ、福祉の課題解決に向けた、施策の推進を図るものにしており、これからの5年間は、進捗状況、施策の検証を行いながら、必要に応じて計画の見直しを図ってまいります。

今年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。障がい者施策に対する市民意識の醸成が図られ、共生社会に対する理解が深まることが期待されている一方で、団塊の世代の方々が75歳となる「2025年問題」も目前に控えております。

地域福祉の視点に立った、ボランティアや相談支援体制などのサービスを「縦割り」から「丸ごと」へ転換することが大切ではないかと考えております。支え合いながら地域社会で共に暮らしていくことが日常となるように、「ふだんの、くらしの、しあわせ」である地域福祉を通じて地域共生社会のまちづくりを進めてまいります。

最後に、策定に携わっていただき、貴重なご意見、ご提言をいただいた委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、今後ともご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

令和2年3月

安来市地域福祉計画検討委員会事務局



安来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期計画）

人と地域で支え、助け合う、共生社会のまちづくり

令和2年3月

【編集・発行】

安来市健康福祉部福祉課

〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬 1930-1

TEL 0854-23-3211 FAX 0854-32-9008

社会福祉法人 安来市社会福祉協議会

〒692-0011 島根県安来市飯島町 1240-13

TEL 0854-23-1855 FAX 0854-23-1867